

第二期

神戸の冬を支える会

報告書



震災文庫 7 - 272
- 1

第二期神戸の冬を支える会報告書

- 一、神戸の冬を支える会第二期を振り返って
- 二、震災と二、野宿
- 三、座談会
- 四、生活保護の壁
 - 一 見捨てられ行き場のない女性たち
 - 二 追い退てをめぐる課題と問題
 - 三 襲撃やいたずらについて
 - 四 医療（日常の医療・結核・アルコール依存症
 - 五 労働―仕事・労災・不払い
- 五、越年・越冬の取り組み
- 六、仲間の集い
- 七、第二期行政交渉
- 八、会計報告
- 九、第二期神戸の冬を支える会 資料集

2008

75 57 49 36 9

80 77 70 65 55 51 44 42 37 34 28 10 5 1

一、『神戸の冬を支える会』

第二期を振り返って

第二期を振り返るにあたってまず、『神戸の冬を支える会』への、北は北海道から、南は沖縄までの個人・団体の皆様方一人一人のご理解・ご協力・ご援助に対し、心からの感謝とお礼を申し上げます。

1995年10月は、震災後の緊急援助に十分に対応出来ていないうちに、早くも厳しい冬を迎えなければならない、不安と焦りに満ちた時期でした。その中で、同じような思いを持った人々・グループが集まり、今神戸の街で何が必要なのか・何をしたらいいのか等について、話し合いました。そこで生まれてきたのが『神戸の冬を支える会』でした。目的・趣旨・活動内容等、十分な討議・確認がなされないうちに、ばたばたと人々が路上で凍死していくという、悲しい現実に出会ってしまいました。とりあえず「もう、一人も死者を出してはならない」とのスローガンのもとに、『冬の家』を開設しました。一時寝ぎながら万全を期した『冬の家』でも、残念ながら一人の死者を出してしまいました。それでも、それなりの成果があったと思います。冬が過ぎ春になっても、神戸での路上生活の状態は、『冬』のままでした。数回の話し合いを通して、『支える会』を継続することになりました。名称もあえて『冬』を残し、内部的には第二期『神戸の冬を支える会』として、

継続・再出発することになりました。第二期の方向性として以下の三点を確認し、歩み始めました。

- 一、具体的に開くことにより、課題を見ていく
- 二、見えてきた課題に関わっていく
- 三、自分も含めた社会の開わりを問い、社会・行政に訴える内容を明確にし、働きかける。

一、具体的な開わり

a 夜回り・日中回り

1995～96年にかけての越冬対策としての『冬の家』が開鎖された後、2月～3月にかけて新しい取り組みとして、バプテスト教会・カリタス神戸地区・YWCA等を中心に、新しい地域での夜回りが始まりました。また昼間のリサーチ・日中回りも強化されたり、新しく始められました。第二期に入ってもこれらの活動が継続されました。生田川から東をYWCA、生田川西から湊川公園までを中山手・カトリック社会活動神戸センター、JR神戸駅を中心にバプテスト教会、須磨浦公園を中心にカリタス神戸地区を、各々の担当場所として活動を継続しました。今までは地域的に言ってもごく限られた開わりでしたが、とりあえず東は東灘区、西は須磨区と、神戸市の海岸線はカバーすることが出来るようになりました。水曜日は中山手、木曜日はカリタス（1997年3月からは金曜日に移動）、金曜日はバプテストが各々中心になって、夜回り活動を続けています。土曜日はYWCAが日中り

サーチ（冬季は夜回りも）活動をしています。現在神戸では約300名の人々が、路上での生活を余儀なくされていると思われます。私たちが関わっているのが150〜160名ですから、まだまだ関わりきれないのが現状です。

b 仲間の集い

『冬の家』での共同生活で学び感じたことを何らかの形で継続したいと言うことで始められた『仲間の集い』に、積極的な参加への努力がなされました。1996年5月18日には第二期としての第1回（通算第5回）目の「集い」が持たれ、1997年4月19日の第12回（通算第16回）まで毎月一回休みなく継続できました。（詳細については別項参照）

c 個人との関わり

夜回り・自由リサーチ・仲間の集い等を通じて、たくさんの人々と接することができました。当たり前のことですが、一人一人が各々の歴史を持ち、課題・問題・重荷を荷なっている現実と接することが出来ました。

二、関わりから見えてきた具体的な課題

a 現行政施策に関して

① 現行法の中身・生活保護が受けにくい、

住む所がない 更生センターまで

しんどい生活をしている人々、自分の努力だけでは生活出来ない

い人々を支えるために生活保護法があります。住む所もない人々こそ苦しい思いで生きておられるはずですが、しかしながら、住む所のない人には生活保護が適用されないのです。例えば住む所があったとしても、生活保護で支払われる住居費で賄える住まいを探すのは、不可能に近いのが現実です。この一年間、神戸市中央部の不動産屋さんの殆どと顔見知りになるほど探し歩いたものです。それでもこの一年間で、17名の人たちが生活保護を受けることができました。但し殆どの人がアパートではなく、ドヤ（日払いの低家賃部屋）しか見つからなかったのが現状です。更に神戸市では、福祉事務局長委任規則により、住所不定者は各地の福祉事務所では生活保護の申請が出来ないことになっています。窓口は保護課のもとにある更生センターと言われていますが、実は更生センターでは施設内での生活保護のみが想定されていて、居宅保護等の可能性はどこにも見い出せません。

② 現行政施設の中身

神戸市が福祉の十分な実践として誇る更生援護相談所は、職員への努力はすばらしいものであっても、組織・構造的に多くの課題を抱えているように思います。まず神戸市が、路上生活者を自分と同じ人間だとの認識の下に、物事の解決を探しているようには見受けられません。施設収容人員数も第一期での約束がずっと1996年12月に果たされ倍増したものの、路上生活者数には遥かに及ばない数です。1〜3月には炊き出しが行われましたが、原則的には食事のない施設なのです。食べなくても人間は生きてい

けるとでも思っているのでしょうか。食事もなく、風呂もなく、どこが健康で、文化的な生活なのでしょうか。交流の日の医療相談で診療・治療が必要だとされても、一人で行けば追い返されるのは、何なのでしょう。更に現存の宿泊施設は男性に限られていて、女性の行き場所は神戸市の施設としてはなく、ましてや夫婦に関して皆無です。

③ 仕事がない

年齢的に就労可能な人々であっても、住所・保証人の必要な職業安定所で紹介されるような仕事は、何ら役に立ちません。まして、例え就労出来ても一ヶ月後の賃金支払いでは、この間の生活は不可能です。路上生活者にとって可能な職種としては、不本意ながら建築・土木関連の日雇い労働で、それ以外の選択肢がありません。現況のような機械化・不況の時代には、この唯一の可能性さえもままならないのが現状です。行政はこの実状を受け止め、独自の就労対策を講ずるべきであるにも関わらず、何の手立ても加えていません。まして「労働行政は県の管轄」との理由で、関わろうとしないのです。

と 毎日の生活との関わりから

行政側に見られた路上生活者への差別、偏見、或いは一人の人間として受け入れようとする姿勢は、単に行政の役人だけのものではなく、彼等を支えている一般市民に深く根ざしているように感じられます。公園や路上からの追い出しは、ちようどゴミや邪魔物を取り除くように、この一年間繰り返し行われました。上

本局公園管理課だけではなく、交通局、教育委員会、警察までもが、追い立ての主人公として名を列ねるようになりました。彼等の口から出る常套句は、「市民からの訴えがありました。」で、「市民の思い」が十分生かされているようです。火のついたタバコや鉄棒が、ダンボール・ハウスやテント小屋に投げ込まれる等様々な襲撃が繰り返されています。事の極みは7件もあった放火です。この一年間これらの出来事で、誰一人として命を亡くさなかった事こそ奇跡と思えるほどです。「狭くても良い、安心して休める場所が欲しい」との願いは、わがままな願望なのでしょうか。安心して休めない生活、食事のままならない生活が人の健康に良いはずはなく、病気になるのも当然と言えましょう。残念ながら今期も又、脱水状態・栄養不足で、若くして亡くなって逝かれた人がいます。アルコールに関連した問題も後を絶ちません。

三、課題への取り組み・働き掛け

個々の取り組みに関しては、高い行政のハードルにも関わらず、それなり、そこそこのものが出来たと思っています（各項目参照）。しかし10回にも及ぶ対市交渉・申し入れは、実に爽りの少ない結果に終わったと言えましょう。これは私たちの力量の無さだけではなく、路上生活者に対する行政の思いのなさによる所が大きかったと思います。言い訳っぽい表現ではありますが、人材の不足から一般市民へのアピールの場を十分に見付け出すことが出来ず、行政との関わりを弱め、路上生活の当事者達とのコミュニケーション

ンに欠け、更にそれが当事者同士の連帯に繋がらなかったように思えてなりません。第一期から引き継いだ全ての課題を第三期に引き継ぐことは苦しい事ではありますが、私たち一人ひとりが変わらない限り永遠に解決出来ない課題かもしれません。皆様方のご協力、ご理解、ご援助を引き続き願いながら、全ての人が人間として受け入れられ、生きる事の出来る日が、一日も早く実現するよう、共に歩みたいと願っています。

(代表 村田 稔)



二、震災と野宿

「震災救援活動だと思って支援しているのに被災者ではない人（ホームレスの人々）を支援しているのは納得出来ない」と言う意見があると聞きました。震災救援活動が野宿者支援の活動に広がった経緯等、震災と野宿に関して気づいたことを（未整理ですが）メモします。「神戸の冬を支える会」（以下、支える会と略）が出来た経過は第一期の報告書に書かれているので詳しくは繰り返しません、震災救援活動から始まったことは他の地域や寄せ場と異なる神戸の特徴だと思います。

住所の無い人は災害救助から排除された

《被災地では救援団体や行政、被災者の間に『避難者の中に被災者でない人がいる』という声がある。地震が襲った時に住む所の無かった人が救援から排除されている」という状況がありました。

例えば、罹災証明を持たない人が避難所から追い出された。食事の配給を断られた。医療を受けられなかった、野宿しているらしいと思われる、「どこかの町内か」としつつ聞かれたり、「あんたらの来る所と違う」と言われたり、「うちの避難所には、ホームレスはいない」とボランティアが自慢したりした。「うちらをホームレス扱いするのか」と行政に怒りをぶつける「被災者」もいた。避難所の塀の外で栄養失調で亡くなっていた。行政も、ボランティアも、「被災者」も、「ホームレスは救助しなくてよい」と考えているようでした。同じ様に被災して住居のない状態（ホームレス）になったのに、《災害救助》から排除される人々がいるこ

とに納得出来ない者が集まって「支える会」を始めました。公園に2つのテントがあり、食べ物のない人が寝ている。片方は「元々のホームレス」だから放って置き、片方は「被災者」だから救援する。そのような差別は認められなかったのです。それを裏返して、「震災以前から野宿していた人は支援するが、震災で家を失った人は支援しない」と言った考えも納得出来ません。「支える会」は住む所に困っている人を支えようと考えて来ましたが、野宿している人の問題に取り組みのが精一杯というのが実情ですが、被災者の状況にも関心は持ち続けています。

国連の調査団へ被災地では居住権・

人権が侵害されていると報告

1995年5月、神戸市は避難所の調査を行いました。調査マニユアルの中に、「不適格者は出て行くように指導する（ホームレス、罹災証明の無い人）」と書いてありました。

1995年7月初めに中央区の避難所を訪問している人から、「避難所から罹災証明の無い人が追い出されようとしている」と聞いて、災害対策本部と話し合ったのですが、「元々のホームレスの方には自立するようお願いしました」と言うのです。「元々のホームレスは救助の対象でない」と、困っている人の食事を打切つて避難所から追い出すような行政は、「公認の被災者」に対しても同じことをするだろうと予感しました。

8月20日、約1万人が避難生活をしているのに災害救助法は打ち切られ、行く先が無いために学校や公園で避難生活している人は、不法に占拠しているかのように扱われました。行政は、「仮設住宅に移れ。仮設住宅の数は足りている」と言いました。数は避難所にいる人の数に合っていたかも知れませんが、しかし、多くの仮設

住宅は住んでいた地域から遠いため、通勤、通院、買い物が出来ないといった問題、地域の人間関係から切り離されては暮らせないという問題、老人や障害者ばかり集めた仮設では支え合うことも出来ないといった問題があり、仮設に移った事を悔やむ人、行けないと避難所に留まる人等、様々な問題が生じました。地震で得意先が潰れてしまったので自分の会社も倒産し、野宿しているという人にも会いました。「遠隔地の仮設に入ったが、朝早い仕事で電車が間に合わないから仕事に行けない」と野宿している人には幾人も会いました。人が野宿に追いやられて行く様を、こんなに身近に、次々と目にすることは少ないと思います。国連の調査団はこのような現状を詳細に調査し、「避難所、仮設、公園等の居住環境は国際人権基準を下回っている。住み続ける権利が保証されておらず、政策決定に市民の参加がない」等多くの指摘をし、「このままだと神戸は日本のホームレスの首都になる」と警告しました。「被災者」と「ホームレス」の問題は重なっているのです。この調査団の活動をきっかけに、人権としての居住権という思想を学び、住むとはどういうことを考えるヒントを与えられました。

震災復興計画からも排除

支える会の第一期（1995年末～1996年4月）は、震災直後の救急の時期が終わり、神戸市が避難所解消にやつきになっている頃でした。この頃の問題は、仮設住宅が生活に適した場所に建っていないのに災害救助法を打ち切り、避難所を閉鎖すると脅迫し、無理やり追い立て、被災者は行く当ても無く、不安な毎日を送らされたことでした。避難所からも排除された「住居の無い人」は当然仮設住宅にも入れませんでした。

第二期（1996年5月～1997年4月）は（避難所・待機

所）（仮設住宅）に身を置いていた人が、（恒久住宅）に移り住み始める時期になります。この頃に私たちは、生活保護の問題に取り組み始めました。1996年初夏、野宿している老夫婦の「疲れ果てた。屋根の下で寝たい」と言う訴えから、生活保護を受ける方法を考えました。神戸市は「福祉事務所は『住所不定者』の生活保護を受け付けない」と決めているので、ドヤに宿泊して（住所がある）ことにし、生活保護を申請しました。三畳一間に夫婦二人は辛いのですが生活保護を受けられることになり、「よかった。困っている人にはどんな生活保護を受けるように勧めよう」と思ったのですが、行き詰まりました。それは、地震によってドヤもたくさん壊れ、空室が殆ど見つからなかったからです。

このことから、震災復興住宅計画の中には日雇労働者が利用して来たドヤが含まれていないことに気づかされました。持ち家が壊れた人、借家が壊れた人、震災で住んでいた所を失った人に対しては、国、県、市は公営住宅を建てて家賃の補助をし、何とか住む所を保障するふりをしています。不十分だという批判にも関わらず、建前上は不足しないと言います。ところが、震災の時に野宿していた人に対しては、「（元々のホームレス）は対象でない」と言う扱いをするだけでなく、ドヤを利用していた人のためには何も建てられません。ここにも明らかな差別があり、存在が無視されているのです。

住所の無い人は、災害救助から排除されただけでなく、復興・生活再建の場面でも存在を無視されたわけです。このままだと今後都市で災害が起これば同じことが繰り返されるでしょう。

ホームレスに対する扱い

被災者に対する扱いの原型だった

神戸市は「福祉事務所は『住所不定者』の生活保護を受け付けない」と決めているため、避難所にいる「被災者」が生活保護の申請をすると、「避難所は適切な住居とは認め難い。仮設住宅に移れば受理する」と拒否しました。しかしその後、被災者の粘り強い運動によって生活保護申請が受理される場合も増えましたが、ここでも「被災者とホームレスは違う」という結果が残りました。地震前から「ホームレス」だった人に対する生活保護申請についての取り扱い、地震後に「ホームレス」になった被災者に対するものと同じだったのです。

居住の実情を無視した罹災証明

日雇労働者は、仕事に就くことが出来てドヤ代が払えればドヤに泊まる。飯場に入れば、飯場で生活する。しかし、仕事に就くことが出来ず、ドヤ代を払えなければ、外で寝る他ありません。

A. 地震の時に泊まっていたドヤや飯場が壊れた人は「被災者」と認定され、罹災証明が発行されました。

B. 泊まっていたドヤや飯場が壊れなかった人は被害を受けなかった人とされ、「罹災証明」をもらえませんでした。

C. 泊まれなくて野宿していた人も「被災者」になれませんでした。

A、B、Cの違いは、偶然に過ぎません。その偶然の違いによって、ある人は避難所に留まり、仮設住宅に入る資格を得られ、恒久住宅にも入れることになります。別の人は避難所から追い出され、仮設にも、まして恒久住宅に入る権利も与えられません。これは、日雇労働者の実態を無視した扱いだと言わざるを得ません。

ホームレスと呼び方について

日本では過去に住所の無い人を差別的に「浮浪者」等と呼んでいました。最近はその代わりとして「ホームレス」と言い換えただけなので、その言葉は差別的な響きを持つようです。しかし、震災によって住む所を失った人も、他の原因で住む所を失った人も、Homeless（家が無い）なのです。それなのに、震災の日に野宿していた人は「被災者ではない」として、ひどい扱いを受けました。

なぜそうしてもよいと思うのでしょうか？ どうして「元々のホームレス」と「被災者」は違うという意識が生まれるのでしょうか？

多分、「地震は自然現象であり、被害を受けたのはその人の責任ではない」という思いがあるからでしょう。裏返せば、「ホームレス」になったのはその人の責任という意識があるのです。「独自の哲学を持っている（青島東京都知事）」「怠け者だ」「働く気がない」「好きで野宿している」「自由人だ」等、様々な決めつけが行われています。しかし一人一人に出会い、どのように生きて来たか聞かせてもらおうと、好きで野宿し始めたという人はいません。失業や倒産、出稼ぎ、家族の分離等各々に事情は異なっても、やむを得ず野宿に追いやられるのです。（一人の人にとって、地震が原因でも、倒産が原因でも、住む所のない困難は困難です。）そして、そこから抜け出す道が見つからない中で、あきらめに至る人も少なくありません。

憲法25条にいう「健康で文化的な生活を営む権利」を行政が具体的に保障すれば、野宿を強いられることはないはずです。生活保護を受けるようになった友人を見て、「自分もアパートで暮らしたい」と相談に見える方も増えてきました。可能性があれば、希

望も持てます。「ホームレス」を差別の言葉でなく、状況を表す言葉に変えられたらと思います。

災害の前が災害の後に影響する

震災以前に神戸市の福祉行政や国、県の労働政策がもう少し良ければ、野宿をしないで生活出来ていたはずで、住む所（居住権）が保障されていたら震災の時に野宿しておらず、災害救助の対象にされていたはずで、とすれば、震災前の行政の不行き届きによって、震災後に不利益を受けていることになります。今は、次の災害に備えるべき時期でもあります。今、居住の権利を保障しなければ、また同じことが繰り返されるでしょう。つまり、「震災時に神戸にいなかった、被災しなかった野宿者は放置されても良い」と言いたいのではなく、「普段にこそ人権を保障すべきだ」と言いたいのです。

被災者への差別

これまで、「野宿者」が「被災者」扱いされず差別された、と言う側面を述べて来ましたが、被災地では「被災者」が差別される問題が深刻化しています。復興が謳われている中で、多くの人はまだ生活再建のメドが立たず、避難所、待機所、仮設住宅で生活しています。そうした人に、「いつまでいるのだ」「いつまでも甘えている」「早く出てしまえ」と言ったプレッシャーが行政からも、「市民」からもかけられています。

悲しい事ですが、避難所から不便な仮設に移った人が、残った人を「わたしも泣く泣くこんな所に来たのに、あんたはいつまでいるつもり。避難所はガス代も電気代もいらんから残ってるんやろう。」と批判したり、「仮設は家賃がいらんから、出ていかへ

んねん。」と言うのが仮設から恒久住宅に移って家賃を払い始めた人だったりします。

しかし仮設にいても支払いが出来ないために、電気もガスも水道さえも止められる人があるのです。生活再建出来る人から先に出て行き、後に残る人は見通しの立たない人です。行政は、仮設解消を急いでいます。行く先の無いままに解消されたら、路上や公園で寝る事になるかも知れないのです。

（野々村 耀）

CJG

中学生の目から見た夜回り

渋谷悠方

中学生の目から見ると正直言って夜回りは、ボランティアという域をこえているような気がします。路上生活者の人達にとって夜回りは、一つの安心できる人達であり、自分の事を話せる人達になっっているような気がします。

Mさんは、僕達が行くと毎回の様に昔の話をしてくれます。一度戦前の話を十分程聞いたことがありますが、全くわからず、知識不足を痛感することもありました。また、路上生活者の人達の関係も聞いたことがありましたが、ほとんどがグチだったように僕の耳は感じました。そして呼ばれる時は、いつも「ボウズ」と呼ばれます。その度にそんなにガキに見えるかなあ、と思うのですが、しかし、そういうグチや昔の話をしてくれるのも、「ボウズ」と呼ぶのも、相手が自分に対してある程度心を許してくれている、安心してしてくれているんだと、最近になってやっと気付きました。

さっき、夜回りはボランティアの域を越えていると書きましたが、人によってボランティアという域は違いかもしれませんが、夜回りは人と人としての個人レベルでの付き合いで、夜回りをしている人は奉仕ではなく、『こうするのが当然』として活動しているように僕には見えてきます。路上生活者の人達は夜回りを必要とするギリギリのラインにいるわけです。それに答えるように夜

回りの活動があるのです。だから路上生活者の人が助けを必要とすれば夜回りはそうする義務みたいなものがあると思うんです。その義務というのが、『こうするのが当然』というのにあたると思っています。また、夜回りが個人レベルでの付き合いだというのは、あくまで、自分達は夜回りをしてあげているのではないんだ、ということを示し、同じ目の高さで話をするということです。もし、自分達は夜回りをしてあげているんだ、ということが分かるような行動をとったり、上から見下ろすような話し方をしたりすれば、夜回りでも何でもありません。単なる見回りにすぎません。そのようなことでは路上生活者の人達が心を許すことも、安心できることも何もあるはずがないのです。そして相手が必要とする事は決してしてはいけないということです。またたえ、こっちは様子がおかしいと思って、相手が「かまうな」と書いてしまえばこっちは、どうする権利もないのです。しかし、この二つは一般常識ではないか、と思われるでしょうが、この二つが夜回りの中の基本中の基本であり、一番大切なことなのでは、と僕は思います。

世間から冷たい目で見られ、精神的にも疲れている路上生活者の人達の良き聞き手になっていきたい。そう思っています。

三、座談会（1997年5月4日）

座談会参加者

青木…神戸YWCA救済センター

岩佐…カリタス大阪神戸地区委員会

加藤…日本バプテスト教会神戸教会

溝口…カトリック社会活動センター

森山…日本バプテスト連盟震災現地支援委員会

吉山…兵庫県被災者連絡会

宇根…神戸の冬を支える会専従

佃…日本基督教団兵庫教区社会部委員会

佃：今日はお忙しい中、お時間をとって頂いてどうもありがとうございます。今日のテーマは、この第二期のトータルテーマである「何で住むとこないねん」なのですが、とりあえず各々の現場からこの1年を振り返っての状況報告を頂いて、それをシェアしたいと思います。当事者の方々の姿や現状、あるいは今後どうなっていくのか、そしてどうして住むところがいまだにそうした方々に無いのかを、私達なりに少しでも理解できればと思っています。そして読んで頂く方にも、神戸の状況も含めてどうしても当事者の方々がそういうところに追いやられていくのか、あるいはどうしてそうした方々への救済やリリーフが十分でないのかについて、関心をもって頂く糸口になればと思います。

加藤：バプテスト連盟の方からお話しを頂ければと思います。ちょうど1年と3か月程になります。JRの神戸駅の周辺、そ

して新開地、兵庫にかけてのエリアをA、B、Cの3つのエリアに分けています。個人的に何人かの者は釜ヶ崎の夜回りに行ったことがあったのですが、実際に自分たちでやるのは初めてで、中山手の方々にむしろくつきながら始まったわけですね。1年間の経験の中で、夜回りが自分たちにどういう意味をもったのか、あるいは出会うおじさんたちにどういう意味があるのか、少しずつ経験して来たかなと思っています。毎回、大体平均30人位の方と出会っています。特に季節ごとの上限と上下というのはそんな目立ったものは無いと思うのですが、ただこうして見ると7、8月の一番暑い時にやはり谷間があつて少ない。それから12月から1、2月初め頃もやはり少ないかな、という結果が出ています。これは多分三つのコースの内一つ、Cコースは地下街をずっと歩いて行くんですが、地下街にはもちろん住居を構えることが出来ませんから、本来寝る場所からちよつと出て来て、一服しているところで僕らがまた出会う。ですから出会える時と出会えない時のギャップが非常に大きい。住んでいる場所を訪ねるわけではないですから。その影響で、一番暑い時とか一番寒い時は皆さん住んでいる場所から動いていないのではとも思われます。いずれにせよ、全体的にこの1年間新しい方と出会うとか、入れ代わりつつも路上で生活している人は全然減ってはいない。年齢的には、やはり50代から60代の人ですね。いろんな形で仕事を失い、体を壊している方もおられます。この1年間で5、6人の方が生活保護を受

けるようになりまして。一番最初のケースは、Kさんというご夫婦。「初めて会った時、ちょうど「しのぎ（路上強盗）」にあって有り金全部取られてしまい、毎晩寝る場所を転々とし、もう行くところがない」と、追い詰められた思いでした。一緒に区役所に行きましようと中央区役所に行ったところ、夫婦のケースは初めてだったらしく、「じゃ男性は更生センター、女性は婦人相談所に」と別々の対処しか出来ないと言われたんです。しかし、「夫婦として暮らしている人に別々にしか処遇出来ないのはおかしい」と粘りまして、最終的にはドヤを見つけて、そこに入ることで生活保護を受けるということが初めて起こった訳です。それ以来、JR神戸駅付近におられる、段ボールを集めたり、いろんな金物を集めて生活をしておられた数名、年齢的にも65歳を越えられた方たちに、順次生活保護を受ける形でドヤに入って頂くようになりました。ただ今ぶち当たっているのは、行政は生活保護の目安を65歳からとしているんですね。でも実際に出会う人たちは50代で体を壊している人が多い。こういう方にはまず更生センターという選択しかない。路上からは、まず更生センターかまたは路上に居続けるかの二つの選択肢しかないということ。もう一つは、アルコールの問題ですね。アルコールによって、自分で生きていく可能性を狭められているように思えます。

岩佐：カリタス神戸地区は須磨浦公園と山陽月見山駅辺りを回っています。年間通しての平均人数は出ていませんが、少ないの

は3、4、5月のお花見の時期なんです。この時期須磨浦公園は、お昼は学生やら、老人会、婦人会、夜は会社帰りの人達が宴会をするので、とても居辛い。長くここに住んでいてそれが分かっている人達は、その間だけどこかに引っ越してしまおうんです、きれいに片付けて。その人達が戻ってくるのが6月の終わり位からなので、それから増えるかなと思うのですが、冬は多いですね。夏も、涼しいのと、海水浴のお客さん目当てのお店で割と食べ物が手に入りやすいので、結構多いみたいですね。今まで関わっていた三人が更生センターに入り、一人が亡くなって、二人はお仕事が見つかってアパートに入りました。それから、地震の時に仮設にいたのだけれど、「疎（そう）」の状態で戻ってふらっと出て来てそこに住み着いた人が今仮設に戻ったとか、怪我をして「かごいけ荘」に入れてもらったんだけど、その後行方不明の人とか、いろいろです。若い人たちは割と仕事があるようで、その場所がすごく便利だし、稼いだお金を家賃に取られないので、そこにいたい人も何人かいます。話をしても、「別に困っていないんや。自分たちはこういうのを楽しんでいる」という言い方をするので、それ以上突っ込んで聞けないこともあります。また、「適当に仕事があつて、ある時だけ働く」とか、「年をとっていても、決まったつてがあつて、仕事が無い時はそこにいる」と言う人もいます。働くのを嫌がっているのかなという感じですね。それからあるおばあちゃん、障害を持った息子と二人でいるらしいけど、場所も

名前も教えてくれない。朝7時前くらいから駅に座っていて、通りがかりの人に「100円ちょうだい」って言ってる。そういう生活をしていても、特に自分の物は欲しがらない。どこへ行くにもとにかく息子が心配で、息子の肌着とか着替えは欲しいけど、という感じですね。駅の警備員のおじさんたちも割と気を付けてくれているし、通りがかりの人達も100円や110円をあげている。わたしたちは、物だけの関係というのは無いように気を付けています。週に一回物をあげるのには関わりの手段でしかないと考えていましたけれど、逆に粗ゴミから拾って来た新品の物を、わざわざ「売ったらいいよ」「魚を釣った、おいしいから食べてごらん」なんて下さる方が出てきた。「これは良い関係だなあ」と思っていたら、先日誰か怒っている人がいて、「あいつはな、あんたらに毎月20万円相当の物をやっつとる言うてるでえ」と言うんです。そう言うことを他の人にすごく自慢気に言いふらしていたんですね。

佃：それは路上生活の人がくれるんですか。

岩佐：そうなんです。やっぱり受けるばかりだったら嫌だから、人にあげたいという気持ちがあるんだろうと思って。その人の気持ちや大事にしなきゃいけないなあと思って、下さった「ありがとう」と貰っていたんです。そしたら陰ではそう言っているって聞いて、「これはしまったなあ」と思って、困っているんですけど。でもまあ知っている人は知っているし、関わりのない人に言っているのではなく、「あいつまたほら吹いてる」

という感じで聞いてくれている人もいるから良いのですが、これはちょっと考えないといけないなと思いました。それから、ずっと山の上にも何人かいるらしいんですけど、まだ出会えてはいないですね。それが今の状態です。

佃：今は何人と出会いますか？

岩佐：四人位です。すごく耳の悪いおじいさんがいて、なかなか話が出来ない。そこで寝ている場所が分かったら、お手紙や案内を置いて帰るんですけど、起きていたら「ありがとう、読んだで」と言ってくれる、それだけなんです。これでいいのかなというも思っています。

佃：バプテスト連盟さんが出会っている人とは、少し違うような感じがしますね。バプテスト連盟さんの場合はかなり高齢の方が多くて、体も壊していて、あまり仕事もない。でも今のカリタスさんのお話だと仕事も結構まあああって、それなりの生活が出来ているから逆にそこにいるメリットを見つけているようなことなんでしょうか。

岩佐：アパートに入ったら家賃がいるやろお、という感じですよ。

だから、嘘かどうか分からないけれど「300万位の貯金はあるんですよ」という人も。(笑)

宇根：震災以前から須磨浦も回ってはったんですか。

岩佐：いえ、噂は聞いてたんですが、あの辺は食べるのに困っている人がいないということで、須磨浦までは回れなかったんです。三宮の生田川からハーバランドまで、大倉山、新開地、

それだけで精一杯で、須磨まで行ってなかったんです。

佃：今も、三宮、生田川、大倉山へも行っているんですか。

岩佐：いえ、今は中山手の皆さんにお任せしています。

佃：じゃあ、YWC Aさん。

青木：YWC Aの方は、路上生活の人をあえて対象にするという
ような回り方ではなくて、震災で公園に避難している人をサポー
トするという形から出て来たものなんです。夜回りを始めたの
が、「支える会」の第一期最後の頃の2月に、初めて周辺へ行
く。周辺と言っても、大体生田川から石屋川方面で、普段昼間
に公園巡回している範囲を回った訳です。96年度も冬を前に、
震災に関わらず野宿の人の問題はやっぱり深刻やし、凍死の危
険性がある。「特に冬については」、と言うことで11月から本格
的に始めた訳です。ま、一番寒いと思われる1月終わりから2
月をメインに大体毎週土曜日にやった結果というか、数々の
結果を積み重ねてもらったんです。多分他の地域と全く違うの
は、小さい公園が多くそこに一人だけでいはるのが多いという
こと。公園同志の付き合いがなく、ある意味で独立している
ことだね。自分一人で生きていたいという人が多いのかな、傾向
として。大体うちでは最大でも10人まで位しか出会えないんで
すね、冬場。でも暖かくなると増える気がする。この前聞いた
話でも「その辺でざっと挙げるとうそ8人いはいるよ」って聞
いて、「こりゃ月一回でも夜回りせんとあかんかなあ」って言
うふうにはなってる。それは、更生センターや更生支援相

談所から出て来た人が多い。4日前にも「虫が多くていられへ

ん」って具体的にそういうふうに出て来たっていう人に会った

りしてね。だから非常に増減が激しい地域なのかも知れない。

一人で住んでいて、段ボールや何かちびつとした身の回りの物
を持って移動する人達が多くて、うかうかしていると住宅地の
中の小さな公園に、突然人が住んでいたりする。で、またそこ
へ定期的に行っているけど、突然いはらへんようになる。定点観
測的な言い方になってしまっただけで、今の状況を把握するた
めにやっぱりどうなってるか知らんとあかんということ。月
一の夜回りと毎週の昼間の巡回訪問が必要だと思う。「野宿し
てはったよ」という情報があったら、そこへ顔だけでも出すと
か、その公園に寄って見るとか、段ボールや毛布、生活用品が
置いてあるかどうか見るとかいった仕方では今のところ出来
ないのが現状だと思いますがね。救援センターの場合は非常に
季節限定の夜回りというか（笑）。5月の最終土曜日から月1で
夜回りを復活しようかと。

溝口：おう、やるかシゲさん一人でも。

青木：や、リー君です。これはリー君の提案です。担当はリー君
です。

佃：夜はそんなに定期的ではなくて季節限定だとおっしゃるんで
すけど、昼夜両方回ってらっしゃるのは、Yさんだけ。両方
を見比べる中で何か見えて来たりするものはあるんですか。

青木：いや、特にその認識していないんですけどね。例えば、

高速道路の高架の人の所なんかはやっぱり、夜行くとちょっと危ないな。非常に向うの人も警戒してはるし、暗い所やから誰か分からへん、トラブルが起こり得るので、出来るだけ昼行くようにする、といった使い分けですかね。どちらかというと、こちら側の都合と言った方が良くも知れない。夜回りで会ってちよつと飲んでたりすると次の日朝一番で行く。そういった柔軟性を持たせられるという部分はありますね。大体どちらかで出会えるように進めて、両方で出会うのはあんまりないだろうということ。だから昼はここに、で夜だったらあそこで寝てはるといった形で大体分かってくる。ところがこの冬の夜回りでは、3月にいつもはいた公園から何人かが忽然と消えてるというのが気になる。

佃：いつべんにつてのは、変ですよ。

青木：同じ時期つてのがね。でね、共通しているのがね、公園に花壇が出来たり、非常に奇麗になつて。この後すぐ老人会なのか何なのか、その辺の人が花壇を植えて世話してるような姿を見る。

溝口：一回参加させてもらった時に、一挙に荷物が無くなつてた事ありましたよね。本当に殆どの公園で、今まであった荷物とか洗濯機がなくなるとかね。気持ち悪い日が一日ありました。

青木：それは多分、3月16日やと思う。大体同じ所にいつてはるはずなんです。

宇根：やっぱりまともに出て行けと言うと、人権問題になるんで

ね。例えば、JR三宮でも花壇を並べるとか、何かを植えるからという形で間接的に追い出しとか締め出しというのが、もしかしたらされてる。で、多分そのバックは地域ですね。

溝口：張り紙をすればね、更生援護相談所が案内これだけかって突っ込まれるから、逆にその必要のない撤去の仕方を裏でしてしているような時ありましたよね。

青木：YWCAが回つてる地域だけじゃなくて、他の地域でも同じ頃同時的に起こっていたっていうのが、3月の後半。

佃：そしたら、そのいなくなった人たちは、どこへ行つてるんですかね。

青木：そうなんですよね。

佃：それはもう全然分からないう？

溝口：その追跡自体は、ちよつと無理ですね。

佃：同時的つてことは、この公園が駄目だったら、あつちの公園つていう訳ではないってことですね？

宇根：Sさんは、新神戸駅の地下の方に移動されたんです。で、そこも地域の商店街から苦情があつたらしくて、荷物を段ボールごと捨てられて立ち退いたという情報は来ています。だから転々として行きながら、行けば全部追い出されて、結局元の所に戻つて来るシステムは変わらない。

岩佐：そおねえ。昔ね、もう10年近く前からなんだけど、必ず定期的に市が検査する日があるんですよ、張り紙されるのね。何月何日までに荷物を取り除けないと捨てますよっていう張り

紙。例えば大倉山の体育館の周辺だとしたら、その辺にばあーと貼る。そしたらその人たちはね、その日だけ荷物を持って移動するんだって。で、「こんなにかまへんねん！その日だけ退いたらええねん！」って言ってその後また、同じ様な荷物持って来て住むっていうのが大倉山とか図書館とかではあったのね。今は体育館入れなくなっているけれど、体育館の前に20人位いたんですよ、あの駐車場の周辺や階段とかにね。その人たちが、いつも言っていました。年に一回、何か書いた札を持たされて写真撮られるんですよ、はっきり言わないけど。いつだったか回っているお巡りさんが、一緒に夜回りしてくれたことがあったんですよ。その人はどういうあれだったかは知らないけど。

佃：便利や思ったのと違う？一人で行くの寂しいし、自分の知らない所に連れてってくれるから。

岩佐：図書館もそうだったよ。張り紙されたその日だけね「荷物片付けなさい。それでええねん、心配せんでええねん」って言うてくれた。だからそういうものなのかな、とわしたたちも思ってたね。「今度はどこへ隠すの？」なんて言ってたね、荷物を一緒に持って行ったこともあった。

佃：須磨浦公園なんかかなり大きいし大倉山も、そんなに密集した住宅街ではないのかな。

岩佐：須磨浦公園はね、結構地域の人がかぶ掛けてくれるの。

佃：それは良い意味ですか。

岩佐：食べ物くれる人とか、良い意味でね。この間亡くなった人

はね、朝通りがけに声掛けてどうも様子がおかしいなと思って心配で、夕方もう一度来てみたら亡くなって、警察に通報したっていう。

佃：それは地域の人？

岩佐：地域の人。犬の散歩に出掛けるご夫婦でね、そういう風に警察は言うてました。時々声を掛けてくれるし、売店のおばさんとかも食べる物があつたらくれたりしてるみたい。鉄砲水が出る出水口の人も地域の人が心配して、「あそこにおつたら危ないよ」って言うもんで、更生センターが誘いに来て。

佃：ちよつと、YWCAさんの感じとは違うのかな。

岩佐：地域によつては地域住民が町を奇麗にしようという運動がすごくあって、奇麗にしないといけないとか、それからデマが飛ぶのね。そういう人がいると、酒屋さんが盗まれたって言うのよ。ビールなんか盗まれるとか、飲んでピンをその辺に捨てたりするとか。そう言うことであの人たちがいると駄目だからって言うことがあった。たつた一人のおじさんを住民運動で追い出しちゃったっていうことがあったんですよ。だけど、大倉山の福祉会館の下の辺りは割と大目に見てくれるというのはあります。何か地域差があるのかなと思います。花隈公園の花壇の所も、何て言うんですか、バーや喫茶店のお姉さんが週刊誌の奇麗な本を持って来てくれて、それを売りに行ったりしてるとか。

佃：さつきの青木さんの、更生援護相談所から出て来てる人がま

た増えだしたっていう報告に戻るけど、虫の話は僕らも知ってる。結局あれだけ対市交渉で言っても、更生支援相談所の方は根本的な対策は何も手を打ってないということなんでしょうかね。

溝口：毛布を変えてもだめなんですよ。やつぱり、着替えられない人、風呂に入れない人いるから。毛布を変えるんじや無くて、その人たちが着ているもの全部を奇麗にするってことを考えないと。だから同じ毛布で寝たいという声が出てくる。同じ毛布が使えれば、他の人から虫が付くことはないでしょ。

岩佐：寝る場所は毎日違うんですか。

溝口：違うんですよ。

佃：年齢的にはどうですか？

齊木：やつぱり比較的高齢者の方が多いですね。健康状態はよろしくない人も結構多いです。更生センターの近くにいることで仲間との繋がりをもちつつも、そこには住みたくなないと、朝5時から起こされるのは嫌やとか言う人も多い。まあ根本的な所を変えない限り、更生センターの近くを回っているだけに流動的っていうのかね、更生センターの対応次第で増えたり減ったりという部分もある。近いから時々覗きに行つて人が減つて無いかとか良く聞かれますね。更生センターにたくさんいる時でも、入るための方便として公園にいたりとか。ちよつとアルコールが覚めるまで外にいますとか言う人もいますね。

佃：じゃあ次に、カトリックは溝口さんの方から少し話していた

だけです。

溝口：中山手では、毎週水曜日に生田川から湊川までを6コースに分けて夜回りしています。更生センターとの対比ですけども、如実に出て来るのが12月25日の越年が始まった時。近くで炊き出しが出るという噂と同時に、夜回りで100人近く出会った人が64人になってるんです。炊き出しが終わって食事なしに耐え切れなくなった1月8日に、一気に90人に戻ってるんですよ。夜回りで出会う方が。その後天候と共に、80人になったり70人になったりするんですけども。暖かくなると共に数字が増えて行く。虫だけではないと思うんですけども、外の方が過ごし易くなるって言うかね。更生センターで我慢しているよりはまだ、外の方が寝やすいってことなんですよけれども。支援相談所の食事がある無しっていうのは、本当に大きいんだなって思う訳ですよ。勿論寒さもあるんですけど、本当は食事が無いと、この時期生きていけないっていうのは出て来ますね。市に本当に教えてあげたいと思うんです。今一番の問題となっているのが、交流の部屋というのを週に四回開いていましてけれども、アルコールの問題ですね。これは夜回りをしていてもそうなんですけれども、本当にアルコールでのトラブル、それとお酒がからんで、お酒を飲ましてもらう、飲ましてやる、での人間関係がものすごくグチャグチャしてて、下手すると事件を起こしかねないなっていう緊張感さえ最近を感じる様になってます。また仮設に入った方が金がかかる、電気代を払わ

ないといけないし、光熱費も払わないといけないとか、どこか行くにも交通費がいる。結局は、お酒を飲むお金をそっちに払いたくないということもあるんでしようけども、いまだに罹災証明を持ったまま野宿してる人がいる。仮設の中でも、やっぱりアルコールの問題がすごく大きいというのがあるでしょう？これなんかね、屋根の下にいないかだけの違いでね。仮設にしても路上にしても、神戸に住むということがいかに苦しいかっていうのを感じてしまう。仕事もない。今年のいつだったか、中山手で健康診断をやったんですよ、外国人の人達とか皆で。路上生活してる人達12人も一緒に健康診断を受けたんです。その中で7人が、要検査、要治療だったんです。過半数以上です。糖尿病の数値の高い人もいれば、肝障害が進んでる人や白内障だったりと。皆本当に体がボロボロだなあと思いました。何も無い人の中でも腰痛があったりとか、足にタコが出来て歩けないとか、何かしらちょっとあるんです。その人達が本当にどうやって暮らしているのかなって。それでも無理して仕事行ってる人もいるしね。

佃：実際にどうやって暮らしているんですか。

溝口：正味期限の切れたお弁当、殆どがそうですね。そのお弁当っていうのも、足の悪い人は自分では拾えない。一回言われたんですけども、「更正援護相談所からここまで来るのに、むしろ足が悪いから中山手に来れない、送り迎えしてくれ」って。それはできないって言ったら、「更正援護相談所には食事が無い

の知ってるやろ。中山手に来れば仲間が集めた食事がある。わしここに来られへんかったら米食われへんやん」って、それぐらい強烈なんです。中山手で分け合って食べるという状況が、決して良いとは思わないんです、依存度をすごく増すだけだから。ただ、本当に体が悪くて仕事に行けない、食事の出ない援護相談所に寝泊まりするしかない。仲間が集めて来る食事をあてにするしかない人達はどうしたらいいんだろう。そう思ったから、送り迎えしませんでしたって言えないんだけど、その依存性も違うって思うし。

佃：中山手は、変な言い方やけど神戸では老舗のグループで、もちろんカリタスさんもそうでしょうけど、「支える会」が始まる前と後、或いは地震の前と後みたいな事ではどうでしょう。

溝口：中山手は、地震の前は全くやってないんですよ。地震の時に中山手カトリック教会に集まった中に、釜ヶ崎に関わっていた人が結構いた。吉岡さんとか、宇根さんもそうですけども、釜ヶ崎で活動してたメンバーが炊き出しの材料を車にどっさり積んでこつちに来たりとかってのがあって。そんな中で、「野宿をしている人達もいたんちゃうか、野宿してた人も死んだんじゃないか、他の人はどうなってる？」っていう事でやり始めた。だから地震前は全然知らない。

岩佐：カリタス自体が動けなかったからね。

溝口：カリタスさんの殆どのメンバーが被災者だったからね。

岩佐：その肩代わりでここでやってもらって、その後一生懸命やっ

てくださったって今になってる。

溝口：ここがって言うのじやなく、例えばYWCAやそれを通していろんな所と繋がったり、パプテストさんと活動を作ったり、被災者連絡会と繋がったり出来たことで今があるんです。被災者と言われない被災者がいた。でも今仮設住宅で住んでる人達も下手したら路上に追いやらねかぬ状況やねんで、言うことなんかを逆に教えてもらうから、いろんな所と繋がって行く事でどんどん問題意識が膨らんでいく。中山手だけだったらもっとささやかなものです。こんないろんな所に拡がっていいってはいない。

岩佐：でもあの頃は、ここが基地になってボランティアやいろんな人がいっぱい来て、一緒に回るようになって。

溝口：同じ頃に、YWCAが既にお風呂を作って、路上生活してる人もお風呂に入れてくれたり、そう言うことがあったんですよ。で、その中で情報交換をやったりとか、いろんなことがあった。中山手がという訳では決してない。たまたま釜ヶ崎に開いてた人が多かっただけで、誰彼構わず差別することなく皆おいでってやった。と言う意味では、もしかしたらYWCAの方が早かったのかもしれない。どっちが先でどっちが後という話をしているのではないけども、同じ問題に同じ時期に、きちんと目を付けた人達がいたということが大事だなと思いますね。

佃：さっき震災証明を持った人がいるという事で、例えば仮設住

宅が路上生活者を生み出す温床になっていると言う事はありませんか？

溝口：一概にそうとは言えないけれども。何て言うのか、機転のきく人ばかりではない。情報を得られる人はいいけれど、そんな人ばかりとは限りません。そういうことが苦手な人もいる。中山手が関わった人に、耳が悪くて全然情報が得られなくて、こちらで手伝って仮設に入って頂いた方とかいますしね。それから震災後ずっと関わってこれたお風呂にも来てはったのに、きちんと話しが出来なくて、一年後にぼろっと被災者だったと分かってそれから仮設に入ってもらった、なんて事もあるんですよ。だから情報が皆に行き渡ってると思うのは間違いで、そこからこぼれてる人がいかに多いか。その人達がいかに多く路上で暮らしているか。だから何年か経って、震災を期に路上生活になりましたっていう人が、絶対数されるなと思うんです。それは恐らく、今仮設に入ってる人達も可能性はあると思うんです。仮設が遠くて路上生活してますっていう人達がこのまま馴染んでしまったら怖いぞ、早く何とかしないと、という気持ちがありますね。今神戸のガード下の下や、がらがらなんです。皆戻れない、お金がないから、仕事がなく。でその人たちが、路上生活をしている120人近い数字の中に入っちゃってるんですよ。パプテストさんの数字も増えてますよね、今。だから寄せ場の近くで路上生活していて、何とかしのいでる人達、この人たちが屋根の下に帰る方法が全然ない。

森山：それは仮設住宅が路上生活の温床というのではなくて、仮

設の人達と路上の人達が、形態は違っても住居が不安定というところでは同じ現状を抱えてる。明日はどうなるか、どうやって生きていくか分からない、という状況においては、路上の人も仮設の人も変わらないんだろなって思います。ある意味では、行政の方から見たら、路上の人も仮設も変わらないというか。仮設だからちゃんとやっていまずよとは言えない対応ですね。だから同じ様な扱いをしている。

溝口：だから、路上にいないで仮設にいるんだからいいですねって絶対には言えない。

佃：吉山さん、どうですか。

吉山：うん、まあそんなもん。(一同爆笑) まあそれは前から言っていたことだから。ただちよつと形態が違うだけだね。

溝口：ハビタットで、お昼ご飯を食べながら神戸から来た被災者の人と話してたんですけども、「自分らとはホームレスや路上生活は全然関係ないと思ってたんだけど、変われへん」って言わはったんですよ。今まで自分は偏見持ってたけど、変われへんって。ハビタットに行った中で、会議そのものよりも、その言葉が怖かったし。

佃：どういう状況の人なんですか？

溝口：被災者連絡会から一緒に行かれた人達。公園生活をしてはったりとか、避難所をまだ転々としてはる人達の中から、「全然状況変わらへん」というのが出てきたんですよ。いかに被災

者の状況が悪いか思い知らされた。実際復興計画の中に低賃金の人達、その日暮しの人達の事がどれだけ入っているか。ドヤがどれだけ入っているか。今一切入ってないやないか。その人達を切り捨てている。

吉山：だから今言われている、被災者から路上の人達を切り離しているのと同じこと。義援金に関しても、全壊半壊と一部損壊と言う具合に、一部損壊を外している。どんどん分けていく作業をしている。それは行政の、敵側の作業だけではなく、うっかりすると自分たちの側にもある。

溝口：それはある。

吉山：それがつらい。

佃：あの判定は、地震の後いつ頃に出たのかな。それまでは皆結構状況が違っても、力を合わせて助け合いましたよと言うのがあったけれど、あれ(判定)が出た途端壁が出来たような気がして。あれが決定的だったなと。皆同じ被災者にするべきだったという気がしている。

岩佐：そう。義援金にも差がついたし。

佃：被災者連絡会の方から少しお話を貰えたらと思うのですが、どうでしょうか。

吉山：被災者連絡会が抱えている問題とこちらがやっている事とは、そんなに大した違いは無いと思いますよ。路上生活をしている人が家で家が無いねん、仕事が無いねん、何で生活保護が受けられへんねんって、本当にそういう人達が怒ってそういう

ものを求めていくという意思があったら、何とか出来ると言う事がたくさんある。それが非難所や仮設住宅や待機所にいる人達も同じだと。それ以外の被災者もいる。「本当に大変な状況がある」とちやんと怒って行政に交渉していく事が、この国には馴染みの無いことなんやなと思う、他のいろんな災害に遭っている人達がちゃんとやって来ているのに。そういう所の土壌を作ったり、ボランティアの人達との繋がりを作りながら、自分達の怒りの声をちゃんと挙げて行く以外、何ら建設的な手段はない。僕等は行政交渉の間から、そんな事を進める中で、路上生活者に対する対応もやっぱり眺めてきてしまった。生田町公園の仮設にいる人達が、その横で路上生活してる人の荷物を除けた事があった。僕達強制撤去とか何とか思っている人達も、ちよつと自分とは違うという差異を見つけてはそれを攻撃してしまう。それがすごくショックではありました、現実には。それを変えていこうと思ったら、僕は一人一人が変わっていくしか方法はないと思う。路上生活者とわしとどんだけちやうんか？地震あつて暫くは、まあわしも風呂入れへんかったし、あんまり立場変わつてない。

佃：怒る元氣も出せないような状態にされてるということもあるのではないだろうか。

宇根：確かに。だから逆に言うと、行政側とか企業とかに一番飾いのが、当事者が立ち上がってくる。だから当事者の怒りに対して、怒れないように持つていく。

佃：元氣も出ないようにされるし、分断されて怒りが一つの大きなものにならないように、さっき言った全壊・半壊・一部損壊というような所から行われた。

溝口：自分たちが持つていく人間的弱さの部分に、行政の方が一枚上手で突いてくる、という部分もあるんだらうなと思う。

佃：あと仮設住宅だったら、例えば下手に衝突くと、次の段階に行くプロセスなんかで、お上に逆らうと良い事ないかと思つてしまう。

溝口：何か水戸黄門じゃないけど、時代劇の世界と変わらんとちやうかつて思う。「お代官さま」の世界と対して変わらないうち。

宇根：日雇いの世界でも、仕事に行っても金にならない事がある。

結局それが路上生活を生み出しているんだけど。例えば、午前中はとても優しく、手配師に連れられて行きますよね。午前中は物凄く優しく扱ってくれる。ところが午後からがみがみ。何かそういう言葉があるんですって。つまり午前中は働かせといて、午後からガーツとやりだして、こんな所たまらんから帰ろうって思い、帰っちゃう。結局貰うものも貰わないで。で、それで腹立てて文句言いに行こうと思うけど、次に金が無い時に雇ってくれへんのとちやうかつて思つて何も言えない。

溝口：一日だけじゃなくって、例えば契約13日とか15日とか30日とかいうでしょ。変な飯場になると、その契約の終わりの日近くなると無茶苦茶やりだす。二週間でも一カ月でもその分の給

料放つてでも、命が危ないと思つて逃げだすように仕向ける、
 というような飯場がある。だから必死で一ヵ月飯場で働いてき
 ても、結局がロボロになったまんまで、それこそ電車賃もなくつ
 て歩いて帰つて来たりする。

佃：それでひどく体を壊して・・・。

宇根：怪我をして労災だと思つて行くと、5千円手渡される。で
 文句言おうもんなら、なんやコラツて言われて力づくでやられ
 て引かざるをえない。目の前に現金見せられたら、それこそそ
 の日その日で生きている場合はつい受け取っちゃう。で労
 災にならない。

溝口：単純に、こう言う事があるって知らない人達は、「日給いい
 ねんから、一ヵ月働いたらアパート借りられるやん」てよく言
 い出すけど、嘘ですよ絶対。死にますよその人達。

佃：やっぱりその状況に対してビシツと規制というか、そんなも
 のは人間として、人が生きていくことにおいて許されることで
 はない、と言わないかん所がやってくれないわけでしょう言う
 たら行政が見て見ぬ振りして、お互いに持ちつ持たれつみたい
 な関係が会社なんかとあるんかも知れない。

溝口：日雇い労働のシステム自体が、国が公に認めて作つてるも
 のですから。

佃：だからその辺の所で、路上生活者が生み出されている構造が
 あるのかなって。住む所がないということの大きな理由の一つ
 として、その人達だけのことでない。また、その人達を上手

く騙して使っている人達だけのことでない。もっと深い所に
 ある。

溝口：この前炭鉱の開山とかありましたよね。やっぱり日銭を稼
 ぐうと思うと土木関係・日雇い関係に入ってきてしまふかも知
 れない。また路上に追いやられる人達が増えるんじゃないか
 なって怖くなる。実際に今路上生活してはる人の中に、「炭鉱
 が閉山になって」という人が結構多いんですね。高齢の人は
 再就職は無理でしょう。

宇根：開わりの中から見えてきた課題の中に、「何で住むとこ無い
 ねん」ともう一つが、「何で自分の生まれた所で上手く生活出
 来なくて、皆出てくるのか」と。地域の問題というのは物凄く
 大きい。本土でウチナンチュ（沖縄県人）に会うと、僕自身沖
 縄を出て来てるけど、辛いというか。

溝口：日本全国から来てるよね。会わない都道府県の人っておら
 へんのとちゃう。

宇根：そのへんで出てきた課題に、「支える会」の一つの大きな柱、
 共に保わっていくというか。そのへんをちよつと。

佃：この会として、2年間やってきたわけだけれども、これから、
 その辺が見えて来ている段階で、どういう係わり方ができるの
 か。

溝口：一つは、行政側の言う生活保護の受けられる65歳以上の人
 達の中にも、未だに路上生活を続けている人があるっていうこ
 と。

吉山：65歳以上でなきや生活保護を受けられないの？

溝口：行政は言うんです、そうやって。法律には書いていないけれども。受けやすい年齢が65からなんです。

佃：いうたら、それ以下やったら働けるやろ、というような。

吉山：就業年齢ということが、男やったら65歳いうことですか？

溝口：それで、生活保護が受け易い受け難いのラインが引かれているんです。行政が受けさせてやるぞ、という年齢に達してないながらも未だに路上生活してはる。もう一つは年金。自分が昔ね、どっかの企業に継続して関係してて、でも年金掛けてあることを全然知らない。

佃：それは、天引きされてるから？

溝口：そういう意識を全然持っていない人も結構いるんですよ。

こつちが語りかけて初めて、もしかしてあったかも知れないとか、そういう人もいる。継続して年金受けられなくつても、一時金もらえるでしょ。そういうケアさえも、「支える会」では未だに手がつけられていなかったり。それを最近ちよつとやりだしたんでね。そういうケアも必要なあつて。

佃：調べるのは、受理した場合とちやいますの？申請した段階で？

溝口：はい。

吉山：62歳の人だったかな、生活保護の相談が出てて。よく聞くとその人は昔はよく働いてて、調べてみたら年金があつたと。で、貰ってなかったから、貰った。で今は体を壊して入院してはるけど、生活保護の一時金は貰ってたけど、それが分かった

からすぐに年金の手続きをして支給してもらったんだけど。

溝口：年金の金額が少なかったら、その残りを生活保護で補填する、ということも出来るしね。年金の一時金がそれなりの金額あつてもアパートなど住所を得て、それが無くなった段階で生活保護申請する事だつてできるしね。その辺の関係がやつぱりまだ整備されてない。

佃：不勉強で知らなかったらんな制度があつてそれを掘り起こすのが一つの手だということで、協力者を得て今「支える会」ではそういう作業をしてるんだけど、さっき吉山さんが言われた怒りをどうやって怒れる様に皆なれるかといった所は、まだ決定的な取り組みが出来ていないのではないのでしょうか。

溝口：実際に怒らなきやいけない所で怒らない、それが出来ない。

この前の行政交渉で「虫にこんなにかまれてんのや！」と言って一人だけやつた人がいましたよね。お腹出して。やつぱりその瞬間行政は黙るわけですよ。これが無いとあかんわと思つてしまった（笑）。

森山：バブテストの夜回りでも追い立てが何回があつて、何も出来ず結果的には散り散りになつて。元々路上生活者の場合は、好きでいる所じやないからね、「いたいの？」と言う事が出来ない。そこにおらざるを得ない、更生よりもここがいい、まだいいという意識確認をなかなか本人から聞き取れない。本人の方が、どっか不法占拠してるんじゃないかと思つて。だから市の方からちよつと言われたら、「ああ、何か出ていかなきゃ

ならないんかな」と思つて転々とし、やがて行きたくないけれども他の所に移ったりね。結局は、追い立てがあつたら最終的にはもうそこらになくなつてしまふという状況が起つてしまふ。溝口：行政交渉で声かけても、来てくれる人数はいつも少ないですよね。まあスペースの問題でこっちが制限かけてる所もあるんですけども。行政の人間の前に出て行くことの怖さのものやっぱあるんじゃないんですか。顔覚えられたらこの次会つた時どうなるんだろう、とかね。

佃：なかなか怒りを怒りとして出せないということと、アルコールの問題とつながっているなあと思つただけけれども。飲んでくだ巻いてるのも、そこでしか怒りのはけ口がない。そうさせているのは何かということ、ですよね。

宇根：怒るという事の為に何が必要なのかというと、やっぱ「勝ち取れた。一つの収獲があるんだ」という事がちよつとでも見えてくる。「やっぱり言えるんだ、怒つてもいいんだ」というかね。去年の「冬の家」の時に毎日家族会議をして、少なくとも更生支援相談所があとまで改善をした。その是非は別として、それがとても大きな力となった、怒りとなった。

溝口：もう一つね、その前にどう暮らしたか、自分はこれでもいいのか本当はどう暮らしたいのか心底考える、という所がないと、これが欲しいとか、この部分を言いたいと言う風になつて来ないんじゃないかと思う。

佃：つまりどこかが全部お膳立てして、はいどうぞみたいなもの

じゃなくて、自分の意思としてこう生きたい、こうありたい、こう暮らしたいというものが無いと、その次の、今はそうじゃないという現実にあつた時に怒りが出てこない。

溝口：本当に野宿でもいい、と思つていいるのになつて思う。結構わしは気楽やからこれでいいんやつて言い張る人もいるけど、そう言わないと今日生きて行かれへんのとちゃうかな。奥の奥の声ではきつとそれがあるはずなのに、出さない、出せない。

佃：自分で自分をこまかしてると。その怒りで思い出したのは沖縄やね。あの少女、もちろんその前から怒りが渦巻いていての話やけれども、あれが一つの引き金になった。でも今沖縄の状況が、怒りつていうことと言うとどうなのかなつて。特別措置法が通つてしまつて、太田さんの県民投票の後のやり方に対して、その後の県民の怒りは。

宇根：県民総怒りになつたとは思えないけれど、怒つた事実が出てきているから、これは物凄く大きな実にはなつて思う。即それが怒りになるとは思わないけれど、それが彼のように広がっていくのじゃないかと思う。

溝口：悲しいかな土地を貸しているお金でしか暮らして行けない人達だっているじゃない。あれがなくなつたら生きていけない人とかもいるから、個々の状況で怒り方も違う。それはそれで沖縄のジレンマだしね、そうさせられている。沖縄の問題をきちんと知っていますかっていわれたら、ごめん。被災者の問題、しっかり知っていますかって言われたら、ごめん。全てに

ごめんごめんっていう気持ちになる。

森山：バプテスト夜回りでも、更生から病院に入ったけれどちよつと体の調子が良くなったら、病院を出てまた路上に戻ってしまふ人がある。よく考えたら、希望がある時に、人は体をじつくり治してもう一頑張りしようか、という気持ちになると思う。ところが、体を治してもまた路上かな、とかね。そういう希望がない状態だったらもう路上に出て、束の間やけれども一杯やって今この楽しみを味わった方が良く、それで命短くても良い、と思ってしまうのも仕方がないと思う。

溝口：仮設でのアルコール依存の人達も、各々事情があるけれども、今だけで良いからそれを忘れる、とかね。

宇根：もし退院後更生センターに入って、更正センターから敷金支給が可能だという道が結構出来たら、もしかしたらそれを説明した時点でその人の気持ちが変わったかも知れない。そういう事を現場で一つ一つ勝ち取っていくのも、実は当事者の怒りが少しずつ大きくなっていく事への要因なのかも知れない。

溝口：中山手が関わっている人で、就労不可能という診断書の出ている人がいるんです。今、更正センターに入っていて、この前仲間の集いの時に、掃除当番を他の人に代わってもらって来てはったから、安いアパートを見つけたので何とかしたいなと思っただけで、行政は絶対に出さない。本人からしたら、センターでの箱を組み立てる一日何百円にしかならないような仕事しかないから、神戸市がいつも言う更生の中で働いて敷金が

溜まるなんて、何年先になるかわからない。死ぬのを待ってると思えない。

加藤：そう、関わりたくないと思っている。だから、その人の命と関わるという発想は行政には無い。出来るだけ仕事を減らすことしか考えない。

溝口：勝手に散り散りにどっかに行ってくれないかな、と思ってるのと違うかなと思うんですよ。

加藤：ちよつと少し前の話題に戻りますけど、一つは仲間ってのが、すごく大切だと思うんですよ。やっぱり冬の家の時は、あそこを集まった人がここに住みたい、ここにいたいと言う思いが段々溜まっていたんだと。そのエネルギーが言わば、これを守りたいと言うエネルギーになってたと思うんですよ。失いたくない、仲間いると自分の存在がすごく確かめられて大切だよね。でも仲間との関係が無いと、もうどうなってもええわというか、ここがだめやったらあそこに行こうかと。そういう所でエネルギーが溜まっていけない。

溝口：あれはあれで確かにコミュニティでしたね。

宇根：「冬の家」とか「家族会議」を引き継いでいる仲間の集いもね、一つの位置付けができると思うんですよ。去年から第二期始まって、十何回やって来ましたが、毎回大体40人位は来てたように思う。ただものすごく難しいのは、一人一人の利害が全然違うんです。例えば更生支援相談所の話だと、65才を過ぎている人には生活保護に関して本当に具体的な話しをする。

でも、更生の事はむしろ55歳を過ぎてくる者でも同じ仲間の問題だから一緒に考えようやと、やっていける歩みよりもどこかで模索するとかね。そういうことをしていかないといけないのかな、と思いつながら、なかなかハウ・ツーが出来ない。

佃：でもあまり自分の利害と直接（関係）ないような話でも、「冬の家」では聴いていたわけでしょう？

溝口：そうそう一緒にね。

佃：やっぱり一緒に住んでるってことの大きさっていうか、それが「仲間の集い」と「冬の家」の違いかな。自分に直接その利害関係がないことにも耳を傾けるっていうことを、どこかでやっていかないと仲間になりきれない。

宇根：うん。みんなで話し合えるようなもつと大きな機会とかか場というか、テーマというかも同時にやっていかないと、「ああ、あいつらだけで話し合ってたわしらのこと何もしゃべん。」っていうふうになりかねない。余計に分断しかねない。

溝口：もう一つはね、関わってるこちら側のやってる事がよく見えていない。「冬の家」の時ってみんなでワーッと話し合ってる、じゃあビラ作って来てこれ配りに行こう。「ほんなあ、行くわね。」とか言って10人位集まる。それまでビラ配りなんか全然知らんとか、ご飯だけ食べてたらええねん、なんていう人たちでも一緒に行く。で、更生支援施設所にちよつとみんなで見学行こか、兵庫荘見学行こか、って一緒に動いてるから何をしようとしてるのがすつこくよく分かる。でも今、緊急申し入

れとか言ってる、立ち退きの事に関して申し入れに行くにしても、こつちが先に動いちやって後で事後報告してる。対市交渉についても、申し入れ書を先に送って日が決まってから呼び掛けてる。何について申し入れをするかやどういう事で言うのは仲間の集いで声を拾おうという風には言ってるんだけど。声を拾ってその後どう繋いで行くか、その日に向けて高まっていくような語り掛けが出来てくるかって言ったら、残念ながら仲間の集いつて月一回でね、ぶつぶつ切れちやってるわけですよ。一ヶ月も経てば前にやつた事を忘れちやっている。これは本当に時間のなさ、頭数の足りなさだね。

宇根：ただそこをやって行くことがね、何かを作って行くのかなとは思う。そういう意味では僕らがやることが本当にNGOで終わっててね、CBO的に、当事者が当事者のものとしていて、その立ち上がっていく動きに向かって何を僕らがしようとしているか見直しが必要だと思ふ。

溝口：今、中山手では、交流部屋を、ちよつとアルコールの問題でがちゃがちゃして考え直す中で、週に一回、30分でも1時間でもいいからいろんな事を話題にして、皆で話す時間が取れたらいいなって事を考えているんですよ。それをやるためには一週間のうち二、三日を休みにしても構わない。その準備なり何なり、いろんな情報を出すために、それは当事者の人に対しても関わっている側に対してもね、取り敢えずアルコール対策が先という形ではあるんだけど、何か違う関わり方が出来な

いかなあと思って。

佃：森山さんが言った、希望がないとやる気がでてこないし、やる気がでてこない、さつき吉山さんが言った怒りも出てこない。ただ僕らが「ハイ、これがあなた達の希望ですよ」っていう形でやっちゃうと、今の行政が市民に対してやってきたのと同じになってしまう。

溝口：本当は、理想はね、隣の人のためにも怒れる事だろうと思うんですよ。今度の震災にしてもね、「自分の家は大丈夫だったけど、この人このままにしておきなよ」とかね、「俺、今生活保護受られてるけど、体の悪いこいつが何で生活保護受けられへんねん！」とかね。他の人の事でも怒れるとこまで行ったら、変わるんやろうなあとは思っただけ。ハァー、理想は理想かね。

宇根：この仲間集いのプロジェクトチームで話し合った時ですかね。CBOに向かう一つの具体的な案として、中には文字に親しめなかった、小さい頃から行きたくても行けなくて学べなかったという方も多いんじゃないか。識字学級みたいな事をやっていく中で文字を自分のものにしていく。で、それで読めていく。あるいは読まれていくということが生まれてくるなっていう話をした。川崎かどこかでは、もう十何年やってる。ずっと識字学級を続けてきているらしい。そういうことも、一つの形だと思っ。

溝口：実際に、自分の名前さえ書くのがおぼつかない人もいます

よね。だからビラの中に平仮名でずっとルビ振っていくんだけど。平仮名さえもどれだけ読めてるかなって思う人も中にはいる。それから、一生懸命語り掛けてもこの人耳が聞こえてるんだらうかって思う人もいっぱいいる。耳が難聴で弱くて、その上読めなかったら何も伝わらないですよ。

佃：だから僕らが例えば何か勝ち取った事があっても、どれだけみんなに伝わっているのかなっていう不安はある。「ああ、こいうやつたらこういう違う生き方があるんや」みたいな事がね、うまくみんなに伝えられるようにこれからやっていくこと。それも我々の大きな一つの課題かな。少しこれからの活動の課題について、多少整理出来た面もあるかと思いますが、他にありませんか？

吉山：今の話を聞いていたらやっぱり、「仲間の集い」はもう少し回数を増やせる方法を考えたいね。他に担ってる分削ってでも、継続して集まれるつてのは、すごく大切ですよ。

溝口：単純な提案ですけどね、今一応スケジュールとして組んでるのは土曜日の交流の部屋の時間の中でね、ちょこっと話しができればいいなって。どれくらいの人が集まって来るか分かりませんけれども。それはそれで呼び掛け方かなって思いますしね。正直言って中山手だけでそれをフォローしようというのは無理がありますので、「支える会」としてやれたらと思うんですけど。それともう一つは、路上生活になる前にくい止めたい。労働問題に関して申し入れを、一度もしたことないんですよ。

いつも「県の管轄で」と言われて終わってる。

岩佐：「公共投資」があったりすると、仕事が増えるような気がするんですけどね。

溝口：日雇い労働のシステム自体が変わって来ててね。公共の仕事が出たとしても、日雇いの人達が雇用されるケースはどんどん減っていくでしょう。

幸根：あったとしても、その震災復興の工事はまず直接発注する企業が一番最初の下請けで、神戸で日雇いとか釜ヶ崎で日雇いしている人達は、その更に更に更に更に下の下請けで、一番関係のない所でしょう。この間の仲間の集いで、ある駅の下というか路上で生活している人が、「手配師を通さないと直接業者と契約できたら、全部搾取されている部分を、一人当たりなんぼか出てくる。それはそのままもらいたい。手配師にピンはねされてるから、直接工場と契約出来たら」と言ってた。最もですよ。

吉山：連絡会もね、震災後一年位たったときに、自分たちの生活に戸惑ったり、非常に気落ちしたり考えたりする中で、人夫集めという話もあったんですが、上の方の仕事をもらう段取りは出来たんですよ。で契約もね。ただそれをやる人、取りまとめる人がいない。

一同：あー。

溝口：それに本気で関わって行く人ね。

吉山：そうそう、人夫集めの人。そんなものが意外と簡単に出来

ると思うんですよ。口コミとかね。ただそれを管理監督運営していくのが誰やって言くと、いない。連絡会のメンバーだけでは出来へん。だから頓挫してしまっただけ。連絡会にまだメンバーが非常に多かった時は、そういうことしかあって、わたしに任せてくれという人もおってんだけど、今はだめ。仕事がちゃんと出来るのと同じくとした考え持ってるのと、後他に人間的魅力があつて、そういう人がいなかったら出来へん。

全員：うーん。

四、生活保護の壁

「病気で働けない」「年齢的にきつく働けない」「せめて一昼でも二昼でも安心して寝る場所が欲しい」「働きたいが全く仕事がない」……

野宿生活者が「要保護」状態になったときに、その相談を受け、しかるべき保護の処置をとるのは、行政の責任である。しかし神戸市の場合、各区の福祉事務所は「住所不定者」の生活保護に関して権限をもたないため（注）、相談を受けることに消極的で、「神戸市立更生援護相談所」へ行くように勧める程度の対応しかない。基本的に親身になって相談を受ける姿勢が全くみられない。以下、第二期に実際に起こったケースを報告し、その問題点を提示したい。

注：『神戸市福祉事務所長委任規則』では、福祉事務所長の「生活保護の決定及び実施に関する事務の権限」から「住所不定者に関する権限」は除かれており、「住所不定者」については神戸市保健福祉局保護課保護係に権限が委任されている（実際の窓口は「更生援護相談所」）。

◆Aさん夫妻の場合（H夫さん：77才/K子さん：67才）

5月中旬のある晩、神戸駅南側の路上で台車を押して歩いている二人と出会う。事情を聴くと最近「しのぎ」（路上強盗）に遭い4万円を取られて痛めつけられたので、怖くて毎晩転々と場所を

かえているとのこと。翌日、中央福祉に一緒に出掛けて相談すると、「男性は更生援護相談所に、女性は県の婦人相談センターに行ってくれ」と言う。「夫婦である二人に別々の所へ行けとはどういうことか。まず相談を聞くべきだ」と詰め寄り、相談員が洪々Kさん夫妻の話を聞くことに。そして二人の生活状況と年齢から見ても「要保護」状態であることは認めたが、「生活保護を受けるには、一週間はドヤに泊まってもらう必要がある（Ⅱ居住実績が要る）」と言い張るので、「それでは、ドヤを見つけてきて幾日か泊まるようにするので、その間に立て替えたお金は福祉で払うように（つまり、泊まり始めた日にさかのぼって生活保護を適用するように）」求めた。初めは「例がないので……」と渋っていたが最終的には、「ドヤさえ見つけて来れば」と承諾した。その日の夕方、兵庫区のM荘に空き部屋を見つける。三畳で一日900円。

Aさん夫妻に見てもらって、契約金五千元と一週間分のドヤ代六千三百円、合計一万三千三百円を立て替え払いし、入居。翌日朝、中央福祉に「兵庫区でドヤを見つけたので、兵庫福祉に経緯を伝えておいてほしい」と頼み、午後兵庫福祉へ。中央からは連絡が来ていなかったもので、もう一度事情を説明。家賃証明の書類をもらって帰り、M荘の帳場さんに記入してもらう。

更に次の日の午後、Aさん夫妻と兵庫福祉へ行く。しかし、ドヤ居住者の場合、相談に来て一週間後に申請手続きを取る慣例になっているとのこと。押し問答の末、①今回申請は受理する。②保護決定は調査の後になる。③保護費は決定された日以後の分と

なる。④それまで「支える会」が立て替えた金額は何らかの形で返すようにする。⑤当面の生活費については福祉事務所を通して社会福祉協議会の『要援護者緊急貸付金』を利用。保護費が支給された時点でAさん夫妻が返済する、等と言う事になった。

このAさん夫妻は、9ヵ月後の1997年2月にアパート（四畳半）へ転居した。夫婦で三畳のドヤはあまりに狭いので、アパートへの転居については「1回」に限り敷金が支給された。もともと、夫婦で四畳半でも決して「健康で文化的な最低限度の生活」とは言い難いが、このAさん夫妻のケースで明らかにしたのは、神戸市では夫婦で野宿生活をしている人のことが全く想定されていないこと。一見「住所不定者」の生活保護申請が福祉事務所で受け付けられたように見えるが、ドヤの契約金などを私たちが立て替えることで、「住所不定ではない状態」を作り出し、かろうじて生活保護の申請が受け付けられたのであって、野宿生活で「要保護」状態にある人の保護申請が受け付けられた訳ではない。また「一週間の居住実績」と言うのは、どう考えても現実的に無理である。一週間のドヤ代と生活費とを確保した上で、福祉事務所に行く人がいるだろうか。誰もが、ぎりぎりまで「福祉の世話」にはならず自分で何とかしよう」としているのだから。しかし何よりも、要保護状態にあることは認めながら、「一週間ドヤに泊まつてから相談に来い」とか、「夫婦は別々の施設へ行ったかどうか」と言わざるを得ないようなシステムに、根本的な問題があると言わざるを得ない。

◆その他の様々なケース

前述のAさん夫妻以後にあったケースを幾つかいっまと報告する。Aさん夫妻の時点で求められていた「一週間の居住実績」が、約半年で「一泊」まで短縮されたケースもある。最近では支える会が関わったケース以外でも、「一泊」していれば「保護申請を受理」というケースが「兵庫福祉事務所」に限っては浸透してきているようだが、依然として「住所不定者ではないこと」にして申請を受理する」という壁は破れていない。つまり「福祉事務所長委任規則」が厳然として立ちまわっていると言うことである。

・Bさんの場合：自分でアパートを見つけ敷金を申請。中央福祉は一端受理したが、後から「敷金は無理だ」と一畳のドヤに入るように説得。

・Cさんの場合：同じくアパートを希望。兵庫、中央、本庁、更生とぐるぐる回り、どこでも敷金は出ず、個人的に貸し付けて入居。（後に罹災証明が取れて義援金で返済）アパートの場合、保証人等がドヤよりも難しい。

・Dさんの場合：「かごいけ荘」で生保を受給。M荘（ドヤ）が空いた時点で転居。

注：「かごいけ荘」とは、カトリック社会活動神戸センター管理のプレハブ住宅。

・Eさんの場合：K荘（ドヤ）で生活保護。立て替え。但し生活費については、二泊して申請に行った時点で保護適用となった。

・Fさんの場合：M荘（ドヤ）一泊で適用。

・Gさんの場合…退院後、「特例として」敷金を支給され、アパートに入居。

・Hさんの場合…更生センターからM荘へ。保証金(五千円)は、本人が自分で更生センターの作業で貯めたお金を当てる。ドヤ代は最初から保護費で。

◆様々な問題

1、「更生センター」が「入院」以外の選択肢がない。

選択肢がなさ過ぎる。

↓「更生」で問題が解決する人はいいが、「援護相談所」・「センター」とも様々な問題を抱えている。(毛布に虫がわく。古株の人が威張っている。職員が管理的…など)。何らかの理由でなじめない人、利用できない人にとっては道がない。

2、女性の受け皿がない。

↓県の婦人相談センター(長田区)を利用するようと言うが、生活保護を申請できる施設ではない。

3、居宅保護を申請する窓口がない。

↓福祉事務所は「更生」に行けと言うが、「更生」では「入所」の申請しか受け付けない。居宅保護を希望しても、相談も申請も受けてくれない。

4、敷金が出ない。

↓アパートの敷金が出ないために現時点ではドヤしか選択肢がないが、しかしドヤの居住性は決して良くない。(狭い。隣の音が気になる等)。居宅保護申請を福祉事務所に対応し、敷金も

支給するようにすべき。

5、退院後の生活相談(居宅保護を含む)の必要性。

↓野宿者が入院した場合、福祉事務所の担当者は新規調査で訪問するだけで、その後も訪問し将来の生活を考えてくれることはない。入院中から、退院後の生活相談に真剣に取り組み、居宅を原則とした処遇を考えて対応すべき。

6、「更生センター」の問題

↓「センター」に入所すると生活保護の適用となるが、食べ物、現物支給で、その他に自由になるお金は1ヶ月に二千元に過ぎない。外部作業や内部作業によって得られるお金も僅かで、入所者は将来の生活設計に希望を持って貯金したりして備える事が難しい。あくまで「センター」は「中間施設」という性格をはっきりさせるべき。

7、「兵庫荘」「磯上荘」の問題

↓「兵庫荘」「磯上荘」という簡易宿泊施設があるが、8人部屋だったり、自炊施設がないために、嫌になる人も多い。これらの施設での生活保護適用をもっと積極的に考えるべき。

8、震災復興住宅計画に、ドヤに当たるものがきまれている。

↓震災によって多くのドヤが被災したにも関わらず、これら労働者のための宿泊施設、住宅が復興計画の中に入られていない。生存権を無視されていると言ってもいい。そのため、ドヤで居宅保護を申請しようにも、部屋が見つからない現状。

(加藤 誠)

《神戸市福祉事務所の人のためのQ&A》

住むところがないから生活保護ができないのではなく、住むところがないから生活保護が必要なのです

Q 野宿している人は、住所がないから生活保護ができないと聞きました。本当ですか？

A そんなことはありません。住所の有無は保護の要件ではありません。要件さえあれば、無差別平等に保護は適用されなければなりません。これは生活保護の「口ハ」ともいえることです。

Q それなら、なぜ福祉事務所では住所不定者は保護ができないと断るのですか？

A これには全く法的根拠はなく、単に「行政慣行」として行われているにすぎません。厚生省も最近になって住所の有無は保護の要件ではないとわざわざ発言しています。「生活と福祉」98年12月号「野宿生活者への差別的対応が行政慣行となり、福祉事務所の常識になってしまった」ということでしょうか。

Q 神戸をはじめ全国的に住所不定者は入院中のみ保護という扱いがなされているようですが？

A 無差別平等の原理に反するばかりか、健康で文化的な最低生活保障という生活保護制度を根本から否定する扱いで、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

Q 野宿生活をしていて人が生活保護について裁判をしていると聞きましたか？

A 名古屋高裁で争われている林訴訟です。昨年10月名古屋地裁

で原告の林さんが全面勝訴しました。（注・二審では敗訴現在下告中）

Q どんな内容の裁判なのですか？

A 住所も仕事もなく体の調子の悪かった林さんが困り果て福祉事務所に生活保護の申請をしたところ、福祉事務所は一日の外來治療だけの医療扶助しか行わなかったため、この扱いは違法だと訴えた裁判です。

Q 裁判ではどんなことが争点になったのですか？

A 住所不定者に差別的な保護行政をしているのか、稼働能力があれば保護は適用できないのか、林さんは稼働能力を活用していなかったのかということが中心です。名古屋側は裁判の中で「住所が無ければ保護はできない」とあるいは「住所不定者は一日だけの医療扶助だけとしている」と言う主張は全くせず、林さんが稼働能力を活用していなかったと主張しました。

Q ということは「住所が無ければ保護はできない」と等ということとは議論にもならなかったのですか？

A その通りです。そんな恥知らずな主張ができるわけありません。福祉事務所の窓口では住所が無いなら入院しない限り保護は無理という対応が日常的に行われているのに、裁判ではそれをこまかくために後で苦し紛れに理由を考えたというのが実際でしょう。

Q 判決は具体的にはどんなものですか？

A 林さんは、就労しようとしても実際に就労する場がなかった

と認められるので、「稼働能力を活用していなかった」とはいえず、申請について適正に判断しておれば申請時から生活扶助、住宅扶助、医療扶助がなされていたとして福祉事務所の決定は違法と判断、決定の取り消しと損害賠償を命じました。名古屋市・福祉事務所側は厚生省の全面的バックアップを受けて控訴しましたが、その主張は一審と変わりばえしない能力不活用論です。

Q 以前にも住む家の無い住所不定の人の裁判がありましたね？

A 柳園訴訟です。この裁判は、93年10月京都地裁で判決があり、原告側の金面勝訴で確定しています。

Q 具体的にはどんな裁判ですか？

A 住む家の無かった柳園さんが病気で入院し生活保護適用（89年3月）となったのですが、8ヵ月後退院となり、同時に保護が廃止となったことを違法として訴えた裁判です。

Q それで判決はどんな内容だったのですか？

A 判決文を見てみましょう。『本件廃止決定は、その理由とした「偏病治療」という事由がなかったとの点で、まず違法であり、次に、被告らが真の理由であると主張する「居住実態不明」という事由も存在しなかったと評価されるから、この点でも違法があり、さらに、「居住実態不明」という事由自体が、生保法上、保護を廃止し得る事由には当たらないので、これを理由として廃止してしまったこの点でも違法ということになるから、その違法性の程度は重いついふべきである』

Q 神戸でも日常的に行われている退院即廃止という扱いは裁判でも違法と判断されたわけですね？

A そうです。しかし、違法な扱いが今でも繰り返されているのですから、本当に何とかしなくてはなりません。

Q 要保護状態は明らかに住所がないことを理由に保護から排除することはもう許されないということですね？

A その通りです。

Q でも、神戸では、更生センターがあつて、住所不定の人はここで保護が受けられるから、保護から排除と書うのは当たらないのではないですか？

A その考え方が問題なのです。まず、更生センターの定員は50人です。それに、施設入所になじめない人はどうなるのでしょうか。まだ、更生センターは退所に際して他都市の更生施設では支給している敷金や家具什器費等を支給しようとしません。これでは、単なる収容施設と批判されても仕方ありません。

Q 神戸市は福祉事務所長委任規則で福祉事務所には住所不定者に関する保護の権限がないと書っているようですが？

A まあ、よくあんなインチキな事が書けると呆れてしまいます。三百代書（龍井）を操る人もいいところです。委任規則の除外規定は更生センターが保護の実施機関としての性格をもっているための規定で、福祉事務所に野宿生活者の保護の権限がないということではありません。事実、野宿生活者が入院すれば福祉事務所が保護していますし、更生センター入所者が3ヵ月以

上入院すれば福祉事務所に移管の扱いをしているではありませんか。

Q なるほど、野宿生活者いじめとも言える説明ですね。福祉行政に携わる人が情けない限りですね。ところで、今何が必要なのでしょう？

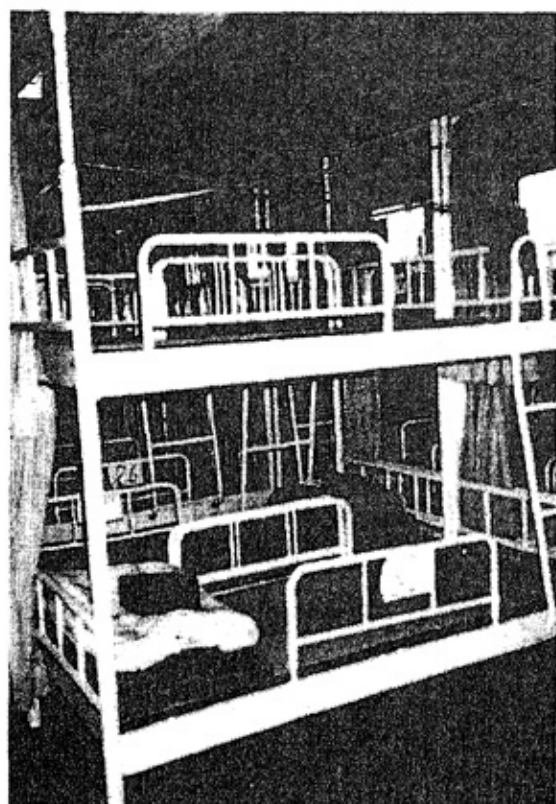
A まず、野宿生活自体が極めて重大な人権侵害・生存権侵害であるという認識をもつ必要があります。今のような保護の差別的取り扱いが人権侵害を福祉事務所を初めとする行政が自ら拡大させているということですから、許されることではありません。しかし、行政にその認識がないのが実態です。まず、これまでの人権侵害を認めた上で、人権感覚にのっとった施策が必要で、どうしたら野宿しなくてもすむのか。野宿生活の苛酷さを知っているならもっと真摯・深刻に行政は考えるべきです。何でも更生センターへというのではなく、誠実に相談に乗り、その人のニーズにあった施策をすべきです。できることは、現行制度の中でもいくつもあります。

Q これまで聞いてきてよく分かりました。要するに、住むところがないから保護ができないのではなく、住むところがないからこそ保護が必要ということですね？

A その通りです。生存権保障のために生活保護制度があるので、福祉事務所は生存権を守るためにあるのだということを含一度、職員の人に認識して欲しいと思います。

注・・・林裁判は97年8月8日、高裁判決では全面敗訴。もっと

捜せば仕事があったという理由。現在上告中。



→ 95年～96年の「冬の家」の交渉を通して更正
保護相談所に二段ベッドが入れられた

(一) 見捨てられ行き場のない

女性達

対市交渉で女性問題を持ち出す度に、神戸市から返ってくる答えはただ一つである。「婦人相談センターで対応します」

婦人相談センターとは売春防止法による兵庫県下唯一の一時保護施設である。しかし、本来の趣旨とは違う様々な事情を抱えた女性が兵庫県いたるところからここへやってくる。神戸市にも、兵庫県にも他に女性のための一時保護施設がないからである。

定員は15名。六畳の和室5部屋、一部屋3名として計算した定員数であるが、兵庫県下全域をカバーするにはあまりにもお粗末である。ケースによつては15名をも収容できないときもある筈である。実際、続けて2名の方を路上から搬送した際に「これ以上は受入れはできません。あとは「支える会」のほうで何とかして下さい」と職員から言われたこともあった。

在所期間は原則として二週間。県下二か所の婦人保護施設(婦人寮/神戸・姫路)への入所措置決定や仕事の紹介・電話による相談業務等もやっている、3名の婦人相談員と5名でローテーションを組む非常勤寮母、他事務職等数名のスタッフでは個々のケースにじっくり対処しきれぬ筈もない。週末や夜間などスタッフの減る時は「売春防止法の施設である」「障害のある人の施設ではない」などと本来の施設としての趣旨(売春防止法による女性の一時保護・更生)を逆手に取って受入れを渋ることもある。しかし

これは、婦人相談センターで働くスタッフだけが悪いのではない。路上での生活を余儀なくさせられている女性のみならず、多様化する女性問題に対応することなく、切り捨てにしている神戸市の、兵庫県の責任である。

この越冬期の、野宿を余儀なくさせられている女性のケアに關しても「どんなケースであれ婦人相談センターで対応します」と神戸市は回答していた。しかし、その婦人相談センターにも関係機関にも何の連絡・通達もないままの無責任な回答であったことを実感させる出来事があった。

「何もなければ路上へ返しますよ」

救急隊員も知らない婦人相談センターの存在

1月29日朝、JR三宮駅近くで野宿をしているTさんから「かなり体の弱っている女性がいる。救急車を呼んだほうがいいと思う」という連絡が入り、駆け付けた。歩道橋下の砂利石の上に毛布一枚で体を包み、コンクリートの壁に頭を押しつけるようにうずくまり、丸まった姿勢でOさんがうなり声を上げていた。声を掛け、話をしてもどうもつじつまが合わない。しかし、どうやら足か腰を痛めて動けないらしいことがわかり、顔色や震えている体の様子から内臓にも何かあることが素人目にも容易に推察できた。最初は、救急車を呼ぶことを嫌がっていたOさんを説得して救急車を手配した。

やってきた救急隊員は、Oさんの顔を見るなり「またこの人が、

この人は嘘つきなんですよ」と言った。4日程前、通り掛かりの人が、骨折ではないかと思ひ救急車を呼んで病院に運んだが、何も出なかったらしい。「そのときも私たちが運んだ。大声を上げて演技をしていたんですよ、今みたいに」と追いつきを掛けた。しかし、どうみてもOさんの様子は普通ではない。「こんな状態の人をこのままにしておくのか、それでも救急隊員か」とTさんも声を荒げる。「とにかく検査だけでも」と言う私たちに「もし、何もなければ路上に返すだけです」と救急隊員は言った。「男性なら入院の必要はないが、体調を崩している人は、更生援護相談所に転送する。女性にはそう言う施設は無いでしょう。結局路上に帰すだけなんだから行くだけ無駄だと思うよ」と言うのだ。実際、4日前彼等はOさんを病院から路上へ帰しているのである。救急隊員のだれも、婦人相談センターのことを知らなかった。対市交渉の席上で保健福祉局保護課係長中藤氏が「女性については婦人相談センターで受け入れる」と、断言している事を説明し、後のことはこちらで責任を持つということで、やっと搬送してもらった。

病院で出た結果に愕然とした。股関節骨折・脊椎圧迫骨折・血糖値は500を越え、医師もこれまでに見た事がないと言う極度の栄養不良。「命に關わります」と医師から言われた。搬送した救急隊の隊長に連絡し、病状を説明し、前の病院でどういう検査を受けたのかを聞くと、膝のレントゲンを撮っただけらしいという。なにも出なくて当たり前だ、何もしていないのだから。

幸いOさんは命を取り止めたが、年内退院の可能性はない。そして退院後、彼女が人間として暮らせるようになるために、どのような可能性があるのかまだ見えてはいない。

婦人相談センターより、まず警察へ、福祉事務所へ？

2月21日夜、雪がチラチラ降っていた。パブテストの夜回り中、高速神戸地下道で段ボールを手に、寝る準備をしているYさんに会った。家は北鈴蘭にあるが、会社の寮の賄いの仕事は朝が早いので平日は会社に寝泊まりしている。週末のみ自宅に帰っているがこの雪では帰れないと言われる。荷物は小さめの手提げ袋二つに毛布が一枚。電車やバスが止まってしまう時間でもないし、それほど雪でもない。自宅に帰る事を勧めても、会社に頼んで寮に戻るように勧めても、今日はここで寝るの一点張りである。かなり冷え込んでいる上に、この地下道は午後11時を過ぎると閉められてしまうため外へ出なければならぬ。60歳と言う年齢を考えれば最悪の事態もあり得る。そして、女性であるがゆえのトラブルに巻き込まれることも予想される。

婦人相談センターの説明をして、せめて今夜だけでもそこへ泊まるように説得をした。Yさんも行く気になり、センターに連絡を入れると「団体生活になるので、他の人に迷惑をかけないような人であれば来てもらってもいいです」との返事。精神的に不安定な印象のあるYさんだが、そんな事は関係ない。車でセンターまで搬送した。

食事をしていないと言うYさんが、食堂でインスタントラーメンを食べている間に、所長と話をした。精神面での不安を所長も感じていたようだ。その上で「できれば先に警察に行つて欲しかったですねえ、捜索願が出ていることもありますし」と言う。だが、身元確認よりも、安全確保が先ではないか。「夜はスタッフが少なくて対応仕切れない、できれば平日の昼間、福祉事務所を通して来て欲しい」とも言う。だが、それは施設としての体制の悪さを改善すべきであつて、行く当てもなく困っている人に言うべき事ではない筈である。対市交渉で越冬期は時間に関わらず、どのようなケースに関わらず女性については婦人相談所で受け入れると、回答を受けている事を話すと所長のほうが驚いていた。「本当に、そんな事を言われたのですか」と。

翌日、Yさんは、自分の意思で帰つて行かれた。彼女が路上生活者なのか、彼女の言う通り仕事も住む家も持っている人なのかは定かではない。ただ、時折漢川公園辺りで会う度に、心を通じあえないままのどこかしらを感じている。

3月21日の対市交渉において、中藤氏にこれらのケースについて釈明を求めたが、帰ってきたのは「2〜3日前にもセンター所長と話をしている。受け入れについては問題ない」との返事が返ってきた。胸をはって、神戸市を代表して回答するなら、関係機関としっかり協議してからにして欲しいものだ。彼等は、いや神戸市はどんな小さな対応・施策も、人の命と直結していることを自覚していないばかりか、当然のことく切り捨てようとしている。

（口）

日本キリスト教海外医療協力会（JOCs）

医師 小原安喜子

仮設住宅居住の人々を訪問する事を内容に、JOCsがボランティアを募ったので応募した。昨年の4月だった。7月から実働に入ることにし、国外ボランティアに出た。7月からの活動内容は中山手カトリック教会にあるカトリック社会活動神戸センターで、ポスト震災野宿者の保健サービスに参加するように、と聞いてはいたが、心の備えも整わないまま帰国して実働に入った。

最初の巡回で訪れたT氏は、橋の下に綿布団を敷き、吐血を受けたバケツにビールの空き缶を浮かせて、黒ずんだ血糊で堅くなった毛布の縁を折りこんでくるまっていた。医者嫌いと言っていた。

しかし病院に体を預ける以外、彼の命を守る道はなかった。一緒に巡回に出た先輩仲間達の努力が実って、彼は今も病院で病を養っている。その後1年。何人かの人々が野宿生活から、病院やドヤ、アパートへと、屋根・壁を備えた所に体を置くようになった。私のしたことは、このまま野宿するなら命の赤信号を渡るようなものだと判断をしただけで、あとは、夜回りグループ、木曜クリニック、専従の一人一人が協力して得た実りであった。

阪神・淡路の住民を一齐に襲った震災は、人々を一つ屋根の下

に集め、一つの配給食で生命を繋ぐ事態に置いた。それまで目につかない所で住民が多くの問題の中にあつた状況が、あの震災で蓋を吹き飛ばされたように人々の目に晒され、問題意識を生み出した。何事もなくみえた社会の安泰は、薄氷の上にそつと、辛うじてバランスを保って乗っている鎮まりとでもいうものであつたことを知らされた。

震災から2年半になる今、カトリック社会活動神戸センターの保健サーピスで出会う人々は、震災前住んでいた所を失った人々、住まいのないところへ働きに来た人々、震災時に野宿して居た人々など様々だが、今住むところがないことは共通して居る。現住所を持たないため、医療保護を受けられない人、仕事につけず、経済的に困っている人々が主である。しかも、神戸市の施策が十分なために、利用できない人も少なくない。復興の努力が実つて元の市民生活をとりのどした人々がある。仮設住民が解決できない数々の問題の中にいる。孤独死数も重なっている。

ポスト震災の道は未だ先が長い。しかし、野宿するしかない人々の問題はどうかなるのだろうか。それは、震災前から存在した問題に深く絡まっている。震災という非常事態に当たり、西宮中央体育館に泊まり込んだ私の記憶ではだれに対しても排除の行為は無く、人々は人として被災を共にし、同じ屋根の下同じ給食で生命を保った。だがやがて緊急対応の時期が過ぎると、時と共に、ポスト震災の視点からの取組みで解決できない問題が、この活動に関わる仲間達の中に次第にはつきりしてきている。

一人の人が社会に生きるため必要な衣食住を得、社会的責任主体として自他共に基本的人権が守られていると納得できる生き方を支援する活動をと。それは野宿者を生み出している社会の責任の明確化と、野宿者自身が基本的人権に自覚的に生きることの支援を目指す活動への脱皮と体制作りであり、行政ともその視点でのタイ・アップが必要となるであろう。誰かが、一里ではなく、二里共に行くことを必要とする長い道と思われる。

(二) 追い退てをめぐり課題と問題

住居を持ってない（行くところが他にない）ために公園や路上で暮らす人に対して、「町の美化」、（観光都市だから）、（工事の為）等様々な名目で行政による追い立てが行われている。

行政は、道路や公園を管理しなければならぬし、場合によって工事が必要だろう。私達はそれを一概に否定しないが、その場合に人権侵害に当たる（追い立て）があつてはならない。追い立てでなく（移動の要請）なら理解できなくはないが、その場合には条件がある。

神戸市は以前は、「X月X日までに撤去しない場合は、神戸市が処分する」と言った一方的な通達によって、追い立てをしてきたが、昨年1月、話し合いによって以下のことが約束された。

◎移動を求める場合 ①猶予（予告）期間を持つ。②強制せず、話し合いで解決する。③移動先や今後の身の振り方等の相談にのる。④目的、連絡先を明示する。

◆「移動を求める」には、適当な猶予期間（我々は最低一ヶ月、神戸市は二週間を主張）が必要で、それなしに撤去勧告する事は、その人の生存を脅かすことになる。

◆「移動を求める」場合、本人の承諾と次の生活の場所の確保が不可欠である。そのために、当事者が納得できる理由がある。道路管理上や公園管理上支障があるといった抽象的な理由では納得できない。工事が必要なら、目的、工事の方法、工期等を明確にし、了解を求めるべきである。工事をすると行って、しなかったケースもある。追い出しが目的であつてはならない。

◆話し合いや相談は一方的な移動の説得ではない。市側も野宿の現実を知り、共に悩み、解決を模索する機会であり、丁寧な対応が必要である。

神戸市は、移動を求める場合に、更生援護相談所を紹介する（現在、救急車を呼ぶか、すぐに入院になる場合以外選択肢は無い）。しかし、様々な理由で更生援護相談所に行きたくないと言う人が少なくない。仕事の面（更正援護相談所においては日雇いの仕事をみつけに朝早く新聞地などの寄せ場に行くことが困難）、食事確保の面（原則的には更生援護相談所では食事は出ない）、衛生上のこと（シラミなどの虫がいる、風呂がない、洗濯ができない）、集団生活が合わない等。更生援護相談所に収容するやり方には限界が

ある。たとえ路上から施設収容しても、その先再び路上へ出なくても良い様な施策や新たな路上生活者を生み出さない様な施策が必要なのではないか。

また、約束は必ずしも守られてはいない。そうした「追い立て」は、市建設局によるもの（外郭団体も含めて）が多い。市は自身で約束を守るとともに、外郭団体や民間の業者に對しても人権擁護の立場から「追い立て」にならないよう指導する義務がある。

「移動を求められた」方々の多くは要保護状態にある。その方への福祉施策も当然必要となってくる。人間を追い出すということとは、単に建設局だけの問題ではない。建設局、福祉関係部局、教育委員会等が連絡を取り、協力して取り組むべき課題である。

◎「追い退て」には、当事者が納得できるような理由がある。道路管理上（工事のため）や道路衛生上という抽象的な理由だけでよい。工事をするのであればいつからいつまでという工期や、どんな工事をやるからということを明確にすべきと思う。工事をやるからと言って、工事などしなかったケースもある。

◎「追い退て」をするには、本人が次の生活場所を確保するための適当な猶予期間（通常一ヶ月、最低でも二週間）が必要で、それなしに撤去勧告し強制撤去する事は、その人の生存を脅かすことになる。

◎「追い退て」をする場合、少なくとも本人の承諾と次の生活の場所の確保がされなければいけない。

◎神戸市は、強制追い退てをする場合、更生援護相談所を紹介

するが、仕事の面（更正にいては日雇いの仕事を見つけないこと、朝早く新開地などの寄せ場に行くことが困難）、食事の確保の面（原則的には更生では食事は出ない）、衛生上のこと（ムシがいる、風呂がない、洗濯ができない）、また更生での集団生活がイヤで行く人は少ない。更生支援相談所に収容するやり方には限界がある。たとえ路上から施設収容しても、その先再び路上へ出なくても良い様な施策・路上生活者を生み出さないような施策が必要なのではないか。

◎神戸市による「追い退て」は、現在たいてい神戸市の建設局によるもの（外郭団体も含めて）が多い。理由は、ほとんどが「道路管理上」とか「公園管理上」なのだが、「追い退て」にあつた方々の次のこと（施設収容も含めて）を考えると、その方への福祉施策も当然必要となってくる。人間を追い出すということ、これは単に建設局だけの問題ではないのである。建設局は福祉の方と連絡を取り、また福祉は教育委員会などと連絡を取り、協力して取り組んで行かねばならぬことである。また、市はその外郭団体や民間の業者に対して人権擁護の立場から追い退てにつながるようなことはしないよう指導通達する義務があるのではないか。

◎市民による「いやがらせ」、特に昨今の青少年や若者による「いやがらせ」や「放火」については、当人の人権（生存権や居住権）を侵すだけでなく、人のいのちに関わる問題であることを市民や青少年に（公的教育の指導機関である教育委員会などを

通じて）啓発してゆく必要がある。

◎市民からの苦情を受けて市が追い退てに動くケースがあるが、その苦情の原因の一つに常飲するお酒の問題がある。先の見えない路上生活の中で、飲酒が加速してしまう方は少なくはない。立ち退き・撤去の事例

1996年

4月頃 Kさん・Yさん・JR神戸駅歩道橋下／神戸市土木局より、震災で傷んだ歩道橋をなおす工事を理由に、立ち退くよう言われた。立ち退き期限より2週間長くいたが、結局別の歩道橋下へ移動。

5月1日 Sさん・楠町公園／警察官が来て立ち退くよう言われたが動かず。

5月22日 Sさん・ポートライナー下／ここで寝ては困ると言われたが役所の人かはわからない。

5月28日 Sさん他・大倉山地下道／建設省土木局より、6月12日までに立ち退くようにとのドラが荷物に貼られていた。

Tさん・Mさん・生田川／中部土木事務所管理係より、6月12日までに荷物を撤去するようにとの貼紙あり。6月末撤去された。

6月12日 氏名不詳・大倉山地下道／更生センター職員に寝てるところを起こされ、働いているなら兵庫荘があると言われた。

6月24日 Iさん・Kさん・須磨浦公園／地元住民からの救護依頼（？）で更生支援相談所に入所すると言われたが行かず。

7月頃 Yさん・メリケンパーク内歩道橋／役所から撤去・立

ち退きを言われたが何もなし。テントを張って住んでいた。

Kさん・Yさん・Hさん・JR神戸駅南東歩道橋下／中部土木局より、工事をするからの理由で立ち退きを言われた。居住権の事など説明したが、結局2ヶ月後にそれぞれ別の場所へ移動したが、未だに工事は始まっていない。

Tさん・臨浜西公園／役所の人間より、国道2号線南側交番の警察官が頻繁に訪ねてくるようになり、国元の兄弟などの連絡先などを聞いてくることもあった。兄弟に連絡し引き取るように言ったりしている。また、近所の住人が嫌がらせか、犬を放したりもしている。

7月 3日 S夫妻・生田川／立ち退くようにとの貼紙をされ住む場所を変えた。

氏名不詳・ポートライナー下／建設局が、寝るために置いてあるらしい段ボールに撤去予告の貼紙をした。

Tさん／立ち退くようにとの貼紙をされ、小屋は次の週に撤去されたが、同じ場所にもう一度建てた。

7月27日 Kさん・生田川／7月中に生活保護の範囲内でのアパートを異つけて移動しなければ、生活保護を打ち切ると市職員より脅された。

7月下旬 Yさん他・菊本公園／本人不在、確認取れないままにテント小屋がきれいに片付けられていた。どこがやったかなど、詳細不明。

8月19日 Oさん・Nさん・Mさん・Oさん・花時計横／建設

局公園砂防局より、花時計周辺工事が26日から始まるため、置いてある荷物の撤去をするようにとの看板が立てられた。

10月 2日 氏名不詳・メリケンパーク／土木局より、茂みの中で寝ている人のすぐ近くに立ち退くようにとの貼紙がされた。

10月23日 Yさん・大倉山地下道／神戸市住宅管理課より、11月5日を期限とする立ち退きのビラが貼られた。11月6日撤去したあとに「撤去しました」との貼紙がされていた。

10月30日 Yさん・浅川公園／公園でイベントがあるため立ち退くように言われた。11月1日、町づくり推進課ほか10名ほどの市職員が押し寄せるが、すでに本人は荷物をまとめていた。あまりにも性急な撤去のため、広聴課に対し抗議をした。

10月31日 Tさん他・須磨浦公園一帯／神戸市土木局より、公園内に住む約10名の荷物に立ち退き勧告のビラが貼られた。11月14日、警察官2名、須磨区役所・更生センター・北部土木局から9名が来て、仕事も世話をするから更生センターへ入所するようにと誘い、これは強制立ち退きではないと言った。皆で断り、今もそこに住み続けている。

11月6日 Sさん・JR三宮駅構内／立ち退くように言われたが突っぱねた。

11月20日 Sさん・Yさん・楠住宅4棟／11月28日を期限とする立ち退きの貼紙がされた。

11月27日 Kさん・ポートライナー下／撤去のビラが貼られ、そこに居られないように大きな花のプランターが置かれた。

Uさん・メリケンパーク／港湾局職員より、近日中に公園内の工事が始まるので立ち退くようにとのビラを無理やり渡された。少し移動しただけだったがその後は何も言われていない。

Uさん・月見山／工事のため立ち退きを迫られていたが、更生センターに入所。

12月 4日 Fさん・Yさん・宇治川商店街ガード下／市民からいたずらされたり、苦情の来ている湊川神社の荷物をどうするか、決めかねている。

Kさん・ポートライナー下／JR職員から立ち退くように言われた。ボランティアに対してもいずれ立ち退くのだから援助などしないように言われた。

12月11日 Nさん・Tさん・Kさん・OPA前交番横／市の職員によって、柵の近くに置いていた荷物が引っぱり出されていた。

12月13日 Tさん・石屋川／12日と13日に役所の人間が来て、更生支援相談所に入るよう勧めたが断った。テント小屋の写真を撮って行ったらしい。

12月25日 Fさん・宇治川商店街ガード下／荷物を置いていることで市民から苦情が出たため、役所の職員5、6名が来て更生センターに入るように言われた。

12月28日 Tさん・石屋川／入院中に置いていた荷物を、東部土木事務所に依頼された業者が撤去しようとしていた。居合わせたYWCAメンバーによって阻止されたが、役所の休庁期間と安心していた対応が悔やまれる。

1997年

1月2日 Hさん・Mさん・JR神戸駅前バスセンター／夜11時頃、見回りに来た警備員から、正月にこんな所で寝てもらっては困ると言われた。神戸市の外郭団体にも撤去の在り方について周知徹底するように抗議申し入れをした。

1月22日 Uさん・メリケン波止場／2人の警察官から、工事が始まるので立ち退くようにしつこく言われた。

2月頃 Nさん・東遊園地／土木課・公園管理事務所より、東遊園地は国有地だから出ていくように言われるはずだと言われた。3月に撤去の貼紙を持ってくると言ったが、4月に入ってから来て、5月25日までに出ていくように言われた。

2月12日 Sさん・メリケンパーク／博物館近くの歩道橋下の段ボールハウスに、港湾局より撤去のビラが貼られた。

2月17日 氏名不詳・宇治川商店街ガード下／中部土木局より立ち退きビラを貼られた。

2月19日 Oさん・文化ホール／ホール入口西の歩道橋近くに寝ていたが、文化ホール警備員から4日以内に立ち退くよう言われた。対市交渉にて抗議した。

3月頃 Fさん・国体道路沿い公園／3月末日までに荷物を撤去するようにとの貼紙をされ、東遊園地に移動した。

3月 5日 Mさん・Sさん・Yさん・関西汽船ビル／役所の職員から、歩道橋工事が始まるため移動するよう言われ、撤去の

貼紙もされた。

Nさん・Tさん・Kさん・OPA前／道路反対側の歩道橋工事案内の看板が壊れている近くに置かれた。嫌がらせか。

Tさん・JR三宮駅東歩道橋下／中部土木局より、3月20日までに立ち退くよう言われたが仲間達と相談の上拒否。支える会も抗議し、今もそこで生活している。

4月23日 氏名不詳・花隈公園／置いてある荷物すべてに、5月6日を期限とする撤去の貼紙がされた。

5月頃 Yさん・Iさん・Uさん・Kさん・東遊園地／歩道橋を屋根として暮らしていたが、支柱周辺に金網を張られたため、雨露をともに受ける歩道橋外側での生活を余儀なくされている。

Nさん・Yさん・東遊園地／寝ているすぐ側に、突然植木を植えると数名の人が来た。支える会も共に抗議し、中止となった。

(三)襲撃やいたずらについて

私たちはたまたま、後述のような事例を耳にしたのですが、現実には何倍もの襲撃が行われているものと思われれます。これらの襲撃の背景には、野宿している人に対する「差別」や「偏見」があります。

野宿している人は怠け者であるとか、働く気がない、落ちこぼれだ等と言う『事実を踏まえない』偏見があります。「ホームレスの人達は独特の哲学を持っている(青島東京都知事)」と言ったり、「好きで野宿している」とか「自由人」等と、一方的な解釈を押し付けたりするのも偏見(先入観)に他なりません。

日雇いと言う不安定で苛酷な就労形態を利用して利益を上げて来たのは建設業を中心とする企業です。そして酷使出来るだけ酷使した挙げ句、高齢化した労働者や労働災害等で障害を受けたり病気になった労働者は、使い捨てにされています。しかし、働けなくなった労働者の生活を保障するものは無く、結果として野宿生活に追い込まれるのです。

また平等の価値観が薄れ、能力主義が広がり、方のある者は良いが、そうでない者は捨てられて当然と言う価値観が蔓延しています。学校及び家庭の教育、企業等社会のあらゆる所で、一人一人の人間存在が大切にされるのでなく、片寄った物差しで計られ、切り捨てられてるように見えます。『どれだけ金を稼げるか』が物差し の正体のようです。

そんな中で、切り捨てられた子どもや若者、行き詰まったサラリーマン等、様々な人が苛立ちや憤懣を他の人に向けているのかも知れませんが、野宿せざるを得ない人を指して親が子どもに、「あんな人になつたらだめよ」「勉強しないとあんなになるよ」と聞こえよがしに言うことはしばしばですし、「観光地なのに汚い」「市は何とかしたらいいのに」と言う言葉も聞こえます。震災後の神

戸では、野宿をしていた人は救助の対象にもされず、復興の過程で無視されました（震災と野宿生活者参照）。

大人が、市民が、行政が、野宿している人の「存在」「人権」を無視しているのですから、子どもや若者は襲撃の対象としても罪悪感を感じないで、むしろ「自分たちが代わりにきれいにしてやっただけ」と思ったりするのではないのでしょうか。子どもだけの問題ではないと思います。

弱い者がもっと弱い者に刃を向ける仕組みを無視して、「命を大切に」と教えても効果は疑問です。須磨の事件に対する教育委員会の姿勢に注目しながら・・・

襲撃・いたずら等の事例

1996年

5月 8日 Aさん・大倉山公園／カッターナイフのようなものでテントが切られた。犯人不明。

5月22日 Nさん・大倉山公園／中学生5～6人に公園に置いていた荷物を灯油を掛けて燃やされ、警察も来る騒ぎとなった。以前から投石などのいたずらも受けていた。

Oさん・渡川公園／17～18歳と思われる男女の数名のグループに、公園で寝ていた所を花火で狙い撃ちされた。

Tさん・生田川／留守中に辺り一面火事となる 原因等不明。

7月頃 Sさん・元町／栄町付近で休んでいたところ、深夜、4人ぐらいの若者にエアガンで打たれた。最初は毛布でガードしていたがあまりにもしつこいので怒鳴って追いかけたが逃げられ

てしまった。

7～8月 Tさん・Mさん・メリケンパーク／夏になると学生や若者グループが一晩中花火をしているが、中には博物館前で休んでいるところを打ち上げ花火やロケット花火で狙い撃ちしてくるときがある。

8月頃 Tさん・メリケンパーク／夜、博物館前で寝ていたところ突然、暴力団風の2人組に角材で殴られ頭に怪我をした。

8月28日 Aさん・大倉山公園／自転車タイヤに、押しピン5～6本を差されてパンクした。犯人不明。

9月末頃 Yさん・JR神戸駅前東歩道橋下／3人が共同生活をしていて、市の追い立てで2人が荷物を置いたまま移動。1人暮らしとなったある晩、放火があり生活道具の一部が焼けたが本人は無事。中学生位の子が、ライターで火を付けて逃げたとの目撃証言あり。

10月30日 氏名不詳・楠住宅4棟／2人組に殴られそうになり逃げた。

Yさん・Wさん・三宮センター街／午前0時頃に車でやって来て、いきなり殴ったり、蹴ったりして逃走する若者4人組がいる。昼間合ったときに「なぜ、あんな事をするんだ」と怒ると「うさばらしだ」と言われたとのこと。

11月20日 Yさん・Sさん・楠住宅4棟南／寝ている所に、2人組の男が火の付いたタバコを投げ入れて行った。

12月 4日 Yさん・三宮センター街／一晩に三回暴力を受け

る。犯人は大学生くらい。

12月10日 Yさん・メリケンパーク／ホテルオークラ近くの公園の隅に置いていた荷物やカバンを、少し目を放した間に盗まれた。

12月頃 Mさん・湊川公園／ブルーシートで作った小屋に放火される。通りがかりの人に引っ張り出してもらわなければ大火傷をしていたかも。同じ公園内で4、5件の放火事件が連続して起きている。犯人不明。

1997年

2月12日 Kさん・湊川公園／テント小屋に長さ2m位の軽量鉄骨を投げ込まれた。中学生のグループがやったと思われる。警察にも届けたが犯人不明。

3月10日 Tさん・元町アーケード内／夜、いきなり後頭部を殴られ1センチ位の怪我をした。犯人不明。

4月頃 Oさん／高架下に寝ているが、上から中学生5、6人のグループが石や瓶を投げたり、エアガンを撃ってきたりする。何度も被害に遭うので警察に届けたが、そこで寝るのが悪いと言われた。

5月15日 Fさん・Iさん・Hさん・JR神戸駅南歩道橋上／留守中に、置いていた荷物や布団が燃えて警察・消防が出動する騒ぎとなる。火の出る原因となるものはなく、一気に燃え上がったと言ふ目撃証言から放火によるものと思われる。

(四) 医療 (日常の医療・

結核・アルコール依存症)

〈医療に関するいくつかのケース〉

● JR神戸駅付近の地下に続く階段の踊り場で寝泊まりされているYさんのこと。

Yさんは57才の女性で、Mさんと一緒に階段の踊り場に寝泊まりしておられた。昨年8月中旬の夜回りのとき、ベンチをもっていないかと尋ねられた。行ってみると左手にはめている指輪の一つが指に食い込み、そのまま6日間放置していたということ。その食い込んだ所からばい菌が入って指が倍以上に腫れ上がっている。Yさんはベンチかなにかでそれを切るつもりだったのだ。そんな事ではダメだと判断し、救急車を呼び、病院へ連れて行ってくれるようお願いした。ところが隊員は消防署で処置して、そこで解放する、と言う。とにかく、救急車のあとを追って消防署に行ったら、やはり病院での治療が必要で日赤病院へ転送されたという。日赤病院では治療が行なわれ、もう少し遅かったら指を切断しなければならなかったという。処置が終わわり、今後の通院のこともあるので何とか入院させてもらえないかと交渉したが、その必要はないという。結局、次の日の治療費までは責任をもつことを約束して、Yさんを元の場所へ送り届けた。明くる日Yさんは病院へガーゼ交換に行ったが、その後は病院へは行っていない。特診券(後記④参照)を出してもらった相談したが、めんどくさいようで、もういいと言われる。仕方がないので、夜回りや日中

まわりのとき数回ガゼを交換した。現在は完治している。

*救急車で運ばれると、行路病人としてそのときだけ処置して貰える。ケガで、縫ったとしても、明くる日からの消毒、ガーゼ交換、抜糸などは一切してもらえない。

●JR神戸駅バスセンター付近で寝泊まりしていたSさんのこと。

Sさんは76才の男性で、バスセンター付近で寝泊まりしていた。昨年7月下旬の夜回りで出会い、話をした。ひどく咳き込んでおられ、しんどくてどうしようもないから病院へ入れるよう手配してくれと言われた。よく聞くと、結核で入院したことがあると言った。救急車を呼び、病院へ運んでもらおうとしたが、結核患者は管轄が違うので救急車には乗せられない(血を吐いて死にそうだったら別だが)、管轄の兵庫保健所に相談してくれと言う。あいにく夜回りは金曜の夜で、土・日と動きがとれないので、月曜日の朝に会う約束をした。月曜日10時に再会し、病院を紹介してもらった。ために更生援護相談所に行く。が、結核患者は更生援護相談所の管轄外なので対応できないという。排菌しているかどうか検査したいから病院を紹介しろと言うが、保健所へ行けという。中央保健所に行くと、保健婦さんはSさんをよく知っていた。Sさんは保健所から病院に入院してはすぐそこを無断で自己退院してくる方だった。それをSさんは18回ほど繰り返して、保健所としてはもう紹介する病院がないという。とにかく、排菌しているかどうかの検査をした結果、排菌しているとのこと。保健所が紹介できる

病院は神戸付近にはもうないということ、福祉事務所をお願いし、大阪の病院を紹介してもらった。その日の内に、大阪の病院から迎えの車がきてSさんを乗せて行った。

約三カ月後、夜回りのときSさんと会った。恐らく入院の途中で「とんこ」(逃げてくること)してきたのだろうと思ったが、それには触れず差し障りのない会話をした。これでイザというときにSさんを受け入れてくれる病院を一つなくす手助けをしてしまったと、思いは複雑。それを最期にSさんはバスセンターから姿を消した。今度は辛抱して病気を治すと約束して入院したのに「とんこ」してきてしまったことに負い目を感じたのだろうか。

●新開地のとある青空駐車場で、16年間生活してきたMさんのこと。

Mさんは、新開地の青空駐車場で16年間生活してきた72才の男性。6月下旬、体調を崩し肺炎になり、自分では動けない状態になった。近隣の人も心配し、何とかならないかと言われる。このままでは危険と思われるので、救急車をよんで病院へ運ぼうとしたが、本人は飼っている猫のことを心配し「ほっておいでくれ」と拒否された。(後になつて考えると、自分が入院したら16年生活してきた駐車場にもどれなくなることを心配されたのかもしれない)。その後、説得を繰り返して、特診券によって掖済会病院に入院されたが、特診券は一カ月しか有効でないので、中断した。その後、昨年11月には体力が回復し、ドヤに入り生活保護を受けて暮らしておられる。

●J R神戸駅バスセンターで寝泊まりしておられたOさんのこと。

Oさんは、バスセンターで寝泊まりしておられた75才の男性。昨年7月兵庫荘へ入ったが、2週間で退所し、バスセンターで野宿を続けていた。昨年8月、右足の腫れがひどく、膿んで異臭を放ち、痛くてベンチから動けなくなっていたため、救急車をよんで鐘紡病院へ運んでもらった。その日の治療はしてくれたが、ベッドが空いてないために入院はできず、御崎病院を紹介してもらい入院された。退院後、更生援護相談所におられたが、すぐにバスセンターへ戻られた。話していると話が噛み合わないことが多く、痴呆が心配された。その内に再び足の痛みが再発し、昨年12月に中井病院へ入院された。その後、更生援護相談所のケースワーカーとも相談し、老人性痴呆もあるので、今年1月に老人病院への入院が決まった。Oさんは、なかなか施設に留まる事ができず、仕方のない人、と言った見方をされて居たが、痴呆が原因だった。いろいろな障害などで、普通(?)に暮らしにくい人が、そのために、だめな人と言うレッテルを貼られることが多い。

●J R神戸駅近くの歩道橋上で共同生活されていたNさん・Fさん・Hさんのこと。

NさんとFさんは親方と弟分と呼び合う関係で、昨年10月頃より歩道橋上に寝場所を決め、共同生活(寝場所が同じで食・飲も一緒)をはじめられた。当初は時々日雇いの仕事に出かけられているようだったが、出会うときにお酒を飲んでおられないときはな

かった(つまり、常飲されていたのではないかと思う)。やがて、12月の下旬から33才のHさんが仲間に加わり一緒に寝泊まりされていた。もちろん、飲むのも一緒だ(正直言って、夜回り時3人には近寄り難く、いつもお酒が入っているので大事な話はできなかった)。12月5日深夜、Nさんが末期肝硬変で血を吐き倒れられ、そのまま意識不明になり、救急車で救済会病院へ運ばれた。その後ずっと意識不明のまま入院中だったが、二ヵ月後の2月下旬、Nさんは亡くなられた。親方であるFさんはNさんのことを心配し病院へ行ったが、会わせてもらえなかったそうだ。で、そういうことがあり、Fさんの酒量が減ったかという点、その気配はなかった。

今年1月下旬、今度はFさんが酔っ払って階段から落ちてまぶたを切り、通行人の連絡で救急車で病院に運ばれ、5針縫う治療を受けられた。その後、夜回りで話を聞くと、金がないのでガリゼ交換に病院に行っていないというので、処置をした。そして、いずれ抜糸しなければならぬので、次の月曜日、酒を飲まない内に湊川公園の相談デント(「支える会」の越冬活動)に相談にゆくように勧めた。Fさんはデントで小原医師と相談された結果、更生援護相談所から病院にかかることになり、お酒の常飲で内臓もかなり弱っておられたので、中井病院に入院することになったが、一ヵ月ほどの入院の後、元の歩道橋にもどり、お酒を飲む生活に戻られた。更生援護相談所にもおられたことがあるが、職員の話では更生でもお酒を断てなかったとのこと。

今年2月中旬、歩道橋上に残られたHさんも食事をせずに飲み続け、顔色悪く衰弱しておられた。それまでに、更生援護相談所に行つて体を休めた方がいいと勧め、約束して二度ほど迎えに行つたが、約束の時間にはいなかった。その後、更生援護相談所からも入所の誘いがあり、職員が二度迎えに行つてゐる。一度は大変奇妙だが、更生の職員と一緒に、アルコールのことは病気だからちゃんと治療すればなおることと、免許切り替えについても更生が相談に乗ると言っているからと説得したが、すでお酒が入っており聞いてもらえなかった。それから一カ月ほど姿が見えなくなりどうされたのだろうかと思つていたら、4月初め出会うことができ、更生を通して病院に入院していたとのこと。見るからに元氣になられたと思うが、Hさんも結局は歩道橋上に戻られ、相変わらず飲み続けておられる。

●JR神戸駅近くのとある歩道橋下で生活しておられるHさんのこと。

以前、Hさんは別の歩道橋下でKさんYさんと共同生活をしておられた。しかし、その場所を市の土木事務所から追い立てられたことを契機に、3人の共同生活は終わった。結局、Yさんは更生援護相談所へ、Kさんは現役に復帰されドヤ生活をされている。Hさんは別の場所で生活を始められたが、酔っ払つて自転車で電柱に衝突し腰を痛められた。「仲間の集い」に誘い、中山手から即更生援護相談所に行かれた。

二カ月後、更生センターからアルコール依存症治療のため宋ク

リニック（アルコール依存症専門病院但し通院のみ）に行く途中、友達と会いお酒を飲んでしまい、そのまま元の歩道橋下に戻られた。その後、膝と足が痛い状態が続いているが、病院で診て貰うとは絶対に言われない。病院で診て貰うには更生援護相談所に入らねばならず、入ればお酒を飲めなくなるからだ。

人が生きる上で、「健康で文化的な生活」（憲法）をおくるために最低限必要なことの一つに、日常の医療を十分に受けられるかということがあつた。では、神戸の路上生活者は必要ときに必要な医療や治療を受けることができているかという点、残念ながらそうではない。彼らが医療を受けられるのは、①救急車で運ばれるような緊急の場合（行路病人及び行路死亡人取扱法）、②大きなケガや命に関わる病気で入院したとき（生活保護法による医療扶助）、③そして、更生センターの嘱託医（週二回）の診察や検診命令で治療が必要と認められ更生援護相談所に泊まった場合だけなのである。つまり、救急と入院の場合以外は、神戸市の仕組みでは更生センターに入所するか、更生援護相談所に泊まらなければ医療を受けられない。ところが、更生援護相談所には行きたくない、泊まりたくないという人が少なくない。理由は様々だが、いくつかに上げてみると、食事が出ないので、金の無い者には利用できない。ダニやシラミが居て、かゆくて寝られない。風呂に入れない。洗濯できない。職員が人間扱いしない。同宿者とのいざこざ等々、更生援護相談所の問題。また、自分の生活している場所を離れると、戻ったときに食べ物を手に入れにくくなる、廃品回収などが

しにくくなる、といった問題などがある。そのために、病氣やケガの軽微な段階での医療や日常の健康管理的な医療、慢性化した持病の治療は受けられない。経済的にもひどくなる前に直すのが理にかなっていると思うのだが、路上生活している人に対しては、相当悪化しないと道がない。ひどい言い方をすると「死にかけたら来い」と言いたいのかと思える。その他に、④無料低額診療施設（市内に三つあったが、今は実質的には一つになった）の発行する特診券（無料診察券）が使われることもあるが、ごく稀である。

たとえ救急車で運ばれてその時だけは治療を受けることができても、継続治療が必要な場合、通院する手立てが閉ざされているのが現実である。また、せっかく入院治療しても、それが退院後の生活再建（例えば在宅保護などに）につながらず、再び路上に出てしまい病気を再発してしまうケースも少なくない。

*神戸市のケースワーカーは、住所のない人が入院した場合、退院と同時に生活保護を打ち切るものだと思います。多くの人が多いように思える。結核（生活環境がよくなく、日ごろの栄養状態も悪い路上生活者には案外多い）に関しては、「結核予防法」に基づいて地域の保健所が対応してゆく（例えば排菌者であれば、処置能力のある病院に収容するなど）義務があるのだが、路上生活者についてはよほど本人の申し出がないと野放しされている（対応できていない）状態であり、保健所が対応しようとしても受け入れの病院がみつからないなどの深刻な問題がある。（他方では、

近ごろ話題になっていいる大阪の安田病院のように、要保護者を食い物にする病院の問題もある）。

更に、右記の入院などの継続治療や退院後の居宅保護などの生活再建を困難にする要因の一つに、アルコール依存症の問題がある。

アルコール依存症は、「飲む者が悪い」という問題ではない。一定期間アルコールを摂取している間に、飲酒を自分の意思でコントロールできなくなった状態が依存症という病氣（の特徴：症状）である。しかし、内科の医者でもアルコール依存症について理解して居ない人が多く、しばしば依存症の患者に対して「一日二合までにしなさい」などと、飲酒を容認した指導をする。これまでのところアルコール問題の解決には自助グループが最も成果を挙げているが、野宿生活していて参加するのはたやすくはない。福祉的な支援が必要だと思う。

また、アルコール中毒（依存）という言葉は、様々な偏見と結び付いているので、本人は「自分は違う」と思い、治療の必要を認める（病識をもつ）のが難しい。

路上から次の生活再建の道が見えない状況（どうせ路上から出られるはずがない」というあきらめ）も、震災後の仮設住宅の状況同様、飲酒を加速しているのかもしれない（だれもつらい路上生活を望む人はいないと思うが、もしそこから出られないとなると当面好きなお酒をセーブする意欲も失うものである。先の見通しがあつてこそ、人は辛抱強く病気を治そうとかお酒をセーブし

ようとか、依存症を治そうとかという意志が出てくるのではないか。依存症という病気を知ることと他の問題も考慮してトータルに見て行く必要がある。

本人の中に病識が出てくるまで気長に関わり続ける必要がある。

(酒造会社はコマーシャルによって、飲酒を勧め、その結果病気になる人に対しては責任を取って居ない。国も税金を取っているのに、本人の責任であるかのように振っている。依存症になろうと決心して飲み始めた人はいないだろう。)

(森山一弘・野々村健)

この会

JOCOS (日本キリスト教海外医療協力会) の関わりについて

ボランティアコーディネーター 大川記代子

(1) はじめに

JOCOSは阪神・淡路大震災後の救急救命医療活動に相当数の医療・スタッフ人員を投入して携わったあと、1995年11月より、毎木曜日の午後の交流部屋のデイサービスに大川記代子保健婦が保健ボランティアとして、又、1996年7月より小原安喜子医師が月曜日の巡回医療活動(不定期)に携わってきた。昨年と今年の「冬の家」の期間には数名のコ・メディカルスタッフが交代で保健活動に協力した。

小さな協力だが、海外の医療協力NGOであるJOCOSが、国

内の深刻な問題の一つである、「路上生活の方々の苦難」という問題に取り組みてきたことは私たちにとてもさいわい多いことであつた。

この活動はJOCOSの「震災ボランティア活動」の一環として関わってきたものだが、JOCOSが今後この活動を続けるかどうかは今年の末にボランティア活動そのものの方向が決まることになっている。

(2) JOCOSの協力活動について

小原安喜子医師の巡回医療活動は、中山手教会のデイサービスの存在を知りながらも来られない人々の健康問題に私達の方からコンタクトをとっていくあり方として、又政井医師の木曜日毎の医療活動の間をフォローするものとして、私大川個人としては意味ある活動だと受け止めている。私の保健婦としての活動については残念ながら現時点では評価・批判をどなたからも受けたことがないので、ふりかえりと展望がしにくい状況である。

それ故、どう言う観点で仕事をしているかのみを伝えることで上記の報告に合わせて、この寄稿にかえたい。

(3) 路上生活者を支援する一つの観点

「路上生活という環境におかれた状況から、可能な限りあたりまえの人間の生活を回復しなければ、人間の尊厳を守ることが出

来ない」と考えておられる、神戸の冬を支える会の活動の根幹にある点と同じ考え方を私は持っている。路上生活者をどんな生み出しているこの社会をいかに見据え、現実の大きな困難を抱えている一人一人の市民の生活を、どの様に回復し守っていくかについて、行政は眠りこけた状態にあると考える。路上生活者とそれを支える人々が一緒にあって、ことにこの行政への働きかけを中心的に取り組みをしてこられた努力は、困苦多い道のりであった。

私たち皆が関わっているのは、「居住の権利」の切り口から表現するのがいいのだろうか？「路上生活にある人々の自立支援のためである」と、私は今、他に言葉がないのでいったんこう表現しておきたい。社会の中で一人だけでは自立は出来ない。だからこそ必要ないろいろな立場からの支援をコ・ワークさせていこうとする営みを営々と続けられてきたのだ。

私が受け持っていると自覚しているのは、保健上の支援を通して、彼らの「自らのこころの立ち上がり」というテーマの角度である。自らの人生と考えを点検、確認し、ほんとうに自分をよく理解するところから、今日からの人生と対峙することがはじまるので、時間を必要とする。何気ない対話も細微な保健活動も皆、根底にこのことを置いているつもりである。しかし、この内面の自立の問題はこの活動に関わる全ての人がとらえておくべき課題である。

(4) 人間の尊厳とは

私たちの支援活動をすすめていく時、一人の人間としての尊厳を回復し、保つていこうという視点を持つのに、少なくとも二つの視点が必要だと思っている。抽象的な表現を許して戴きたいが、その一つは、路上生活下にあるこの一人の人が、むしろ誰一人の関与もない状況で自らが自己の支援を貫いていかなければならないという課題である。もう一つは、社会の中で権利と責任が果たされることである。一人一人の市民に当然求められていることである。自己をよく支援し、他者や社会に関与し助けていく責任である。

ここで一つ投げかけたかったのは、たとえば支援の仲間を増やすという運動にしても、仲間のつどいを持つ時でも、又対市交渉活動にしても、何をやる時も、かれらの権利は責任と同時にあることを考えておかなければならない。自己の人生と社会に対して責任を果たしていくことは、権利へのアクションの後に控えているものではなくて、権利へのとりくみと同時にとらえられているなければならないものであるということである。ひとりの人間の本来の尊厳の成立はこの二つが同時に、しかととらえられ、すすめていく上に成り立つものと私は考えている。私たちのこの運動の根幹にこの点をどのようにおさえていくかについて、今後とも互いの討論をよくなし、取り組んでいくことが大切だと思う。

(五) 労働―仕事・労災・不払い

〈出会った方々の話〉

● 昨年5月中旬頃、JR神戸駅地下に向かう階段で寝泊まりさせていたMさんの話。

Mさんは元溶接工で大型特殊の運転もできるが、20年ぐらい前からの不景気で定職を失い、日雇いの仕事を求めて転々としている。青カンしているときもあるが、映画館などで夜を明かすこともある。仲間をつくると、お酒や人間関係などこみいったことが起こってくるので、基本的には一人で行動する、と言う。そのMさんが、震災後の神戸には建設や土木の仕事が沢山ありほしくないかと神戸にやってきた。そしてある土建会社(〇〇組)の飯場に入った。そして、現場での人使いが荒く二人で運ぶような重たいものをやかましく言って一人で運ばせるし、Mさんは酒も飲まないのに食費や宿代やらと一緒に給料から天引きされて、一ヶ月ほどその飯場に居たのにもらった給料はたったの数千円だった。神戸には大阪の釜ヶ崎のように労働者の組合がないので、そういう不当なことに一人では立ち打ちできないから、飯場から不払いのまま追放されてくるしかない。また、自分は大型特殊を操縦できるが、日雇いの者にそういう技術職はなかなか回ってこない(大型特殊の機械はリースだが、会社が機械をリースするときリース会社は運転手までつけてくるシステムらしい)。労働者の組合がないと、土建会社のしたい放題だし、白手帳(注1)もない。神戸にも組合が必要、とはMさんの言葉。

注1：白手帳とは、雇用保険日雇労働被保険者手帳のこと。この手帳に雇用保険印紙を二ヶ月に28枚貼ると、三ヶ月目から雇用保険、一日分六千二百円が支給される。白手帳の登録には「住民票提出の義務化」がある。

● 昨年6月下旬頃、JR神戸駅地下に向かう階段で寝泊まりしていたKさんの話。

Kさんは地元長田区の方の出身で54才の男性。若い頃は友達のパールでバーテンをしていたが、お酒をあまり飲めないのに客からお酒を飲まされるのが続いて肝臓を悪くし、働けなくなつて経営者の友達からおっぱり出された。体を悪くして仕事もできないため、生保にかかり神鋼病院に入院。退院後は更生センターに入所しはじめにやつて職員から目をかけられていたが、仲間のねたみをかき、耐えられなくなつて職員には黙って更生センターを出た。かわいがつてもらっていたのに更生を出たから、もう絶対に更生センターにはもどれない、とのこと。そのMさんが酔っ払いの喧嘩に巻き込まれ、煉瓦で頭を殴られて15針も縫うケガをした。そのときは病院で縫合をしたが、お金がなく通院もできず、抜糸に行けないと言われる。中山手の交流部屋を紹介し、二度に渡つて抜糸をしてもらった。そんなKさんが、更生センターのお世話にならずに自分でアパートを見つけ、そこで在宅保護を受けて、生活の再建を図ろうとされた。友達の紹介で、家賃三万八千円、敷金30万円で、最後もなけなしの貯金をはたき7月5日から入居し、入居したら更生センターのケースワーカーを通じて生保の手

続きをしてもらうということだった。しかし、友達の紹介というのは嘘で、結局Mさんはなけなしの30万円を失い、アパートにも入れなかった。そのときのKさんは生きる氣力を失い、「なんで自分ばかりこんな目に遭うのか」「死にたい」と嘆いておられた。しかしそれでも自分で何とかしなければならぬと、ある工事現場の飯場に一か月ほど入られたが、もともと体が丈夫でなくきつい仕事には耐えられないのと、飯場滞在の諸費用を給料から天引きされ、その上飯場で行なわれる博打(したくもないのに)をせねばならず、残った給料全部巻き上げられてしまった。一か月ほどそこにいたが、体のしんどさと、人間関係のしんどさが重なり、耐え切れず出てきた、と言う。

Kさんは失意の中、これも友達のとつてで、湊川公園内にあるビールテントを譲り受け、JR神戸駅から湊川公園に移って生活しておられたが、昨年12月中旬テントの中で亡くなられていた。Kさんが亡くなって間もなく、そのテントは放火によって全焼した。その翌日から、湊川公園で神戸の冬を支える会の越年・越冬活動がはじまった。

●今年5月中旬、メトロ神戸に向かう階段の踊り場におられたWさんの話。

Wさんは50歳前後の男性で、仕事のない大阪(釜ヶ崎)から仕事を求めて神戸にやってくる、M市にあるS建設のK親方に誘われ、賃金一日一万三千五百円の約束でその飯場に入った。ところが、行ってみると現場での人使いが荒く氣にくわないと感じる。

職人の暴力を振るわれ、おまけに賃金の天引きであれやこれやと引かれ(普通飯場滞在費の天引きは一日三千円位)ほとんど手元にはもらえない。天引きの内訳を教えてほしいと言うと、又殴る、蹴るの暴力をふるわれる。一か月ほど我慢したが、耐えきれず、給料をもらわないまま逃げてきた。何とか、未払いの給料をもらう手立ではないか、と言われる。S建設の飯場に行き、同じような被害に遇った人は多く、以前、釜ヶ崎では組合で談判に出かけたり、S建設に行くなとキャンペーンをはり、K親方に謝罪させたことがあるそうだ。

労働者の組合が末だない神戸で、暴力をふるい、たまらなくなつて(給料を払わないまま)出て行かせる、のがS建設のK親方のやり方だが、中途半端な抗議をしたらWさんや当事者の方々に「だれがチクったか」と報復が行く。大阪や神戸の労働者の団結の中で、事実関係をきちつと聞き取って行く作業を蓄積して、時がきたらきちつと談判・抗議する体制が必要と思われる。

今紹介された様に、賃金の不払い、飯場での暴力など、明白に違法な犯罪が横行している。その違法を取り締まる責任のある機関が労働者を守るために行動しないことは、許しがたいことだ。しかし、神戸では違法行為が放置されていると言うのが現状である。

●今、最も深刻な問題の一つは「仕事がない」と言うことである。日雇労働者には保障と言えるものはほとんどない。法的にはどんな事業所でも入らなければならない日雇労働者の雇用保険の

制度があるが、神戸では保険料を払う雇い主がほとんどないので、事実上制度がないに等しい。雇用保険被保険者手帳（白手帳）に、仕事に行くたびに雇い主に印紙を貼って貰い、前の二か月間に28枚以上貼つてあると次の月の毎週二日目のあぶれた（雇つて貰えなかった）日からアブレ手当が貰える制度があるが、神戸の業者は印紙を貼らない。日雇とは、毎日改めて雇われるという仕組みだから、雇われなかった日は、首になったわけでもない。パプルの後、と言うよりパプル以前にも日雇の仕事は減少傾向にあったが、パプルによって一時期この減少傾向が中断し、雇用は膨れ上がった。そしてパプル崩壊後、仕事の減少傾向は強まった。（これを書いている今、大阪でも神戸でも仕事に付けない人が激増し、部屋代を払えなくて野宿する人が増えている）。

それでも、若い人は高齢者よりはまだ雇われる機会が多かった。高齢者（55歳位以上）と見られるとほとんど雇われることはない。（最近では若い人も仕事に就けないでいる）。日雇の仕事がなければ他の仕事に就くことができるが、住所や保証人がなければ日雇以外の仕事に就くことは殆ど不可能だし、仮に雇われたとしても、月給を貰うまでの期間、飲まず食わずで働くことはできないから、貯えのない、今日の食事に事欠く人には月給の仕事は意味がない。この期間の立ち上りを支援するシステムも必要だろう。また、雇用の構造に変化が起きているように思われる。多くの工事が行われていても寄せ場に求人が来ていない。つまりこれまで日雇い労働して来た人が雇われていない。その代わりに、別の雇用の

仕組みに変わりつつあるように感じられる。実情の調査と打撃策の研究が必要だと思う。

● 労災について

私達が夜回りなどで出会う人の多くは、仕事もできなくなった要保護状態の方であり、現役で日雇労働を出来ている人に会うことは少ない。そのため「支える会」は労働問題に取り組む機会も少ないし、力もない。また、労働に係わる問題は、労働者自身が団結しなければ解決しない。それでも、何人かの方からは前述のように飯場のこと、仕事のないことなどを聞く機会があった。

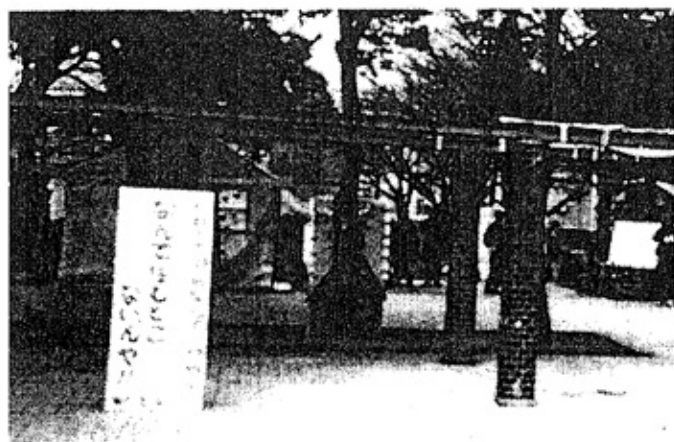
そうした中に、仕事に怪我をしたが労働災害として扱われなという問題がある。労災扱いになれば、①治療費が労災保険から支払われる、②働けない期間中は平均賃金の6割が受け取れる（から安心して完治するまで治療に専念出来る）、③後遺症や障害などが残った場合一定の補償が受けられる。これらのことは、働く者にとって当たり前すぎる位当たり前の事なのだが、日雇労働者には（特に神戸では）保証されていない。

○ Mさんは、ある学校のコンクリートの床をはつる仕事をしていて、足にケガをした。いつも仕事を貰っている親方の上の会社の人が病院に連れて行ってくれて、そのときは治療して貰った。その後、通院するのに、毎日親方から現金を貰って治療費を払ってきたが、その治療費や、その間の生活費は、親方に対する前借りになる。早く、働いて返せと言われ、相談に来られたが、上の会社がどこか、もっと上はどこか、全く分からないという。現場

を調べると、県立高校なので、県がどこに発注したか調べ、元請会社が分かった。次にいくつかの下請けの中で、コンクリートのはつりをした会社を突き止めたが、いまだら労災と言われても困るという。しかし、責任のある相手が分かったので、何とかなると思ったが、Mさんがしりごみした。今労災を要求すると、今後その親方から仕事が貰えなくなる、だからもういい。こうして、ケガしても何の補償もないまま、治療費や生活費は借金になって、ボロボロになるまで働かざるを得ない。

○Hさんは、埼玉で労災事故にあり、治療の途中で神戸に戻り、友人宅に世話になった。しかし、いつまでも居れないので出た、といって湊川神社の裏で野宿しておられた。休業補償を貰いたい、埼玉まで行く交通費がないという相談だった。千葉の会社（親方）を通して埼玉に行ったが、最初の日に、高さ3メートル程もあるコンクリートの塊の下敷きになって骨盤が四つに割れた。クレーンで吊り上げるときに、ワイヤーの掛け方が悪くて、倒れてきたとのこと。治療費については労災扱いになったが、元請けでなく、下請け会社の労災を使わせてもらったと、Hさんを直接雇った親方（Tさん）は言う。そのために自分（Tさん）は下請け会社に対して100万円払ったとも言っている。休業補償について話すと、Hさんが神戸に来てしまったことにひどく立腹していて話にならないので、元請会社と話し合っ解決した。この交渉の過程で、親方（Tさん）は「元請会社には言わないでくれ。元請会社の労災を使うと自分が仕事を貰えなくなる。」年間数千万円の仕事を貰

えなくなると自分は食って行けなくなる。」と、もみ消そうとした。○Kさんは、大阪の冷凍倉庫で働いたとき、薄い手袋しか支給されず、凍傷になった。しびれて仕事ができない、との訴えを聞いた。しびれが凍傷によるものか確認したうえで会社と掛け合おうと病院に行くと、会社から仕事に凍傷になったという証明を貰ってこいと言われた。遠方の会社で名前もはっきりしないので、調べに行こうとしている間に、本人はしびれをきらして九州に仕事を探しに行ってしまう、尻切れトンボで終わった。労働問題については、まだまだ取り組めていないのが現状である。



五、『越年。越冬の取り組み』

越年の取り組み

《越年の取り組みに向けて》

去年の『冬の家』は状況が解らないままにテントを建てたようなどころがありました。もちろんそこから第二期も始まったのですが、新たに夜まわりなどを通してふれあつてゆく中で、神戸の特徴の一つがはつきりしてきました。それは大きな寄せ場がなく、野宿している人が一ヶ所には居なく、あちこちに居て、また居る場所を離れられない事情を持っているという人も沢山いるということでした。荒ゴミから使えるものを掘り出したり、ダンボール、アルミ、銅等の廃品を回収して売ったり、期限切れの弁当を利用していたりして生活しています。そのためにその場を離れられない人が多いのです（食事の出ない更生援護相談所に行かない理由の一つはここにありますが）。中には去年のようなテントを望む声もありましたが、張つても維持できない現実がありました。そこで年末から年始までの越年期間（それ以後4月までは越冬期間として計画する）を、宿泊テントを張るというのではなく、普段の活動を継続しながらどこか集える場を当事者と一緒に作つてゆきながら相談や話しあい、炊き出し等をしてゆくことにしました。

《取り組み内容》

◎テーマ：「何で住むとこないねん！」

◎期間：1996年12月25日～1997年1月10日 毎日正午～

午後5時

◎相談窓口、炊き出しのために湊川公園にテントを張る（テントは毎日建て、その日のうちに撤収）

・相談窓口（連日）Ⅱ緊急の相談、健康の相談、長期的な相談を受ける。医療相談には中山手で医療相談をしている政井先生やJCCSの大川さんやその他の人にお願ひする事にしました。

・聞き取り（連日）Ⅱなぜ野宿せざるをえなくなったのか、住む所をえられないか、話しを聞かせてもらう。福祉の現状・違い立て、襲撃等聞くことから課題を見だし、解決につながると思う。また聞く事で関わる側の差別や偏見も是正されるだろう。

・話し合いⅡ困っている人自身が主体となる。

・ビラ配りⅡ市民に問題の所存を知らせる。

・日中まわり・病院訪問・炊き出し・行政に訴える、など。

◎グループ日常活動の強化：中山手は土曜日の夜まわりの追加

《越年取り組み軌跡、概要》

25日：越年の取り組みが始まる。軽食（ラーメン、コーヒ、お茶）を始める。

ビラ配り（当事者、市民向け両方）。ボランティアへのオリエンテーションを毎日してゆくことに。

27日：現役労働者の仕事は切れて、公園に戻ってくるのが目立つ神戸新聞に越年取り組みの記事が掲載。ラーメンの数倍増。

29日：当事者とビラ配りをする。・1人病院へ搬送。

30日：炊き出し始まる。・市の越年対策も始まるので一応紹介。
初めて会う方が多い。

・ピラ配り。・日まわり。

1997年1月

1日：炊き出し。話し合い。中山手の初風呂。

2日：炊き出し。餅つき。希望者を市の施設へ移送。日まわり。

3日：炊き出し。話し合い（神戸市の施設について）。日まわり。

4日：炊き出し。話し合い（追い立てについて）。フルート演奏会。
炊き出し終わる。

6日：神戸市役所に挨拶に／野宿している人がいる事を認識して欲しい。当事者の声を聞く場を持つように促した。

・釜ヶ崎より応援に駆けつけてくれた仲間と交流の場を持った。

8日：病院訪問。市との話し合いの日程決まる（1月20日）。

10日：20日の交渉のピラ配り。話し合い（取り組み後の活動の継続、交渉への呼びかけ）

《取り組み、相談・炊き出し状況と課題》

	生活相談	開取り	医療相談	ラーメン	炊き出し	病院施設	散髪	足湯	ボランティア
12月25日	1	1	10	51		1；施			16
12月26日	6	3	6	100					25
12月27日	0	4	3	125		2；施			21
12月28日	5	5	21	203			15		27
12月29日	5	4	6	220		1病3施	7		29
12月30日	2	5	2	171	300		8	20	54
12月31日	0	0	21	197	300	1；病	16	20	61
1月1日	4	3	20	149	270	3；病	13		55
1月2日	0	1	13	166	270	6；施			70
1月3日	1	2	14	206	274	2；施	4		51
1月4日	1	10	22	303	270	1病5施			45
1月5日	5	8	14	248					27
1月6日	1	4	10	276		18市所			25
1月7日	3	4	9	251					11
1月8日	3	0	20	243					25
1月9日	2	1	9	192		1；施			26
1月10日	1	3	7	248		1施1生			24
合計	40	58	207	3,349	1,684		63	40	592

《取り組み、相談・炊き出し状況と課題》

◎ ラーメン、炊き出しの数は食数。

◎ 炊き出しが始まってからもラーメンの数が減ることはなかった。
(神戸市の越年対策期間中、更生援護相談所から歩いて食べに来る人がいた)

◎ 医療相談は延べ207人が利用。

・ 半数近い方がカゼの症状を訴えていた。寒さだけでなく栄養状態が悪いためにカゼをひきやすく、なかなか治りにくいようだ。カゼが命取りになりかねない。

・ 歯痛を訴える人もいた。建築、土木現場などで力仕事をしてきたために歯が悪い人が多い。歯が悪いということは、かんで食べられないので多くの方が同時に胃腸を悪くしている。

・ 腰痛や両足の痛み、しびれ等を訴える人もいたが以前の現場で痛めたところと言う方がおり、満足な治療もできず野宿を余儀なくされ悪化していると思われる。アルコール問題で相談に来た人は少なかったが、通年の係わりの中ではアルコールの事は大きな問題になっている。

◎ 期間中、越年対策をしている更生援護相談所(市の施設)に希望者を何人か移送したが、市の対策の始まりと仕事が切れて戻ってくる時期との間にずれがある。またいくら越年対策をしていても、それを周知徹底できていないので知らずに野宿をしている人も多い。

◎ 生活相談をしたものの、個々の事情とニーズが違う一人一人に

相応な対応が出来る受け皿が行政側になかったために、根本的な解決につなげる事に

◎ 期間中テントを利用する人にいくつかの項目を挙げてアンケートを取り、仲間の声として公園内に張り出したが、その中の多くの要望を勝ち取ってゆく動きまでにはいかなかった。しかし、1月20日の市との話し合いでは16人の仲間が集い、共に声をあげた。

◎ 市民へのアピールとして、看板を作り通りがかりの方が読んで行けるようにしたり、ビラまきもして野宿の問題の理解を求めた。テントの側に、路上で亡くなった方々の名前や写真を置いた祭壇を設けたが、通りかかりの人が手を合わせて行くこともあったし、供え物を持ってきた人もいた。地域の通り道になっているので、多くの方々が興味を持ってテントに来ていた。日頃気になりながらも何も出来ていなかったので応援してくれた商店街の人や、いつも気にしていた野宿している人にビラを持って行ってテントの事を紹介した方等、地域の方にも協力していただきました。

つづき

それでも一歩前進

釜ヶ崎キリスト教協友会 小柳 伸顕

今年の越冬は、昨年に比較して楽しかったなどと言えはひんしゅくをかうかも知れない。野宿を余儀なくさせられ、仕事の保障やその日の糧を欠く当事者から見れば「なんと無責任なことを」と

も言われそうだが、でもこれが正直な感想である。

淺川公園を歩いて越冬テント村へと行くと、昨年の越冬期に感じた緊張感はなかった。遠くから見た光景もその一つである。

忙しそうにトラックから荷物を下ろすスタッフや当事者の人々が「支援する側」「支援される側」とは見えなかった。まさに仲間であった。テントを一緒に張るときもそう思った。厳しいが、一緒に生きる喜びみたいなものを共有できているとも思った。

政井さんの診療などみてもその感を強くした。医者と患者ではなく、この厳しさを一緒に生き抜く仲間とばかりの目には映った。聞き取りから発展してガードマンの仕事に就けた労働者の報告を聞いたときも、嬉しかった。その労働者が「保証人がいないから駄目ですよ……」と半分あきらめ顔で相談していたから、「決定通知」を知ったとき、他人ことには思われなかった。

そう言えば、大阪の鶴見橋中学校の有志が自分たちの支援カンパがどう使われているかを知りたいと来たことも活動の広がりを感じた。韓国から日本の友人を訪ねて来た人が、わざわざ公園のテント村に顔を出してくれた。小さなことだが大切にしたい。

公園に立てた何枚かの立看板に足をとめて読んでくれるのほけました。無言とは言え、テント村への新しい理解者を作り出したと思つた。

たしかにこんな楽観的なことばかりも言つてられないことも事実だ。行政交渉はどう進展したか。行旅死亡は一人でも少なくなることができたろうか。福祉事務所の対応は、現実をほんとうに

踏まえていたか。もっとすべきことはなかったか。不十分さはいくらでも指摘できる。しかし、今年は個別のケースに固執するなかで、野宿を余儀なくさせられている人々の状況を具体的に把握し、その解決に一步ふみ出した越冬だとほくは、いま思っている。一人よがりの結論と言われるかも知れない。この実感は、否定できない。

その意味で、今年の越冬は、昨年の冬をふまえて一步前進とほくは結論している。それもこれも、いろいろな立場の人々が各人を大切に越冬と闘った結果かも知れない。

越冬の取り組み

越冬の取り組みの中、公園に相談窓口を設ける事で日頃出会えていない方々との関わりが持てました。この関わりを広げたいという思いで、越冬後の越冬期間中も同じ公園に相談窓口を設ける事にしました。

《越冬の取り組み内容》

◎1997年2月13月末まで、週一回相談窓口を開く。

(毎週月曜日・9時30分～12時30分)

◎相談は生活相談と医療相談。

・テントを張るには人手不足もあり出来ず、毎回車で乗り入れ、その中での相談となった。

・医療相談には小原先生(JOCS)、政井先生(中山手医療相

談)の協力を仰ぎました。

◎期間中のYWCAとカリタス神戸の夜まわりに参加する。

《取り組み状況》課題》

- ・相談窓口を利用する人は毎回2〜4人。その中、更生センターへの入所、アパート入居や病院入院等がわずかにありました。
- ・市民へのピラマキも計画しましたが出来ずじまいでした。
- ・わずかな人にしか出会えていないが、通年的な活動(出張窓口など)になれば多く利用も増えるかも知れませんが、こちらの力不足も否めません。

越冬炊き出し(パプテスト)

〔炊き出し実施に当たり〕

パプテストは1996年12月30日(月)から1997年1月4日(土)までの間、炊き出しを行った。神戸市は「炊き出しは必要ない。十分に対応できる」と言う。しかし年末年始に行政が閉まり、越冬中に死者が出ている状況の中で果たしてそう言えるだろうか。

〔状況〕

メニューの決定、食材調達、テント・器材の運搬、下準備等を経て現場での炊き出しを午後2時から午後4時まで行った。並行して日中回りとチラシ配りを行った。また、米や野菜の差し入れを受け、内容が豊かにされた。

6日間を通して、

延べ ごはん約400食、汁もの約180食

炊き出し班ボランティア 延べ158名

総費用 16万円弱

〔終えて〕

○パプテストの夜回りでも出会う方が炊き出しにいられていた。
○更生センターに宿泊されている方々が何時間も歩いて、炊き出しにいられていた。

○これだけの食数が出たということは、やはり炊き出しが必要とされたのではないか。

○野宿している方と一緒に日中回りやチラシの配付が出来た。

○ボランティアが全部調理等をして提供したが、もっと当事者の方々と一緒に作り上げることが出来なかったか。

来年は、炊き出しをしなくてもいいような神戸の町になることを願います。

炊き出し表

月日	メニュー	食数(お代わり含)	天候
12/30(月)	白ご飯、豚汁、漬物	約370食	晴れ(暖かい)
12/31(火)	中華丼、中華スープ、漬物	370食	晴れ(暖かい)
1/1(水)	お雑煮(鳥、野菜、餅)、ご飯、漬物	お飯200食 雑煮50食	晴れ(暖かい)

1/2(木)

野菜鶏肉の中華風スープ、ご飯、

晴れ(風強く

1/3(金)

けんちん汁、ご飯、漬物

晴れ(風強く

1/4(土)

豚汁、ご飯、かつお梅

みぞれ(風強く

つぼ漬 220食
スープ 270食

207食 270食

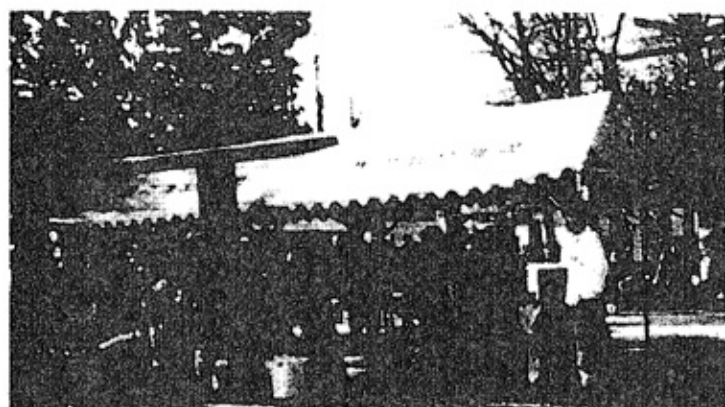
200食 270食

大変寒い)

大変寒い)

大変寒い)

(報告 岡田 有右)



仲間の声ピックアップ

1996年12月25日〜1997年1月10日

「越冬・越冬聞き取りまとめ」の中から

1、住む所について

・湊川公園でテント(吹きっさらし)で住んでいる。

・ポートアイランドで野宿、1年になる、一人で。困ったことはない。コンビニまで20〜30分位。歩くのは専門。寒いことは寒い。廃車で寝ている。車の中はとも寒い。夏はカンカンに暑い。気を付けて寝ているので死ぬことはないけど。

・現在青カン。新開地劇場で寝ていたが、今日(1997年1月2日)から現金ないので寝れない。何とかしたい。センターに行きたい。施設に入所したい。

・宇治川公園で野宿、2年位。前は5人位いたが、今は一人。ダンボールをかこっている。

・今はかごいけ荘(4ヶ月)。10ヶ月位湊川公園にいた。一昨年の1月〜去年の4月まで。5月は入院。震災時、姫路の飯場に入っていた。罹災証明は取れなかった。

・三和ホテル(一畳)、今は満杯。入る前は1年位青カン。震災時は文化に入っていた(全壊・家主死亡)。自分の部屋欲しいが。

2、仕事について

・毎日現金。ガードマンをして来た。11月末に女子大生に仕事を取られた。急に切られて困る。

・昭和33年から昭和57まで「仲仕」をした。機械になってしまった、人間はいらないと整理される前に辞めた、S33から30年位。それから日雇い。

・現在新聞地で日雇いをしてるが少ない（去年の4月から）、それまで釜ヶ崎。「顔づけ」もひどいのもう少し多く仕事を出さんといかん（水の中で仕事させたりする）。朝4時に行っても無い時がある。週3・4回位は行ける。

・全然無い、探しても無い。55年は西成で現金等で働いていた。西成は食べ物が無いから神戸に來た。炊き出しでは間に合わない。水っ腹じゃ仕事出来ない。腫瘍炎で仕事やりにくい。今までずっと日雇い。あつちこつち行ったり、西成もそう長くない。

・腰が心配。自分の体に合った仕事があれば……

3、野宿をしている所から追い立てを受けたことがありますか
・ない 22名。

・何回もある。店の人（ここ）で寝てもらおうと困る、向うに行ってくれ、別の所に行っても（風の当たらん場所）休まなあかん。ダンボールは、毎日片付けているが。

・現在警察等が時々立ち寄る。

・ルミナリエでいられなくなった。

・港の工事をしているので、あからさまに「どける」とは言わないが、邪魔にされている。感じ。居住権があるから、どける気はないけど。他に住む所を用意してくれたらどけるけど。保証して

くれたらどけるが、それまではどけない。

4、野宿をしていて襲撃を受けたことがありますか

・ない 20名。

・1度。12月31日にワンカップの空瓶を投げられた。割れていた。怪我をしたかも。寝ていたので分からないが。若い人（男女）の声で分かった。「ワー」と逃げていった。

・テントを破られたことが二回あった。やった人は知っている。本人じゃなくて人にやらせる。

・火事・火を付ける。火を付けた人は知っている。

・夏に多い。中学生に花火で火を付けられた。仕事から帰ったら毛布が焼けていた。

5、野宿をしていて病氣になった時、どうしますか（これまでどうしましたか）

・更生援護相談所にはほとんど3年位泊まっていた。更生援護相談所から病院へ行った。（足・腹が悪くて）

・我慢していた。お金がないので、見てもらえない。

・病氣の時でも、辛抱して医者にかからない。病院に行くのが好きでない。

・脱腸（仕事の疲れから）。退院後それ以降は、病院に行っていない。福祉を受けたらどうかと言われたが、働けるうちは働こうと思う。

6、福祉事務所に相談に行つたことがありますか。その時の対応はどうでしたか

・行つたことがない 21名

・病院に行かして欲しいと言つたが、住居がなかったらあかんといわれた。

・なし。色々聞かれて、悪い所をつまみ出されるのが嫌。空元気でしんどいのを隠す。仕事がないのが恥ずかしい。

・家が無い事、生活の事について相談に行つた。更生援護相談所へ行くように言われた。バス券一枚だけもらった（片道だけ）、帰りは歩き。

・更生・兵庫荘・磯上荘も知らない、行きたくない。行つた人が帰つて来るのを見て嫌になる。

7、神戸市の施設について知っていますか、利用したことがありますか

・知らない 2名。

・更生、パン一つでは一日もたない。腹が減って一日で出た。

・知っているが行かない。兵庫荘は場所が悪い、所長の態度が悪い。中の人間関係が悪い。

・知っているが、利用したことはない。

・40日間いた。規則が厳しい。人間関係がややこしい。長くいる人がいろいろ言う。1月6日まで入つても、どうせまた出なくて

はいけない。センターで一年位いないと生活保護受けられないと聞いた。一年も置いてくれないじゃないか。

・行かない。あんな所行つたら、朝荷物を持つていかなあかん。食事も困る。晩だけなので不便。

・更生センター、今泊まっている。

・知っている。更生センターは利用した。団体生活は下手、人と話すと喧嘩になる。自分は、酒を飲まん、搏打もしないので人と上手く行かない。

8、神戸市の越年対策についてどう思いますか「更生援護相談所」について

a. 施設（二段ベッド・物置・洗濯・物干し）

・二段ベッドになつたのは良いが、防災が心配。足が義足、トイレがしにくい。

・風呂に入りた。風呂に入っていない人と寝るのが嫌だ。

・越年対策を知らなかったので行つてない。

・良くやつたと思つている。去年は雑魚寝だったので。（ルミナリエに腹が立つ！わしらに金をくれ！！）

b. 炊き出し（食事の内容、期間）

・3月頃までやつて欲しい。

・神戸市が民間や当事者に言われたり、やられたりする前に先に立つてやらなあかん事や！！

- ・中味は、湊川の方が良かった。3月末までやって欲しい。
- ・元日2日の朝が弁当。他はパン・ラーメンばかり。食事はよくない。正月位もう少しましなものを出してくれ。
- ・知らなかった。
- c. 更生援護相談所に行くバス
- ・バス券は、利用した。
- ・ずいぶん楽。
- ・バス券があることは知らなかった。
- ・バス券往復出して欲しい。
- ・昨日も「またか」と言われた。(兵庫区役所守衛室で)
- d. 職員への対応(相談にのつてもらえるか)
- ・口が悪い。障害者(車椅子)の人を追い出していた。本人が「出て行く」と言っていた昨日(1月1日)の朝でも「はよ出んかい!」
- ・たらい回しの感じ。
- ・自分には良かった。しかし、愚痴をこぼせない。相談にのつてくれない。「皆と上手いことやれ」とまず言われる。
- ・相談にのつてくれない。体が悪けりやのつてくれる。
- e. その他の人間関係について
- ・まあ良い。トラブルの元になることは、お互いしない。
- ・絶対、喧嘩になる。
- ・センター等で酒を飲んでいる人との関係が辛い。薦められるのも怖い。話が合わない。

9. 神戸市に対して思うこと。意見等

- ・全て良くない。根本的に変えて行かなければ、更に青カン・野たれ死にの増加は免れぬ。県庁の労働部に言いに行ったことがある(労働条件のこと)。
- ・今は元気やけど将来のことが心配。貯金は一日千円ずつしているけど、この先どうなるか分からないから。
- ・もっと福祉に力を入れて欲しい。
- ・住む家が欲しい。免許証の再発行が出来から。
- ・言いたいことはたくさんあるけどきりがない。
- ・家を持っていたら震災証明あるけど、路上生活している人に対しては全く援助がない(義援金、仮設住宅等)。犬や猫でもあるまいし。炊き出しに並んでも「あんたには権利はない」と言われたりした。
- ・仕事を斡旋して欲しい。
- ・ルミナリエ、誰も喜んでいない。
- ・仕事があればまだまだ働ける。掃除でも軽作業でも仕事を出して欲しい。
- ・現在の所を追い出すな。

越年活動参加ボランティア感想

○さん(垂水区) 12月30日

今日は、路上生活の人の夜回りじやなく昼回りをした。同じ道

でも夜と昼全然違う風景で、まだ地震の時そのままの家等があり、いろいろ考えさせられた。私の普段の生活では考えられない凍死や、ダイエットをする人がいっぱいいる中で栄養失調等、厳しい中で生きている人がいっぱいいるんだなど、今日の炊き出しに来ている人数を見て思ったりした。もっとそういう人達がいると思うが、どうかこの冬凍死したりしないで欲しいと思う。また住む家が与えられると良いなと思う。

Nさん（奈良） 12月30日

炊き出し初日でしたが、多くの野宿の労働者がいました。初日より天候が良かったのですが、寒い日は大変だと思えます。亡くなっていく方達、犠牲者が出ないように、微力ながら炊き出しが役立てばと思います。日中回りをしましたが、何人かの方達が野宿している様子でした。チラシを配り案内しましたが、一般の方へのチラシは、無関心の人達もいますので、もっと様々な訴えの必要を感じました。もちろん行政へも。足湯の奉仕も良いかと思いました。

Tさん（奈良市） 12月30日

ピラ配りに神戸の町を歩かせて頂きましたが、まだ震災の後が残っていました。路上で生活している人達が虐げられ、住む所も奪われていることを改めて思う事が出来ました。見た目ばかり気にする今の世の中、外見ばかり気にする行政が腹立たしく感じら

れました。もっと住み良い所が出来るといいです。

Mさん（東京都） 12月31日

今日も大勢の人達が足湯をしに来てくれました。差し入れも頂きました。「一生懸命頑張るなきやいけないね」と言っていた人の言葉にこちらも励まされました。こちらが何かサービスを提供するだけでなく、テーマを決めたり、問題解決のために、路上生活者の方達と話し合う場を作っても良いのではないのでしょうか。

日	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10

六、『仲間集い』について

「自分らが言わなアカン」「ワシらの命も生活も保証されてんや」「仲間がおるんやから支え合おうや」。こんな気持ちを野宿を余儀なくされている当事者同志で確認しあつた冬の家。そのことが神戸市との交渉を実現させ、更正援護相談所の改善という事を実現させるまでになりました（第一期報告書参照）。この事は、一人一人バラバラに生活していたのが、「しやーない」と言っていたのが、『何でや！』と云つていいんだ」ということを、そして自分らで変えてゆかなければという事を、当事者が確認しはじめた時だったと思います。

第二期の『仲間集い』ではあの『冬の家』という、共に生活し共通の課題（「テントがなくなつたらどうする」）があるなかで確認できた事を、それぞれの生活の場を持ちながら日常の中で確認し、現実に変えてゆく行動に移してゆくという『冬の家』とは違う条件の中、毎月第三土曜日に続けて来ました（96年5月～97年4月までで計12回を数えました）。

《具体的に『仲間集い』の内容として》

- ・時間：毎月第三土曜日午前10時～3時頃まで
- ・場所：中山手カトリック教会内、交流の部屋にて
- ・プログラム：午前10時～当事者と一緒に昼食づくり（ボランティアと一緒に）

：午後12時から昼食

：午後1時から話し合い（約1時間くらい）

冬の家では毎晩『家族会議』という事で宿泊者全員でいろんな話をしてきました。そんな話の中から仲間という意識や、何が問題かという事や、解決のために何を要求すればいいかを自分たちの問題としてみんなで確認出来たと思います。本来問題の解決の主体は野宿を余儀なくされている人で、その解決に向けてこの『仲間集い』も彼らが企画・運営にあたり、「神戸の冬を支える会」としてはそれをサポートしてゆく事がいいのかもしれませんが、基本的にはそこを目指してゆかなければならないと思います。そのための一つとして一週間前に『準備の日』を設け、一緒に仲間集い作りを考えてみようとしたり、毎回の食事でも協力当事者と一緒に作るようにしてきました。また野宿を余儀なくされている当事者が何を問題に思い、その解決のためにどうしてゆきたいかが何よりも始めだと思えます。そのためにもそれぞれが意見を言える場が『仲間集い』の大切な要素です。そこで当事者の持つている現実、怒り、要望、希望、などを語り合えるように小グループに分かれて話し合いをし、そこから一緒に問題を見いだしてゆくことを心がけました。見えてきた課題は当事者と一緒に確認しながらその解決のために何を要望すればいいか考え、交渉へとつないでゆきました。交渉の場で『仲間集い』であがった声をまとめて出したり、当事者がその声を出してゆけたことは『仲間集

い』の一つの裏りと言えます。また野宿を余儀なくされている人の声や怒りは行政だけでなく支える会やボランティア自身の差別や偏見を取り除く事にもなりました。これも『仲間の集い』の裏りです。

12回ともそれぞれテーマを決めて話し合いを持ちましたが、中でも『第4回仲間の集い』においては、いかに野宿の生活が不安定で非健康的なもので、野宿を余儀なくされている仲間が喜んで野宿を選んでいくのではなく、自分の部屋、家を持ちたいと考えている事がはつきり解ります。『第7回仲間の集い』においては、日頃行政に対して抱いている様々な声を出しました。そこにはまさに行政の施策の不足も含まれており、行政の人間に知ってもらおうと今までの仲間の声と併せて出しました。また『第9回仲間の集い』においては越年の準備も近づいているので、この冬の過ごし方を仲間の事を考えた上で何が必要か考えてみました。以下この三つの集いで出た当事者の声を載せます。

集いのこれからの課題として、『準備の日』に来て話していた人達が当日来なくて話しにならなくなった事もあり、いかに当事者と集いを作ってゆけるのか検討しなければならぬと思います。それぞれが野宿からそうでない状態にかわってゆくために必要なモノはその人によって違うので、一つのテーマが皆に共通するとは限りません。共通するテーマの話し合いと、個別の必要に沿ったテーマを話し合う日を考える必要があると思います。またPR

や説明の不足でなかなか多くの当事者と歩調をあわせる事が出来ず、交渉の場では当事者が声を挙げ一緒にいいながら、交渉自体が支える会の一人歩きの部分もなきにしもあらずという所でした。今後はいかに当事者と共にできるか、ひいてはどこまでCB〇的な活動を目指して『仲間の集い』を位置づけてゆけるか、問われているのかもしれないと思います。

『第4回仲間の集い』報告から 1996年4月28日
テーマ「居住権―住むということについて」

―「今の生活は安全で体に良く、

生き生きしたものと言えるか」意見をだしあつた―

- ・ 下が国道だからうるさい。
- ・ 人通りが少なくなるのを待ってからしか眠れない。
- ・ 酔っぱらいにからまれる。
- ・ 更正援護相談所にいるが虫がいるし、消灯時間が決まっている。
- ・ 花火を投げ込まれる。
- ・ 誰が襲ってくるかわからない不安がある。
- ・ 自由に眠れない。
- ・ 屋根があるところが欲しい。
- ・ 他に行きようがない。どこに行ってもいっしょ。
- ―「今の野宿している場所を選んだのは何らかのいいところ
(悪いところも含めて)があるのか」意見をだし合った―
- ・ 仲間がいる。安心である。

- ・ 仕事に行きやすい。
- ・ 商店街で明るいので安心。

- ・ トイレに近い。

- ・ 食べ物を捜しやすい。

- ・ 水道が近くにある。

- ・ 酒屋の近くで酒が手に入りやすい。

- ・ 河原で水がある。

―「健康で文化的な自分なりの希望するいき場が

どんなものなのか」意見を出し合った―

- ・ 自分でできるだけの事をしたい。アパートに入りたい。
- ・ 退院したら路上ではなくアパートに入りたい。
- ・ 荷物のおける部屋が欲しい。
- ・ 高齢なので家でゆっくりテレビが見たい。
- ・ 生活保護をもらって部屋にすみたい。
- ・ 知り合いが近くにおり、アパートに住んで話したり、電話したり近所づきあいをしたい。
- ・ 自分の家が欲しい。

『第7回仲間の集い』報告から 1996年7月20日

テーマ「行政に対する苦情や希望」

- ・ 更正援護相談所に関する約束が守られていない。
- ・ 更正援護相談所に入っている人が多く、通るところがないくらいだ。

- ・ 更正援護相談所で三食出して欲しい。
- ・ 安い料金で空いている仮設住宅を貸して欲しい。
- ・ ケガをしても、福祉事務所では何も対応してくれない。
- ・ 住所がなかったら仕事をくれない。
- ・ 月、木曜日（中山手の医療相談、更正の嘱託医の診察がある日）以外の日に医療にかかりたい場合どうしたらいいか。
- ・ 仕事がないので寝る場所も不安定。更正の毛布、暖房の改善



を望む。

・更正センターの職員がうるさい。食事時間、門限など自由がない。

・更正援護相談所に宿泊しないと医療にかかれぬ。

・野宿をしていても医療を受けられる方法が必要だ。

・夏は食べ物が腐りやすいので困る。

・福祉事務所に行っても、「住所がない」と取り合ってくれない。

・住む所が欲しい、空いている仮設に入られないか。

・以上のように集ったみんなの日頃行政に対してもっている不満、

要望、希望などを出し合いましたが、このような当事者の現状を

行政側の人は知らないし、知ろうとしないのでこれまでの仲

間の声と今回の声をあわせて行政に出しました。

『第9回仲間の集い』報告から 1998年9月21日

テーマ「自分はどの冬どうするつもりか」

「仲間の事を考えて、この冬どうしたいか」

—「自分はどの冬どうするつもりか」—

・ どの冬でもない。

・ プレハブ、テントを立てる。

・ 腰が悪いので仕事は無理ではないかと不安。

・ やはり心配。身の回りの物がなくなる。

・ 年寄りには仕事がないし、冬はどうしようか。若い人に仕事を取

られる。

・ 腰が悪いし体も悪いのでどうしようもない。

・ 一人でいるのは寂しいし、病気の時も大変だった。グループで

助けあった方がいい。

・ 着る物を沢山着て暖かくして過ごす。

・ まだ解らない。

・ 寝る所があるから平気。

・ 更正援護相談所で過ごす。

・ また病院に行きたいけれど…。

・ 仕事は軌道に乗れば、兵庫荘にでも入りたい。

・ 暖かい物が欲しい。

・ 更正援護相談所に荷物がおけないのが困る。置く場所が欲しい。

・ 去年は友人が助けてくれたけど、今年は…。

・ 更正には絶対行かないが、その時の事はまだ。

・ 去年テントがあつたのは知っていたが行かなかった。ビール瓶

や一升瓶にお湯を入れてユタンボ代わりにしている。

・ 今の所で寝ている。

・ 寒い時はダンボールで囲って毛布で外から冷え込まないように、

自分なりに考えている。

・ 仕事もだが、荷物を置いて、ちゃんと安心して落ちつける場所

がないと困る。寝ている間に2回荷物を取られた。

・ せめて洗濯した毛布が欲しい。

・ 去年の正月は飯場にいた、6月頃まで。今年はいけそうもない。

・ どこに行っても追い出される、どこに行ったらいいか解らない。

野宿できる場所を指定して欲しい。

―「仲間の事を考えて、この冬どうしたらいいか」―

・仲間が沢山いるから要求すれば（横浜、大阪のように）建ててくれるだろう（臨時宿泊施設のことと思う）

・アオカンよりテントがいい。

・更正センターを追いついて、次に行くとダメ。古い人は3年も4年もある。新しい人は三か月で出される。不公平だ。

・毛布などを配給して欲しい。テントを張っても寝るだけやったら意味がない。食事や配給が欲しい。

・仲間が近くにいたら荷物をみてもらえ。

・グループとなるとなかなか難しいと思う。経験が浅いので。

・体の悪い人や、コツを知らない人の食事が気になる。

・去年みたいにテントを張った方がいい。

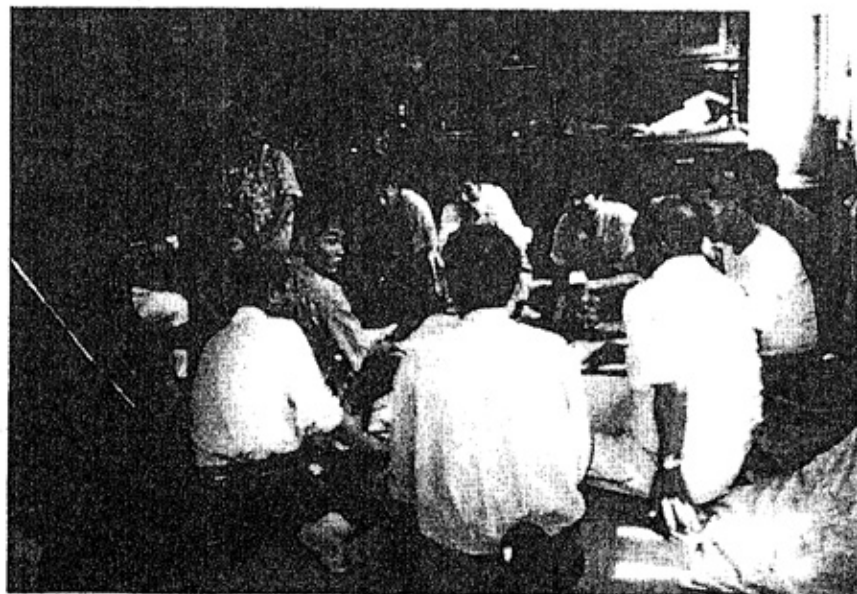
・仲間の事を考えるならテントを張った方がいい。

・僕は一人で何とかやってゆけるけど、みんなの事を考えるなら、一緒にいて、いざとなったら直ぐ救急施設にいける。暖も何とかとれる。

・みんなのためなら、できるならテントを張ってもらって一緒にいるのがいい。

・一人で居たら誰にも声をかけられず、病院にもいけない。

・俺は今二人で居るけれど、何かあったら声を掛け合うようにしている。



七、第二期行政交渉について

1 第二期の交渉に向けて

《当事者の声》

第二期に入り行政交渉について運営委員会で話し合われた結果、何が問題なのか当事者と一縮に考えようと、7月の「仲間の集い」で「行政に対する苦情や希望」というテーマで話し合いをしました。29人の仲間が参加して、日頃の行政への苦情や希望を自由に話し合いました。そこであがった声には様々な問題が含まれていました（『仲間の集い』参照）。その中からどれを交渉の課題にしていくかを当事者と共に詰めてゆく作業までは出来ていませんが、とりあえず今まで聞いてきた多くの声と合わせて問題を整理し、具体的にしていくために支える会として合宿をすることにしました。

《交渉に向けての合宿（7/21）》

合宿では、これまでの関わりを通して見えてきた問題、当事者の声の中に含まれている問題を参加者と共有しながら今後の交渉について話し合いをしました。問題の多さと深刻さを改めて痛感しながら、これまでに提出してきた要求は基本的に継続する事を前提に、野宿を余儀なくされている方の人権と強制撤去そして緊急課題が取り上げられ、とりあえず緊急の課題としてこの冬の対策と約束の順行について交渉していく事にしました。

II 交渉の内容とその評価・課題

①神戸市の約束（更生援護相談所の改善）の履行に関して（1996年7月）

（交渉の内容）

・ 96年1月に冬の家に宿泊していた仲間と共に更生援護相談所の改善を求め、市は定員増加と暖房設置のための改修工事を約束していたので、その約束の履行が実現されるのか、その工事の内容、予算、時期等を質問しました。それに対して市は、現在の畳44畳から二段ベッドで78人宿泊可能とする。暖房設備もボイラー・スチーム式とする。11月初旬には完成予定等の返答がありました。

（評価と課題）

・ 宿泊人数が増加し暖房が設置されたのは一応評価できると思います。またアルコールの問題を抱えている人のために断酒会やクリニック等と連携して治療を模索しようとしているのも評価できます。しかしソフト面（トイレや職員の増加等）は考えられておらず、未だ不十分といわざるを得ません。また施設が一つしかなく人数に限界があること、食事がなかったために利用者が限られてしまうなど、施設本来の性格・役割がはつきりしません。必要なら食事のある別の施設の増設等も併せて、今後交渉の課題にしてゆきたいと思います。

②神戸市の野宿を余儀なくされている人への対策について

・冬の対策について

（交渉の内容）（1996年9月・11月・12月）

・神戸市は更生支援相談所を改善し「収容と管理」をする事で野宿を余儀なくされている人への対応は十分だと考えているように見えます。しかし「収容と管理」だけでは野宿の問題の根本的解決にはなりません。神戸市として様々な状況の中で野宿を余儀なくされている人の事をどう理解し、解決のためにどのような対策を考えているのか、基本的な考え方を明らかにするように、またこの冬の対策も明らかにするように何回か交渉を持ち、要求してきました。（96年9月・11月・12月）

・9月13日に要望書を出しその回答で、野宿に至った経過には様々な事情がある事を聞いていたと言いつつも、それらへの解決については述べられませんでした。一応事が起こったら対応する窓口が、市民局で関係部署にも連絡して対応するという事。

また野宿をしている人は増えているとは認識していない。その他に越年・越冬の対策を去年より減少するなどの回答がありました（越年対策は去年が12月31日～1月8日でしたが、今回回答では12月30日～1月6日まで。また去年は越年対策後、暖かくなるまでの越冬の間は連日1食の炊き出しが3月15日までであったのが、炊き出しは1月中だけ）

・回答の内容があまりにも不十分なために、再要望を11月に出す事にしました。

・再要望においては、野宿を余儀なくされている人々の問題を理

解し、解決を検討し、立案するための機関の設置を要求しました。また野宿を余儀なくされている人は増加しており、越年・越冬の対策も去年以上の努力をするように申し入れました。加えて更生支援相談所のソフト面（トイレ・風呂・食事の保証）を要望しました。

・それに対して市の回答としては、「専門の部署、機関はつくれない」「越年・越冬の対策は前回の回答の通り変更なし」「更生支援相談所のトイレ、風呂、食事はなし」というものでした。

（評価と課題）

・9月の申し入れの際には、これまで聞いてきた多くの仲間の声を集約して併せて提出しました。しかし市は、野宿を余儀なくされている人々の現状を理解しているとは思えませんが、理解しようとしているとも思えません。人権としての居住権や国連人権規約や強制撤去に反対する決議などを踏まえた理解や対策は述べられませんでした。これは、野宿を余儀なくされている人を一人の人間として、一人の市民として捉えていないと思えます。また越年・越冬の時期や内容に昨年以上の努力が認められないのは、現状の理解の不足そのものです。

・11月の交渉に於いて事が起こってからでは遅い、事が起こる前にどうすれば野宿をしなくていいようになるか、検討する機関の設置を求めましたが、その必要は認められませんでした。結局、野宿を余儀なくされている人々を「邪魔者」としか考えていないのではないかと思われまします。また越年・越冬の時期や内容を昨年

以上にする努力を求めたのに対しても、認めませんでした。これは野宿の様々な現実や当事者の声に耳を傾けようとしないう姿勢の現れですし、また更生援護相談所を改修した事が野宿の問題の解決になると勘違いしているように思えます。なんとか最後に、休庁期間の対応と越年期間終了後の炊き出しの期間については検討をするという約束はつけられましたが、それ以上の結果は得られない交渉でした。更生援護相談所の本来の性格や役割・同施設が中間施設で、その先の受け皿がないこと等は積み残しで、今後交渉の課題にしてゆかなければいけないことです。

③強制撤去や追い立てに關して

(交渉の内容)

・第一期での交渉でも立ち退きについては話し合ってきた事でした。その中で強制追い立てはしない、移動を求める理由を本人に話し移動先の相談をする等が合意されましたが、第二期に入りそれを無視した形で追い立てや張り紙等が頻発したのに対して、再度約束の確認を求めて申し入れをしました(98年11月)。

・また寝屋川市の淀川河川敷で中学生がエアガンで襲撃するとう事がありました。神戸市内でも地下鉄構内締め出しを目的とするような張り紙があったり、市立図書館まわりで野宿を余儀なくされている人を追い立てるためにフェンス工事をする等の事がありました。これらの事は、子ども達に野宿を余儀なくされている人は追い立ててもいいという教育的効果をもたらしているの

はないかと指摘し、追い立てるだけでは問題の解決にはならない事を申し入れました(97年3月)。それに対して図書館側は当事者と十分に話したし、福祉や利用できる施設を教えたと回答しました。フェンスは追い立てのためではなく安全のためだと回答しました。地下鉄構内については、交通局は野宿をしている人に対してのものではない、邪魔にならなければ居ていいと回答しました。また若者による襲撃事件等に関しては、教育委員会は命を大切にしたい教育をしているとの回答でした。

(評価と課題)

・98年11月の交渉の後、違反の張り紙を撤去して回ったり、追い立てを伝えていた当事者に『無理矢理どいてくれと言うことではない』と言って回りました。

・今回の交渉に於いて、交通局や教育委員会や図書館関係など、新たに交渉相手が広がった事は評価できると思います。

・図書館側は当事者に移動後の相談を十分にしてきたと言っていました。が、現実に更生援護相談所しか行きようがない中で相応な相談が出来るとは思えません。現実的に野宿から抜ける手だてがない事を実感していたなら、十分な相談をしたとは言えないでしょう。結局は追い立てて別の所に行ってもらったら済むと言う発想から抜けていないと思います。フェンスにしても安全対策のためと言っていました。が、追い立てのためでしかありませんでした。教育委員会に於いては、子供達へ『エアガンを買わない使わない』と指導をしたと言っていました。が、それでは問題の解決にはなり

ません。野宿の問題を、教師を始め一緒に考える事から始まるのではないかと思えます。そこに向けて一緒に何が出来るか、建設的な話し合いの場が求められると思います。

・また公園等を掃除する業者まで交渉で話し合われた事が伝わっていない事が問題になり、周知徹底すると約束しましたが、その確認をしてゆくことも今後求められると思います。

・Ⅲ野宿を余儀なくされている当事者と行政交渉

・野宿が抱える様々な問題を解決する主体は、あくまでも野宿を余儀なくされている当事者だと思えます。その意味で前記しましたように、何を問題にし何を交渉の場で申し入れ、要望してゆくかは、当事者自身が仲間と共に考え共に選んでゆくものだと思います。交渉に向かうためにはいつも「仲間の集い」で出来るだけ当事者同志で話し合い、問題を考えようとしてきました。交渉や話し合いの日には多くの当事者が参加出来るように呼びかけをして、一緒に交渉の場を作ってゆけるようにしました。

・「支える会」としても当事者をサポートしながら一緒に声をあげてゆく事を目指しますが、支援者としてだけでなく同じ神戸に住む市民として、人間として、もしかして排除する側にたっているかもしれない者として、自分の問題として声をあげてゆく責任があるのではないかと思っています。

・野宿を余儀なくされている多くの当事者は、福祉制度はお上からの慈悲という捉え方が強く、なかなか権利意識がもてずに、

行政に物を言う抵抗が拭えなかったり、慣れているという事もあって、交渉の場で声をあげてゆく事が難しいです。しかし逆に、当事者が声をあげてゆくことが状況を変えてゆく力にもなるのです。以下交渉の場であがった当事者の怒りの声を記します。

Nさん：「長時間にわたってお話をさせていただいていますが、この時間、ものすごい大事な時間なんです。今日のご飯代を稼ぐ時間なんです。夕食をあきらめて、こうやってお話をさせてもらっているんやから、肝に命じて皆の話しを真剣に聞いてもらいたい。」（荒ゴミで生活を建てている50代の男性）

Tさん：「普段は近くの風呂屋に行く人もいるけれど、僕は金儲けできひんし、年も年やから仕事を探しに行っても断られてばかりでね。生活保護を受けようかなあと思うけど、『まだ、あんたは何年間働けるから、もう一回働きなさい』と言われる。働きたいけど、行くところがあらへんからどないしたもんかね。更正センターでお世話になっているけど、どこか働きたいなあとは思いうけど、なかなか使ってもらえない。」

*更正援護相談所の虫の件について交渉中に市の職員が、宿泊している人に虫がいて施設のベッドにはいないと言いつけていたのに対して

Aさん：（服をまくり上げ、シラミにかまれたおなかをみせながら）「これ見てみい！野宿している時はこんなにならなかった。泊っているもんはみんなこんなになつてんのや。見せへんだけや！毎晩

かゆくて寝られんのか。ゆつくり休める施設が欲しい。」（この後、市の職員が虫対策を検討すると言いだした）

IV 今後の課題

・当事者が主体になってゆく交渉でなければならないと思います。が、野宿を余儀なくされている人は様々な状況にあり、要望も様々です。そんな多くの要求が絡み合う中で何を要求してゆくの、それが大きな課題です。「自分に関係している事は言うが」という事になりがちで、仲間の事まで考えてお互いの必要を互いに求めあつてゆくつながりをいかに作ってゆけるか、交渉以前の課題としてあるように思います。

・交渉内容が理解出来ないと言う意見が当事者から出た事がありました。交渉が支援者側で先走りをする事のないように絶えず当事者と一緒でありたいのです。同時に支援者側の主体的な交渉も必要です。両者をいかに組み合わせでゆくかが課題です。

・その点で、交渉の場で当事者が自由に何でも声をあげられるような時間と支援者側が言う時間を分けて交渉をした事がありましたが、それでいいのか検討する必要があると思います。

・何回か交渉を重ねて来ましたが、積み残していることが山のようにあるのが現状です。福祉事務所長委任規則の問題、敷金支給の問題、施設の問題、機関の設置等。具体的な事から大きな事まで、すべて一度の交渉の場で話し合う事は不可能です。だからといって解決していない問題をいつまでも後送りしている

事も出来ませんので、方法論の検討も求められています。



「どうも」

仲良し

水嶋 陽（専任者交流会／川崎水曜パトロールの会）
やすべえから携帯電話を渡された。

「金曜日、交渉ですよ。来てください」と、あつくんの声。

というわけで釜ヶ崎に来ていた時に神戸の交渉を知り、参加することになった。3月21日の交渉には、神戸市から交通局や教育委員会も出席した。初めは黙っていたが、段々いらいらして一時間位経って発言した。結局は、民生局・中央図書館・市営地下鉄・公園・教育委員会と、出席した行政機関を順番に批判してしまつた。ほとんどの行政側出席者が言い逃れに終始したからだ。ある野宿者が「荷物を捨てられそうだった。交渉で決めたことが守られていない」と訴える。公園の担当者は「文書は内部文書だから見せない」「徹底できてないから徹底する」と、誰も理解できそうにない屁理屈を繰り返す。しかし、教育委員会は川崎の取り組みを真剣に聞いていた。野宿の仲間への襲撃が関西でも続発し「何かしなければ」という思いがあるのだろう。民生局や広聴課以外の部署が交渉に出てくるのはとてもいい。「野宿者問題」は福祉・医療・労働・住宅といった課題にとどまらず、教育や地域そして人間同士の関係のあり方をも問う、社会まるごとへのマルチ問題提起なのだから。何回でも交渉を続けること、野宿の仲間があきらめないで参加することが、行政も含めてみんなで悩み語り身体を動かし、やがて人間の尊厳を大切にする方法を編みだし、道を

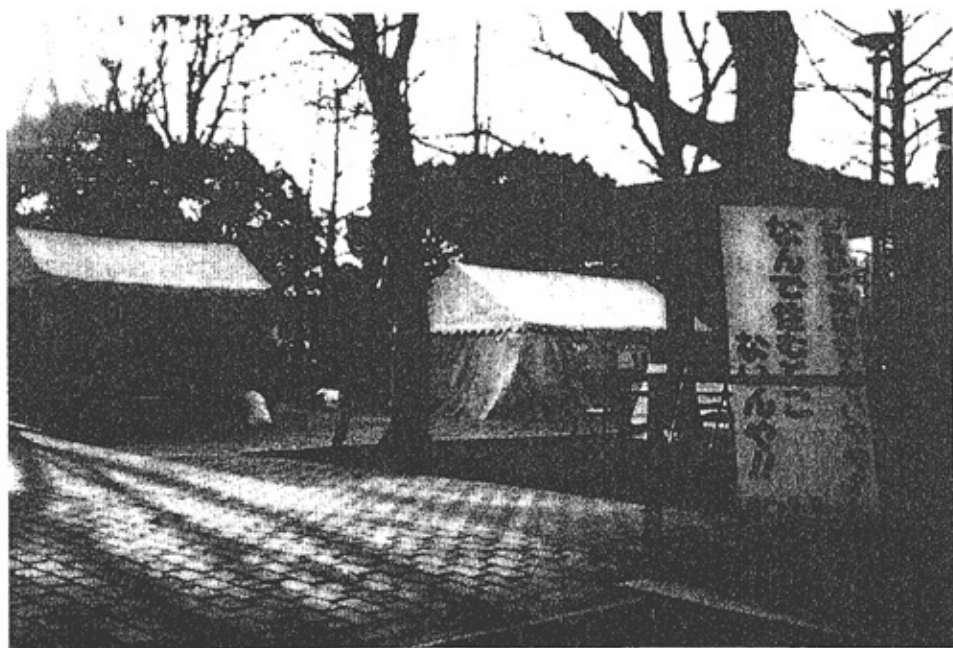
切り開いていく。

神戸と、川崎や横浜・寿とは「仲良し」だ。川崎のパトロールメンバーで神戸の活動に参加した人も多し、震災でかけつけたボランティアで、その後、川崎や寿地区に関わるようになった人もいる。私も、震災から約1ヶ月後、京都の夜まわり活動の紹介で中山手教会に世話になった。幾つもの風景と何人かの人を鮮明に覚えている。壊滅した歩道橋下の野宿場所では生活用品が粉々になり洗濯物は干したまま。朝6時に目覚ましが鳴る、漬れた新聞地のドヤ。地震発生時に投げ飛ばされた話。避難所から有形無形の排除を受けていた年老いたおっちゃん。障害者施設の炊き出しを泣きながら喜んだ頑強な野宿者。生活用品を破壊され食料入手手段をなくした野宿者は地震そのものの被災者でもあり、以前からの社会的被災者でもあった。震災後も、行政の救援対象から外され、公的な被災者空間から排除された被害者であった。

短い間だったが活動から学んだことも多い。野宿者当人と、関わる人との個的關係。これは私たちも「顔と名前の分かる関係」と言って重視しているが、神戸はより徹底していた。非常事態の滴中で結んだ絆によって、気持ちの奥深い所で安堵した人は少なくないと思う。野宿場所への毎昼夜の訪問で、若いボランティアは野宿のおっちゃんや世界中の誰よりも親しくなっていた。若者が最初とはまどいながらもすぐに慣れ、野宿のおっちゃんと人間同士ふれあっていく姿。それは、「世間の無理解・偏見」や子どもによる野宿者襲撃への具体的な反論、出合いの可能性を示してい

た。旨かった大根料理も含めて、互いの人肌の温もりが互いを包んでいた。その年の秋、私は入院したが、見舞いの寄せ書きを神戸から届けてくれた。これら全てにありがとう。

震災後、路上で「若い頃、寿にいたよ」と昔話に花が咲くことがしばしばあった。川崎の仲間で更生援護相談所に宿泊経験を持つ人もいる。人は動く。何かに追われて居場所を変えるにしても、新しい関係がそこから生まれる。どこから離れることは別のどこかに向かうことだ。人と人が出会う点を一つ一つ網状に結んでいきたい。その先に見えてくるものがきっと、ある。



『第二期神戸の冬を支える会』に多くの方からカンパや物資をお送りくださいました。ありがとうございます。お名前を紹介させていただきます。

(順不同)敬称略)

旅路の里焼き鳥/山内秀子/神戸修道院/シヨアインの幼きイエス修道会/菊沢千里/神戸北教会/愛原和子/全港西成分会/匿名/小山昭夫/後藤安子/中井正称/重森光子/影山雅子/聖ウラナ会修道院/野々村健/神戸YWCA合同祈禱週献金福岡YWCA/大久保生子/山岡善郎/聖母被昇天修道会/神戶平安教会/寿機の会・高木嘉兼/板橋俊子/浦浜友則/下山手教会/神戸修道院/シヨアインの幼きイエス修道会/西本/ロザリオ修道院/旅人/北須磨教会/関西学院大学労働問題研究部/新潟YWCA/中村雅代/森マリ/村上千代/松本伊智朗/文子/匿名/神戸北教会/主恩教会/カリタス大阪/財田佳幸/小澤たけ子/島田信一/飯塚弥生/姫路カトリック教会/野瀬販売グループ/匿名/ミチ子/カトリック社会活動神戸センター/赤波江神父/大竹絆/聖母被昇天学院チャリティ委員会/中村順之輔/君之/吉田美恵子/春日井聖ミリア幼稚園/福島YWCA/カトリック住吉・ほしのの幼稚園/カトリック住吉教会福祉部/カトリック玉造教会/浜松YWCA/ST/佐々木/山中久恵/多湖正紀/敬子/メー/神父/亀田博史/江端洗/札幌YWCA/函館YWCA/横山真樹子/山本メグ/明石カトリック教会福祉委員会/松本一/カトリック住吉教会/六甲カトリック教会福祉連絡会/浦和YWCA/酒井桃子/大阪聖ヨセフ宣教師修道女会武庫之

莊修道院/広島YWCA/工藤光子(北神共同体)/大川昭博/六甲カトリック教会/日本基督教団兵庫教区お米支援委員会/向井金蔵/間島さん/静民教会婦人会/山本保/カリタス大阪/九州女学院中学高校生徒職員一同/福島YWCA/平塚YWCA/住吉教会/菊沢千里/梅本和子/住吉カトリック教会/大阪YWCA千里センター/ミリア幼稚園/渡辺玲子/浜田英子/森定弘次/加戸玲子/戸田孝子/二宮百合子/村田悠/あけの星幼稚園/村中みわ/西尾正二/被昇天修道院/神戸バプテスト教会/黒岩恵/淡路三原伝所/小田部俊夫/中川浩/和歌山信愛修道院/市川純子/具島修/小山さん他/日本バプテスト連盟阪神淡路大震災現地支援委員会/中村えがお/聖和大学宗教委員会/ペンギンペリ館・大田健嗣・美智子/カリタス大阪神戸バザー/口田順次/神戸雲内教会/和田山地の梅伝道所/飯田輝明・瑞穂/神和教会/神戸東部教会/水口登美子/播磨新宮教会/呉YWCA/横木恵子/丸岡光太郎/カトリック大阪大司教区神戸地区(会計村田正雄)/暁光会/カトリック学園保護者会/荒井シズエ/野島美津江/板倉のり子/春日若土曜学校/藤井正晴/樺葉園子/指宿教会/横浜共立学園YWCA/加藤龍子/吉川水抄子/井手公平/柴田作治郎/愛徳カレル会/垂水修道院/北須磨教会/飯島武/日本ハート連盟関西支部/二村真代/磯野裕之/シスター佐々木美代子/井上正子/下山手教会/日曜学校/松谷卓人/戸野真千代/須磨教会/布施カトリック教会/聖ヒロニムス・ア・パウロ会大阪中央理事會/八幡宮/この木教会学校/シヤロームの家/原本哲夫/浜田玲子/安里カトリック教会/佐藤ミチ子/吉屋浜教会/栗栖幸江/通子カトリック教会/渡辺裕成/洲本教会/住吉カトリック教会/神戸YWCA救援センター事務

局、熊本YWCA、大阪市立鶴見橋中学生徒会、日本基督教団京都教区「教会と社会」特設委員会、原晃、遠清文義、棺絵里子、世光教会鹿浜会、甲東教会、上田中、中藤、鳥形、畑、糸井、小川、関学、益田、寺田、中山手、野々村、山上、田澤、戸田、洋子、日向、井金、蔵、聖母、泰、献、修、道、会、永沢、知代、旺、援助、修、道、会、岡村、聡子、愛、徳、カ、ル、メ、ル、修、道、会、聖、心、会、小林、修、道、院、聖、フランシスコ、修、道、院、山口、公子、神、戸、教、会、小、山、昭、夫、三、木、志、染、教、会、神、戸、バ、プ、テ、ス、ト、教、会、ニ、オ、ン、チ、ヤ、チ、梅、沢、村、田、正、雄、小、山、昭、夫、永、沢、知、代、吉、川、美、恵、子、河、崎、淳、子、堀、大、田、小、林、百、合、子、大、久、保、永、江、小、野、山、祐、彦、山、形、小、野、あ、ひ、こ、森、定、弘、沢、Y、W、C、A、中、藤、勝、幹、フ、ロ、イ、ン、ト、リ、ア、マ、元、氣、村、田、路、整、弘、森、島、井、狄、原、大、原、邦、清、土、田、邦、彦、山、中、と、く、い、臨、坂、永、沢、祐、カ、ト、リ、ウ、明、石、教、会、福、祉、委、員、会、内、川、玉、美、本、田、神、父、吉、田、栄、三、大、竹、榛、木、恵、子、日、本、キ、リ、ス、ト、教、海、外、医、療、協、力、会、な、も、里、の、家、竹、平、政、子、D、R、政、井、山、内、カ、リ、タ、ス、神、戸、勝、井、高、木、百、世

「協力くださった皆様のお名前を紹介させていただいたつもりではありますが、万一お名前がぬけていましたらお知らせくださるようお願いいたします。

収入		
	前期繰越金	2,919,831
	カンパ	11,416,220
	カンパ（報告書）	157,150
	利息	2,414
小	計	14,495,615
支出		
	活動費	
	ハピタット	61,670
	仲間の集い	66,946
	その他	571,675
	研修費	109,263
	会費	214,280
	通信費	271,354
	事務費	125,203
	備品費	84,060
	報告書	705,000
	雑費	10,567
	人件費	4,030,000
	資料費	2,344
小	計	6,252,362
差引		8,243,253

資産（第三期への繰り越し）

	現金	1,516,650
	銀行預金	5,069,645
	郵便振替預金	1,656,958
合	計	8,243,253

以上のように報告させていただきます。
第2期神戸の冬を支える会 会計担当

第二期神戸の冬を支える会

報告書資料

1996年11月14日

神戸市長 眞山幸俊 様

神戸の冬を支える会

代表 村田 登

1996年9月13日付け「申し入れ」に対する回答を受けて

回答内容、評価、再度の申し入れ

I 去る10月8日午前10時より、旧職安協会議室に於て、神戸市は市内の野宿当事者有志と神戸の冬を支える会に対して、上記申し入れに対する回答を行った。

文書での回答を求めていたにもかかわらず、回答が口頭でなされたので、文面を検討することができないため、我々の理解した回答内容を記して、評価することにする。

II 申し入れは、前文、申し入れ、付記、仲間の声から成っているが、回答は申し入れ部分のみに対して行われた。問題なのは回答の行われた順序である。申し入れには〈1-2-3〉という構造があるのに、市は〈3-2-1〉の順で回答することによって、申し入れの構造を破壊した。我々はまず「野宿を強いられている人々の問題に対する神戸市の理解と解決策」をただした。

基本的な考え方、問題の捕らえ方によって、解決策は変わってくるからである。神戸においても、野宿せざるをえない人々の問題は長い歴史を持っている。戦後に限っても、敗戦後の混乱期、再建・復興期、高度成長期、好況・不況の時期、農業や石炭産業の斜陽化する時期、港湾労働がコンテナ化によって激減する時期、それぞれに固有の性格を持っていた。今、バブルが崩壊し、バブル以前に始まっていた産業の空洞化やリストラの波が押し寄せる中で、かつて現役の労働者として働いてきた人々は高齢化し、仕事から排除され、野宿を止むなくされている人々の多くは要保護状態にある。神戸市の福祉事務所受委託規則（昭和37年）や事務分掌規則（昭和33年）は今日の状況に合わなくなっている。今日の時点における、基本的な考え方を明らかにすることから始めるように求めるのは、そのためである。神戸市の回答はここから始めることを避けた。そのために回答にならなかった。以下、我々の受け取った回答内容と、評価を述べる。

III 回答内容と評価

申し入れⅢ 神戸市は野宿を強いられている人々の問題をいかに理解し、どのように解決しようとしているのか、その理解と対策を明らかにせよ。

① 野宿せざるをえなくなった背景の理解。野宿せざるを得ない人をどのように考え、現状をどう認識しているのか、神戸市としての考えを明らかにせよ。

申し入れⅠの①に対する〈中藤氏〉の回答

① 更生援護相談所やパトロールで食った人から野宿に至った経過を聞いた。建築関係や重工業で働いていたが、病気で働けなくなったり、仕事なくなったことが原因。また、家族の問題、アルコール依存症の問題が絡んでいる。野宿の状況、形態も様々。たまたま仕事なくて野宿する人もいる。② 行政としては更生の職員のパトロールなどで体の具合などを聞き、話をさせて頂く。

③ 更生センターは内部作業、外部作業を再開した。

④ アルコール依存症の治療にも努めている。社会的要因の事故で落ち込んだ人も自分を見つめ直し、隅りも支えることが必要。社会的関係を取り戻すことを目指している。

〈評価〉

IIで触れたように、今回の申し入れのもっとも重要な問題である。これに、短期間で答えることは、普段からの蓄積がなければ不可能である。特に一部の専門家だけが理解しているのではなく、市としての、共通の理解を問われているので

あるから、答えるためには共同の研究作業が必要にならずである。形態は問わないが各部署が参加した検討委員会のようなものを作り、時間と予算を掛けて問題を掘下げ、対策を練るべきである。そうした作業がなければ、他の部署の人は野宿を強いられる人を公園や道路管理上の「邪魔物」としか見ないのではないか。

中藤氏の回答では、人権としての居住権、国連人権規約や強制撤去に反対する決議なども踏まえた理解や対策が述べられたとはいえない。思いつくままランダムに並べるだけでも口雇い労働者の保障のない雇用形態、あるべき保障も実現していない兵庫県神戸市の現状、震災後のドヤの崩壊、震災復興住宅プログラムが野宿者を無視していること、仕事からも排除される高齢者、これらの背後にある日本の経済状況・社会状況、土木建設業の雇用形態の変動、第1次産業の衰退、震災後の救助対象からも外された差別・人権侵害、女性への差別、林訴訟の訴えている生活保護に関する差別、繰り返される追い立てや強制撤去、頻発している野宿者襲撃、これらの背後にある差別的な市民感情にどのように対応するのか、等々多くの問題がある。また、居住権に無理解な神戸市の対応によって、震災を契機に野宿生活に入った人がいることを指摘しておく。

我々も市の施策を全て否定的に見ているわけではない。特にアルコール問題に取り組み始められたことは評価したい。更生センター、更生支援相談所についてもそれなりに評価はしている。しかし、更生支援相談所しか選択肢がないことについては強く異議を述べたい。而施設について細かな問題は山積しているがここでは触れない。しかし、更生センターが中開施設として十分に機能し、居宅保護を望む人に道を開いていないこと、更生支援相談所が食事がないために食べられない人を排除していることは、林訴訟との関連でも大きな問題だと思われる（林訴訟では稼働能力があっても、事に仕事があれば保護すべきだとされた。）ことを指摘しておきたい。

② 神戸市では「野宿」の問題について、どのような機関、あるいは部門が責任を負っているのか。また、今後どのように責任を負うつもりか。今後の交渉の窓口や、交渉の持ち方も含め、神戸市の考えを明らかにせよ。

申し入れ1の②に対する（島形氏）の回答

ケースによって、部署がはっきりしているところは、そこが対応する。野宿の問題は一部署では対応出来ない。場所もいろいろな部署が関係している。保健福祉局、市役所、建設局など関係する部署を揃えて対応している。交渉の窓口は広聴課。今後も、これまでと同じやり方でやってゆく。

（評価）

島形氏の回答は、先に述べた神戸市の＜基本的・総合的な考え方＞を形作るのはどこか、それを誰が具体化するかを考えての回答とは受け取れない。市は、申し入れや要望があれば、広聴課が窓口になる、というが、むしろ必要なのは路上での餓死や凍死などが起こる前に何をするかである。そのようなことが起こらないように、野宿しなくてもよくするにはどうすればよいか。それは広聴課の仕事を越えているのではないか。その時その時に皆を集めて出来ることではない。

①②を通して、我々が今必要だと考えていることは、小手先の回答ではない。それは、短期間に答え切れない、重い課題であるから、時間を掛け、深めなければならない。そのような機関がどうしても必要である。

申し入れ2 神戸市の今年度の越冬対策について、その内容と予算を明らかにせよ。

① 神戸市は昨年度の越冬対策に対して反省があるはずだが、それは何か。

② 越冬対策の前提として、現状と「今年の冬」をどのように考えているのか。

③ 施設や人員その他、具体的な内容、特に越冬対策が終了した以後、野宿の生活に戻らなくて良いような、前向きの方策はあるのか。

④ 越冬対策に関する予算を明らかにすること。

申し入れ2に対する（中藤氏）の回答

（当日の確認に基づいて申し入れに対応して整理した）

昨年末からテントなどで、皆さんの声を聞いて進めてきた。

- ① 反省点は、安心して泊まれる施設、更生援護相談所の暖房、その他ソフト面を改善すべきこととして把握している。亡くなった方がいたことも反省点。
- ② 夜間にパトロールしている。昨年と比べて、(野宿している人が) 増えているとは認識していない。今年は老人ホームに行ける人に行ってもらったりしている。他の施設とも関連している。
- ③ ◆更生援護相談所を2段ベッドに替え、(ベッド35×2+墊8畳) 78床に増やす。改修は10月の予定が11月にずれ、暖房はストーブでなくボイラーにする。
- ソフト面は、◆越冬対策は昨年は12月31日～1月4日だったが、この冬は12月30日から1月6日の朝まで9食用意する。◆1月中炊き出しをおこなう。◆12月上旬にメトロ神戸に臨時相談所を設ける。保健婦さんの協力で、巡回し、病気の人は施設にいてもらい、「考える」という人には次の日に臨時相談所に来てもらう。(医療・生活・更生相談を受ける) ◆越冬対策終了後、野宿しなくて済むような施策は更生援護相談所での対応。◆人質刑罰の中で更生センターの職員を2名対応した。
- ④ 予算は更生援護相談所の改修に千数百万円かける。

<評価>

中藤氏の回答は、総じて前の冬にテントを畳むに当たっての約束を実行するという事に限定されている。あの時の要求は、今テントにいる人が明日どうするか、ということに限定しての要求であった。野宿の問題を基本的に解決する方策を話し合った訳ではないし、冬全体についてカバー出来るものでもなかった。急場を如何にして凌ぐか、という「臨時の要求」だったものを、「野宿者の要求すべて」であるかのように取り違えている。

また、更生援護相談所の越冬対策や炊き出しが前年より短期間になっていることに、何の根拠も示されていない。前回より後退した対策をとるには、納得できる正当な理由が必要である。

- ① 上記のように、テントを畳むときに挙げられた更生援護相談所に対する苦情しか考慮されていない。
- ② 「増えているとは理解していない」というが、我々が夜回りやリサーチで経験している認識とは違っており、認めることはできない。今年は震災から2年目の冬ということで、支援も減り、生活条件は悪化している。仮設での生活が行き詰まって、路上に出る人なども増えている。老人ホームや他の施設へ入るケースは少なく、居宅保護への道が非常に狭い。決して楽観視出来ないはずである。
- ③ ◆更生援護相談所の増床と暖房設備のための改修は前冬の約束を実行することであって、一歩前進ではあるが新しい取り組みとはいえない。2段ベッドの設置によって定員は増えることになった。その分、ベッド以外のトイレ、風呂等の増設が不可欠である。さもないと、かえって居心地の悪いものになるであろう。◆越冬対策は前冬は1月8日朝まで行われたし、炊き出しは3月16日まで実施された。前回より後退することは、余程の理由がなければ認められない。◆最大の問題は「野宿に戻らなくて済むような」「野宿しなくて済むような」施策がないことである。更生援護相談所は結局のところ、野宿から野宿への通過点であることが多い。◆職員の増員自体は歓迎する。しかし2名の増員で以前以上の対応が出来るか疑問がある。また、更生の職員を増やしたことが、福祉事務所が対応しないことを正当化する根拠に使われることを懸念する。
- ④ 結局、更生援護相談所の改修の予算しか回答されなかった。越冬対策にはもっと多様な、人間の生死に関する事柄があるのでないか。

申し入れ8 神戸市として、問題解決に向けた積極的な対策のない中での、強制排除・強制撤去・追い立ては一切認めない。

申し入れ8に対する〈浜口氏〉の回答

公園の役割は、基本的には一般の人々の休息、観賞、遊び、スポーツ、レクリエーションの場であり、他方、災害時の緊急避難の場となる。都市公園法は公共空地を確保するために設けられた。震災に伴う利用は、1年9ヶ月の間に減り、公園として利用したいという声が大きくなってきた。「公共の利益」と「入居」のどちらが優先するかは、簡単にいえない。公団での居住は公園法、条例では認められていないが、強制排除・強制立ち退きはしていない。まず話しをさせてもらっている。公共空間は均質なサービスが前提。誰かの独占的使用は予定していない。まず、話しを聞かせて

もらうが、(市民?からの)苦情や要望が来ると「法的に」対応せざるを得ない、これまでの「支える会」との話し合いの中で、「移動先」や「分かりにくさ」など指摘を受けて「約束」をしたことにそって立ち退き期間(2週間以上とっている)の通知などを行っている。画一的対応はしていない。

(評価)

浜口氏は、「公共の利益と人権はどちらが重いとは言えない。」と述べたが、2週間の期限にこだわっているように聞こえた。「強制撤去はしない。まず、話しを聞かせてもらって」というが、その後が問題である。真にやむを得ない場合とは、本人も納得できるような場合である。そのような場合に、「1ヶ月以上の猶予期間」を申し入れており、2週間という予告期間に同意していない。まして約束はしていない。しかし、浜口氏が2週間で以降も、「生活臭のあるものは様子を見る。」といわれたことは、そこで暮らす人がいると思われる場合には一方的撤去はしないと云う意味なら、評価する。基本的人権はどのような状況のもとでも尊重されるべきものである。しかし、ここでの問題は、申し入れの1、2が充分な解決に至っていない、積極的な解決策がない中で、という理解が欠如していることである。繰り返しになるので簡単に述べるが、住宅政策(震災復興住宅プログラム)も然らず、現実に住むことの出来るアパートなどがなく、また多くの人は家賃を支払うことも困難な状態にある。働きたくとも雇われないし、自分にあった仕事がないといった状況に於て、野宿しなくて済む方策がない状況下では、いかなる言い立ても、強制撤去も基本的人権の侵害であるから、一切容認できない。

神戸市との話し合い報告

1997年3月21日 3pm-5:15pm

市役所3号館西ストロングビル2F

【3月7日付け『締め出しに関する質疑』の回答】

参加者：神戸市＝保健福祉局保護課；中藤、服部・交通局営業推進課；栗田、北井・教育委員会指導第1課；楠本、磯野 建設局公区砂防部管理課；熊口、建設 中央図書館管理課；新田、ユカワ、ムラカミ 広聴課調整係；尾形
当事者＝6名 支援者＝溝口、村田、野々村、水嶋、渋谷、松山、熊沢、平口、野下、竹中、岩井、徳田、森松

《市からの回答》

1. 中央図書館（大倉山）のフェンスについての回答（中央図書館、新田氏）

・ 図書館の敷地内の環境整備をするために96年の8月頃から溝りにいる人とアドバイスも含めて話をしてきた。

①どのようなフェンスか

・ 1号館北、建物周辺の1メートル角の側溝に安全対策、環境整備として立ち入りできなくする。

②何のためにはるのか

・ 側溝が危険、電気はついているが夜になると危険度も増すので、転落事故防止のため。

・ 空き缶や吸い殻の投げ捨て防止のため。窓ガラス破損防止やボヤも起きているのでその対策のため

・ ダンボールや布巾の再集積を防ぐため。又水掛けが悪くハエや蚊の発生があるため排水を良くするため。一日3000人の出入りがあり、周りで怒る人もいる。その人達の安全のため。以上の事への対策として整備事業を計画した。

③野宿している人が何故そこにいるか

・ いろんな人と話しをしているんな事情があることをうかがっている。昼間はなくて中には話ができない方もあるが、相当な人には会えたと思う。

④そこを追い立てられたらどうすればいいか

・ こちらも福祉の政策を調べたり、更生のことも話しを聞き連絡しながら当人たちと話しを進めて来た。更生支援相談所だけでは抵抗感が少ないので保護課や福祉専務所に相談するように効めている。追い立てると言うのではなく理解を求めている。

⑤国連人権規約は読んでいるか

・ 資料を通して知っているつもりだし、認識している。人権やその尊厳は守られなければならないと思っている。

2. 市営地下鉄駅コンコースの張り紙について（交通局、栗田氏）

①『禁止事項』はなにをさしているか

・ 地下鉄開業20周年を迎えた。多い日は一日の乗車人員が30万人を超える。三宮が一番利用者が多く、三宮だけで7万人の乗車人員。そのように地下鉄は公共の乗り物だから利用者にはいろいろなマナーを守るように協力をお願いしている。その協力事項をポスターや放送等を利用して訴えている。

・ 禁止事項の張り紙は構内の環境美化を目指して張ったもの。営業、ビラ配布なども禁止している。出入り口（階段の上の端）でティッシュを配っていて危険な面もあり、安全で快適な環境のための張り紙で一般的事項だ。特定の人を対象にしたものではない。

・ 2年前の地下鉄サリン事件があって通報もあるし、管理する責任がある。

②「支える会」と市との間の話し合いを理解しているか

・ 広聴課と話しをしている。個別にパトロールをしていることも知っている。利用している皆が安全に使用できるように区役所や警察とも連携している。今後も広聴課を窓口にして話し合いをされることを理解してゆきたい。関係局と綿密な話し合いをしてゆきたい。

③追い立てる事は問題の解決にはならないのでは

・ 特定の人を指していっているのではない。

②～⑤をまとめて

- ・ 寝屋川の襲撃事件後の対策として春休みに入る前にエアガンを使わない、買わない等の指導をしている。最期の休みの前に指導することで休みを充実したものにするように指導している。
- ・ 人権学習とか人間尊重教育を市として指導の中心にしている。たとえば弱い人、高齢者、ハンディのある方への人間味のある思いやりを持たせる教育や生命の尊厳の教育をしている。

《質問・意見》教育委員会へ

支：篠野さんへ、いろいろ教育しているというが今していることで十分だと思うか。今までしてきたのに現に今襲撃が起こっているのは、今している事で不十分だという事にならないか。不十分だがこれ以上できないのか。

市：十分だとは思っていない。いじめや不登校の課題をもっている。十分ではないが、それ以上の努力はと言われても、今やっているのを認めてもらわなければ。

支：いつも、『これだけやっているのにいいんじゃないか』といっているように聞こえる。こういう問題がある中で、今までやってきたことでいいのか聞きたい。もっと考え方を根本的に変えてゆく事を感じているか。

市：震災を機に命を見直す教育をしなければいけないという考えかたも出てきた。決してこれまでの事をずっとしてゆくことはないだろう。

支：震災後、神戸市は避難所から野宿している人を不逞落だから出てゆけ、といって追い出した。これは子供たちに野宿の人は追い出しても良いという事を教えているのでは？ どう思うか。

市：そのことについてはわからない。

支：だからこれまでの話し合いについて踏まえて出てこいといったのだ。今、聞いてどう思うか。

市：即答はできない。

支：考えておいてほしい。

図書館担当へ

支：各人各様の事情があることを聞いたというが

市：会える時間が少ないし、11月～12月も少なかったし。去年の8月から聞いてきたそれぞれ事情が違う。

支：その中身は

市：プライベートな事なのでみんなの前では話にくい。リストラで職場を失った人や、以前は家にいたとか、若い人もいる。

支：何人と話したか

市：整理していない。月に多い時で4～5回話している。12月以降も何回もしている。巡回しアドバイスしたり助言したりしている。図書館の事情も話している。

支：具体的に何人の人と話したのか。8月～12月まで長く話してきたというが、このニュースが出てきたのは最近。以前から関わっている僕らの人間関係がまずなかったから、そのような話しもでて来なかったのか

市：10人位までには言っている。今いない人もいる。今昼間いる人には4～6人には会っている。昨日くらいから荷物の片付けをはじめている。福祉の施設について話している。兵庫荘、更生センター、他の施設なども当てはまるのではないかとアドバイスしている。8月の段階では『荷物をおかないで』と言ってきて、1月頃から『整備事業』だからと話し始め40日位前から『工事がはじまる～』と段階をおった張り紙をしてきた。

公園砂防部管理課、浜口氏へ

支：東遊園地で植木を植えるからすぐいってくれと言われた。中藤さん、島形さんが言う事はその時だけで、下まで届いていない。職員には届いていない。下にはなんと訴えているか。

支：17日にも瀬川公園でも掃除のおばさんたちが、布団などを捨てようとしていた。

市：ここで弁解しても始まらない。話し合いの中で出てきた事は逐一話している。いろんな人が担当しているので、空白が出てこないとは言えない。学習、経験をしてゆく中で指摘されたことを受けて、今後そういうことがないようにしてゆきたい。

当：えらい人がきていた。顔みしりだった。役所はこの場かぎり、『上から言われている』と言うだけ。出てゆく事はできない。

支：今当事者がいったのが凄惨だ。坂口さんの話しが依頼を受けた方には届いていない。YWCAのまわっている束の方では生活用品が突然なくなるということが起きている。予告なしに突然だ。もしそれが意図的になされているなら悪質。そうでないならもっと徹底してほしい。

支：これまでも何回もあったし、2年も続いている。当事者にとっては大事なことで。1人2人だから許してよとは言えない。1人でも2人でももれたらアカン。その辺大事やと思ったら徹底させるのではないかな。会社やったら、こんなに徹底していなかったら廃業にならん。通じていないならどうしたら徹底できるか方法を考えてもらわなければならない。

図書館担当へ

支：更生の施設について紹介したというが、どの様な施設が知っているのか。福祉事務所での扱いについても知っているのか。

市：知っている。

支：福祉事務所にいっても相談は受け付けない。福祉事務所長委任規約についてどこまで知っていたのか。それでいて尚かつそこにいけと言ったのか。更生の施設をどこまで知って行けと言ったのか。勉める以上は知識をもっていて勧めたのだから。

市：福祉の専門ではないが知識も必要なので更生センターの職員に聞いている。具体的なことは知らない。入所の要件は知っているが…。更生の職員との連携は保っている。

支：人間関係をつくり、良く話していると言っていたがどういう話しをしているのか。フェンスをはるので理解を求めているというが

市：保護課や更生や社会福祉協議会、他のどの様な施策が適当か話している。

支：いろんな事を指示したと言うが福祉に行けば…更生にと言われ、社会福祉協議会は全く対応しないし、結局更生保護相談所だけを勧めた事になるのではないかな。そこにしか行けないのだ。

市（中藤氏）：図書館よりT先生があつたので説明した。更生保護、兵庫荘、センターのことを。

支：そんな選択肢の少ない狭い状況の中で、新田さん自身いろんな事情を聞いていると思うが、更生は遠いし、食事が出ない。食事の出ない所で生きてゆけるか。

市：どげとか、締め出しはしないし、検討する。

支：そこから出てゆかなければいけないとしたら、どうすればいいのか。これからやってゆける方法があればいいが。

市：福祉の専門家でないで。連絡、調整役をしていた。

支：それは相談をしていたのではなく、連絡をしていただけだ。

支：仕事として8ヶ月やってきたなら、相談して自分も一緒に行って福祉の話しを聞いた方がいい。そこでおかしかったら自分でおかしいと思うだろう。

市：1月20日過ぎに工事の話しを具体的にした。誤った話しはできないので具体的な話しは更生の職員に来てしてもらった。

支：あらゆる部所が関係ある。それぞれの部所がその人に出会ってもその処理について福祉に回してしまう。深刻な問題として皆が真剣に考えなければならない。自分以外の所で考えてもらうだけでは問題は解決しない。全部の部所の人が集まって、それぞれの関わりの中で考えてゆくべきだ。

市：町づくりの総合的な取組として、町づくり委員会とも連絡しながら”そそう”のないようにしている。なにぶん具体的な措置になってくると、専門職に直接的指示を仰がなければならない。

支：図書館内部では話しはしているのか。

市：現状整備として意識啓発はしている。

支：工事は何時から始めるのか？

市：該当箇所の荷物を本人が整理した。本人からも『もうすぐしたら片付けるから』というメセをもらっている。こちらから『お任せする』と言っていた。ほとんどは片付いている。支障のある場から除かれれば始めたい。3人ほど『のかす』と言っている。

支：その3人はどこに行くと言っているか。

市：更生には行きたくないと言っている。

支：別の公園に行くことになってしまうのではないか。何箇所しつこく言われたので別の公園に行っているだけ。いなくなったらフェンスを張るのだろう。

市：そこにある荷物とは相当以前からあるもの。南苑に使うモノは別にしている。

支：現実は今、多様な選択肢がない事が解ったと思うが、いろんな可能性の中で更生しかない事は解るか。

市：はい。

支：彼（荷物をどかした）が生きてゆくためにあの場近くで生活しなければいけないのは解るか。今の市のやり方では別の場に行かなければいけない。行けば又そこを追いやられる。そこで又別の場に追いやられて次の場に行く。そこも同じ。もう少し基本的な解決をしないとタライ回しをしてしまうだけではないか。市の職員がもっと考えないと根本的解決策はでてこない。

市：施策の中で更生しかないのかどうか解らんが、専門の人を呼んで相談にのるとは言っている。危険でもあるし、排除ではない。

支：安全にそこにいて生活できるフェンスにしたら…。

市：我々は図書館の利用者のために安全策を取ろうとしているのだ。水とかハエ、蚊の発生もおそれている。

支：それだったら側溝を埋めたらいい。どの様なフェンスか。

市：通常のフェンスだ。

支：それだったら火もなげられるし、石も。

市：そこに変わる場所がいろんな福祉の中で可能では。いろんな方と話しをしてゆく中で移ってゆけるのでは。

支：なんとかかなと思っているが、それは架空。どれも実用性ではない。本人は追い詰められた気分で見詰めている。選民股を提示したと思っているが実際はどうしようもない。

市：仕事もしているの、どこか行く先はないかと思っている。

支：本人が僕らに『おまえらが言ったので（行政に）追い出される』（新聞を見て）と怒って怒鳴り込んで来た。という事は以前から丁寧な説明は受けていないという事だ。

市：文書を張ったのは8月20日過ぎ。併せて貼はしてきた。初期の頃は具体的な話しはしていない。

支：今の言い方だと、ずっと以前から張り紙を張っていたことになるが。

《確認》

交通局へ

支：三宮の張り紙は野宿をしている人を特定に指しているのではないのだろうか。ティッシュ対策の張り紙も必要ではないか。

市：張り紙の記入事項にそれはかかれている。不審物はサリンを想定している。

支：それなら野宿の人が駅にいてもいいんだな。

市：通行する人にはいろんな人がいるし、点字ブロックもあるし。

支：それをよけてれば居てもいいという事か。迷惑をかけていなければいいのですね。

市：迷惑でなければいい。あきらかに迷惑なようだったらダメだが。

建設局公園管理へ

支：（立ち退き）例外があったら困る。口頭で伝えても駄目なら文書を出す必要はあるし、それでも濡れたらどういうフォローができるか考えなければならぬ。文書を出す気はあるか。

市：してまず、文書はだしている。

支：現場までは伝わっていない。相手が誰でなければならぬ。

市：ここの話しの内容は関係職員に説明しているし文書も出している。完全はないだろう。すべてのあらゆるケースは文書だけで徹底できない。

支：そのメモを下さい。当事者に配ればいい。

支：いきなり言われたらどうすればいい。

市：それがあつたら是正する。現場の隅々まで監視する事はできない。

支：そんな事がもし起こったら直接TBSに入れていいか。

市：今、それはやってもらっている。

支：目の届かない解らないところで立ち退きが行われている。

市：こちらでも24時間体制でしているのではないので、目が届かない。後援対応している。

支：僕らが対応したら、ちゃんと相手も対応するが、事算を知らない現場の人が来た時に見せられるモノにはできないか。

市：この話しはちゃんと周知徹底している。

市（島形）：去年から何回か話しをしてきたが現場の民間の業者には徹底できていなかった。今の市の仕事としては臆割りであるしかない。素人の生半可な指導ではかえって迷惑になりかねない。もし濡れが出で来たらその時は本人さんからTBSをかけてもらう。

支：いつも支える会に連絡すれば、ということではなく機関があればいいのに。

市：多くの市民課が広聴課に苦情を言ってもらえれば。

支：交渉で決めた事の方コーも広聴課か。広聴課は向の権限もない。連絡調整だけだ。徹底の仕方を文書にて公開してもらわなければ。徹底したかどうかは、どうやって解るか。

市：これからを見ていって欲しい。

支：湊川公園などの掃除は人材センターに依頼しているのでは。そこらにもちゃんと伝わるように。

市：湊川公園でトラブルがあつたのでちゃんと報告している。

支：報告したことを公表せ。

市：内部の事だから公表はできない。

支：こちらで徹底されたか確認するから湊川で掃除している会社を教えてください。

市：できない。

支：何時徹底するか。

市：それは言えない。すでに湊川公園の件では徹底した。そこにおれない場合は張り紙をする。

支：2週間たっても移動できない場合は。

市：その先も相談し続けてゆく。

教育委員会へ

支：神戸でもCチャンをなげたのは中学生、湊川公園でも連続放火事件も起こっている。野宿している人に花火をうっているのを見た。検討してほしい。

支：川崎では教師の意識を変えようとパトロールに参加している。人権教育というだけではなにも変わらない。具体的に動かないと変わらない。

以上、この返答を待ち帰ってこちらも検討してどうするか考える、今後も野宿しないですむように一緒に考えようと終わった。

野宿をされている みなさんへ

私たちは「神戸の冬を支える会」という集まりです。
去年から今年にかけての年末年始、市役所南側の東遊園地に
大型テントを張り、野宿していた大勢の仲間と、炊き出しをし、
いっしょに生活しながら、「なんで野宿せなあなんのや!」という声
を神戸市にぶつけてきました。
何度も市と話し合った結果、
市の宿泊施設でも炊き出しが
はじまり、職員の態度も少しは変わったようです。(ビラの裏をめ)
残念ながら私たちのテントは、今はありません。長くがんばれなく
てごめんなさい。今後は、こんなことをしていきます。



- ① 「夜まわり」をしています! 会ったら、声をかけてみて。
- ② 交流の場があります! 裏の地図の中山手教会で、平日の
朝9:00~夕6:00。膳房と飲み物あります。
- ③ 相談コーナー 毎週月・木・土の夜9時~11時
医療・生活相談をしています。
- ④ 仲間のつどい 毎月第3土曜、いっしょに食べながら話しましょう。
会場は 月 日(土) 23:00~
先んずく

困ったとき
ご連絡!!

078-271-7248 FAXも。

(お金のないときは「106」にかけると、料金はいりません。)
中央区、中山手教会内 **神戸の冬を支える会事務局**

- 13.3< 市の施設 いっしょ
- ※ 更生保護相談所 (無料だとおられます)
- ばし: JR灘駅 北西側 甲南タワー横
- うけつけ: 夕方5時〜夜9時 深夜2時まで職員が対応。
- 食事: ぶどうパン1枚。口数にかざりがあります。
- 宿泊: 朝8時まで。雨と雪の日は昼間も休めます。
- その他: 相談員(4-5人)がいろいろな相談に応じます。

- ※ 更生センター (病気やほかの理由で働けない人のための施設。)
- ばし: 上に同じ。

- 日に3度の食事と宿泊。
- 病気やケガの治療、職さなし、高齢者施設へのあせんなど。
- ※ 兵庫荘 (簡易宿泊施設)

- ばし: 兵庫区浜中町
- 仕事があってもドヤやアパートのない労働者のための施設。
- 料金: 部屋代 1日50円。1ヵ月払い。
- 食事なし。自炊の夕食。

くわしく知りたい方、入所したい方は連絡してください!

中央区中山手通1-28-7
カトリック中山手教会内

神戸の冬を支える会

271-7248

お金のはいりこみ 106 にかける
コレクトコールズ。

野宿をされている皆さんへ
毎週木曜日・昼からは

交流の日です



★医療相談

身体の調子が悪い人、病気に
ついて相談したいことがあれば……



★生活相談★

ちょっとだれかと話
したい、聞いて欲しい
ことがある人もとろろ



★お風呂・散髪でサッパリ!!

お風呂希望の方は昼12時30分
までに来てください



場所：中山寺カトリック教会内 交流部屋

カトリック社会活動神戸センター

☎078-271-3248

神戸の冬を支える会

☎078-271-7248





この頃あちこちで、ここで寝るなとか、ここから出て行けと立ち退きを迫られる事件が多発しています。急に工事が始まって、これまで生活していたところを追い出されたりすることもあります。

私たちは、神戸市に対して野宿しなければならない仲間の強制立ち退き・荷物の強制撤去をするなど、申し入れをしました。

それに対して、神戸市は次のように答えました。

・本人の同意がなければ、立ち退きや荷物の撤去は、強制しない。本人の同意のもとでやっています。

・予告なしに、「立ち退け、荷物を撤去しろ!!」と言わない。

・移動先を紹介する。

・必ず、身元を名乗っている。

・必ず、連絡先を言うか、掲示をする。

もし誰かが、立ち退くように言ってきたら、必ず、相手がどこの誰なのか、連絡先、なぜなのか、を聞いてください。

きちんと答えない人は、ただの嫌がらせかも知れません。市や区の役人は答える義務があります。

判ったら一人で困っていないで、私たちにも知らせてください。一緒に生きる権利を守りましょう。

神戸の冬を支える会
野々村 村田

☎078-271-7248

強制撤去は

行政の皆さんぜひお読みください

違法行為ですよ

日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

国際人権規約A規約

第3部 第11条 生活水準についての権利

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食料、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての、ならびに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適切な措置をとり、このためには、自由な合意に基づき国際協力が極めて重要であることを認める。

強制立ち退きに関する決議（1993年（国連人権委員会））

1 強制立ち退き行為は、人権、特に適切な住居への権利に対する重大な違反であることを明言する

2 強制立ち退き行為を無くするために、あらゆるレベルで直ちに対策をとることを各国政府に要請する。

3 現在強制立ち退きの脅威にさらされているすべての人々に対して、影響を受ける人々の効果的な参加や彼らとの協議・交渉に基づいて、保有条件の法的保障を授与すること、強制立ち退きに対する全き保護を与えるためのあらゆる必要な措置を講ずることを政府に要請する。

国連第2回人間居住会議 アジェンダ公約24

国際文書で規定されている適切な住居の権利を、完全かつ漸進的に実現することを再確認する。人々のシェルターの獲得と、住居及び地域の保護と向上に、国家は義務を負う。

異議、ご不審があれば下記へご連絡下さい。

神戸の冬を支える会 0078-271-7248

野々村・村田 まで

神戸の冬を支える会 0078-271-7248 村田 まで

うぶ ぶ ぶ ぶ ぶ ぶ

む ぶ

(p. x v - x x v i i 新聞記事の転載あり 省略)

編集後記

第二期報告書の発行が余りにも遅れてしまったことに大きな責任を感じると共に、支援者の皆様方、支える会の仲間たち、原稿を寄せて下さった方々、そして何よりも日々の命を路上で費やさざるを得ない当事者の方々に對して申し訳ない思いでいっぱいです。報告書の元編集責任者として皆様方に心よりお詫びを申し上げます。遅れた原因については今あれこれと申し開きをすべきではないと思い、ただひとえに私個人の力の至らなさとだけ記録いたします。ただ、今この時点でこの報告書を出していただくにあたり私なりの意味を考えますと、やはりどんな人もその生きてきた記録が地上に留められるべきであると思うことです。特に、路上で暮らさざるを得ない人たちは誰に見取られることもなく公園の片隅などで命をじくされることが多く、人間の尤も厳粛な「死」という事例で置いてすら、例えば震災後の仮設住宅における「孤独死」と何ら連わないにもかかわらず一方のみが被災者とされる被災地の差別的な現実が、支える会の少なくとも出発点の一つ立ったと思います。「死」においてすら誰からも見向かれない同じ人間である方々に対して、一人でも多くの人が目を開き、そしてその生きておられる証が多少なりとも留められることがこの報告書の意味であるとするならば、そのことを遅らせてしまった私自身の責任は、尚更重いものであります。

人の「命」と「死」はたとえどんな人のものであれ、誰り誰がれなければならないことを自らの胸に改めて刻みながら、もう一

度皆様方にお詫びを申し上げますと共に、編集の作業を引き継いでくださった森安さんをはじめとする仲間の方々には心よりお礼を申し上げます。

(個 真人)

お詫び

本来なら、昨年にこの報告書を出すことになっていたのですが、すっかり遅くなり多くの方々にご迷惑をおかけしました。ようやく発行にこぎつけることができました。あらためてお詫びを申し上げますとともにこれからも「神戸の冬を支える会」の活動にご支援くださることをお願いいたします。

第二期神戸の冬を支える会報告書 編集委員会

神戸大学人社系図



00098105774

第二期神戸の冬を支える会 報告書

(一九九六年五月～一九九七年四月)

発行日 一九九八年一月一〇日

発行者 第四期神戸の冬を支える会

代表 村田 聡

神戸市中央区中山手通一 一二八―七

電話&ファックス 〇七八―二七一―七二四八

郵便振替 〇一一四〇―五―七五八五四

『神戸の冬を支える会』

編集 「第二期神戸の冬を支える会報告書」編集委員会

印刷 王子印刷

価額 八〇〇円